

写

令和7年 第5回定例会

# 会議録

(令和7年9月5日～10月2日)

枕崎市議会

令 和 7 年  
枕崎市議会第5回定例会会期及び会期日程

1 会 期 28日間（9月5日～10月2日）

2 会期日程

月 日 (曜)	区 分	時 間	内 容
9月 5日 (金)	本会議	前 9:30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 諸般の報告 6 行政報告 7 議案上程（日程第5号～第20号） 8 提案理由の説明、質疑 9 予算特別委員会及び決算特別委員会の設置並びに委員の選任 10 議案委員会付託 11 議案上程（日程第21号、第22号） 12 提案理由の説明 13 質疑、討論、表決 14 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 15 報告（日程第24号、第25号） 16 散 会
	委員会	後 4:19 後 4:31	1 議会運営委員会 1 予算特別委員会
9月 6日 (土)	休 会		
9月 7日 (日)	休 会		
9月 8日 (月)	本会議	前 9:30	1 開 議 2 一般質問（4名） 3 散 会
	委員会	後 1:10	議会運営委員会
9月 9日 (火)	本会議	前 9:30	1 開 議 2 一般質問（2名） 3 散 会
	委員会	前 11:45	1 産業厚生委員会
9月 10日 (水)	休 会	委員会 前 9:30	1 総務文教委員会
9月 11日 (木)	休 会	委員会 前 9:30	1 予算特別委員会

9月12日(金)	休会	委員会	前 9:30 後 2:00	1 決算特別委員会 1 予算特別委員会
9月13日(土)	休会			
9月14日(日)	休会			
9月15日(月)	休会			
9月16日(火)	休会	委員会	前 9:30	1 決算特別委員会
9月17日(水)	休会	委員会	前 9:30	1 決算特別委員会
9月18日(木)	休会	委員会	前 9:30	1 決算特別委員会
9月19日(金)	休会			
9月20日(土)	休会			
9月21日(日)	休会			
9月22日(月)	休会	委員会	前 9:30	1 議会運営委員会
9月23日(火)	休会			
9月24日(水)	休会			
9月25日(木)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 議案上程 (日程第1号—第4号) 3 委員長報告 (総務文教委員会) 4 質疑、討論、表決 5 議案上程 (日程第5号—第9号) 6 委員長報告 (予算特別委員会) 7 質疑、討論、表決 8 議案上程 (日程第10号) 9 提案理由の説明 10 質疑、討論、表決 11 散 会
9月26日(金)	休会			
9月27日(土)	休会			
9月28日(日)	休会			

9月29日（月）	休会			
9月30日（火）	休会	委員会	前 9:30	1 議会運営委員会
10月 1日（水）	休会			
10月 2日（木）	本会議		前 9:30	1 開 議 2 議案上程（日程第1号－第7号） 3 委員長報告（決算特別委員長） 4 質疑、討論、表決 5 議案上程（日程第8号） 6 提案理由の説明 7 質疑、討論、表決 10 議案上程（日程第9号） 11 提案理由の説明 12 表決 13 繼続審査申出について 14 議員派遣について 15 閉 会

# 本 会 議 第 1 日

(令和 7 年 9 月 5 日)

令 和 7 年  
枕崎市議会第5回定例会議事日程（第1号）

令和7年9月5日 午前9時30分開議

日程番号	議案番号	件名	付託委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3		諸般の報告	
4		行政報告	
5	5 8	令和7年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）	予 特
6	5 9	令和7年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	"
7	6 0	令和7年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	"
8	6 1	令和7年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）	"
9	6 2	令和7年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）	"
10	6 3	枕崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総 文
11	6 4	枕崎市職員の育児休業等に関する条例及び枕崎市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"
12	6 5	枕崎市議会議員又は枕崎市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"
13	認 1	令和6年度枕崎市一般会計歳入歳出決算	決 特
14	認 2	令和6年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算	"
15	認 3	令和6年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	"
16	認 4	令和6年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算	"

17	認5	令和6年度枕崎市立病院事業決算	
18	認6	令和6年度枕崎市水道事業決算	
19	認7	令和6年度枕崎市公共下水道事業決算	
20	陳3	日米地位協定の見直しを求める意見書の議決に関する陳情書	総文
21	66	人権擁護委員候補者の推薦について	
22	67	人権擁護委員候補者の推薦について	
23		鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	
24	報4	健全化判断比率について	
25	報5	資金不足比率について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1番 真 茅 弘 美 議員	2番 下 竹 芳 郎 議員
3番 辻 本 貴 志 議員	4番 上 迫 正 幸 議員
5番 水 野 正 子 議員	6番 立 石 幸 徳 議員
	9番 票 占 通 男 議員
10番 平 田 るり子 議員	11番 橋 口 洋 一 議員
12番 吉 嶺 周 作 議員	

1 本日の欠席議員次のとおり

7番 豊 留 榮 子 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長	畠 野 照 文 書記
宮 下 和 也 書記	吉 井 真 子 書記
山 口 美津哉 書記	

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長	本 田 親 行 副市長
山 口 太 総務課長	籠 原 正 二 企画調整課長
鮫 島 寿 文 水産商工課長	奥 山 博 史 市民生活課長
田 代 勝 義 財政課長	平 塚 孝 三 福祉課長
中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長	神 浦 正 純 建設課長
沖 園 信 也 農政課長	鮫 島 真 一 健康・こども課長
福 永 賢 一 税務課長	川 野 優 治 長寿介護課長
今 紿 黎 仁 水道課長	山 崎 弘 人 水道課参事
西 村 祐 一 市立病院事務長	橋 口 和 洋 監査委員事務局長
水 流 敏 幸 監査委員	森 智 賀 健康・こども課参事
中 村 俊 彦 農政課参事	桑 原 英 樹 水産商工課参事
立 石 秀 和 市民生活課参事	板 敷 勝 利 会計管理者兼会計課長
中 村 浩一朗 企画調整課参事	木 之下 浩 一 教育長
高 山 京 彦 教育総務課長兼給食センター所長	山 宗 功 学校教育課長
木 浦 勝 美 生涯学習課長	永 江 靖 博 農委事務局長兼農業振興係長
木 口 屋 和 彦 選管事務局長	宮 原 司 消防長
中 原 勝 一 消防総務課長兼消防団係長	中 原 広 次 警防課長兼消防署長
平 田 寿 一 総務課参事	中 山 俊 吾 総務課行政係長
星 崎 綾 乃 総務課行政係主任	吉 富 俊 作 総務課行政主事

午前9時30分 開会

○真茅弘美議長 令和7年第5回定例会が本日招集されましたが、出席議員10人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

この際、会議に入る前に御報告申し上げます。

永野慶一郎さんから、8月25日に枕崎市議会議員の辞職願が出され、8月末日付の辞職を許可いたしましたので、御報告いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

これから議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員として、2番下竹芳郎議員、11番橋口洋一議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から10月2日までの28日間にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○真茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

休会日は、御手元の会期日程に記載のとおり定めてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○真茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程は、御手元の会期日程によりますので、御承知おき願います。

次に、日程第3号諸般の報告を行います。

監査委員から、6月、7月及び8月執行の例月現金出納検査結果報告書を受理し、事務局に保管してありますので、御閲覧願います。

また、令和7年第4回定例会以後の議長会等の報告につきましては、御手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

以上で報告を終わります。

次に、日程第4号行政報告を行います。

市長から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 令和7年第5回枕崎市議会定例会の開会に当たりまして、行政報告を申し上げます。

まず、台風第12号については、さきの全員協議会において御報告申し上げましたが、本市においても8月21日の24時間雨量が229ミリ観測されるなど大雨となり、林道・農道や市道において、のり面崩壊や路肩決壊などの被害が発生したところです。この台風第12号の大雨により、南さつま市においては床上浸水や車両水没など大きな被害が発生しました。また、8月7日からの大雨により、姶良市や霧島市においても甚大な被害が発生し、本市からも職員と給水車を派遣しました。被災された皆様にお見舞いを申し上げるとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

それでは、さきの6月定例会以降の諸報告を申し上げます。

8月2日、3日に開催された、さつま黒潮「きばらん海」枕崎港まつりは、2日間とも絶好の

晴天に恵まれて開催することができました。祭りの開催に当たっては、まつり実行委員会、枕崎市漁業協同組合や枕崎水産加工業協同組合をはじめ、枕崎青年会議所、枕崎商工会議所青年部など多くの企業団体及び市民ボランティアの皆様の御協力をいただき、心から感謝申し上げます。5年ぶりにフル開催となった昨年を超す約6万5,000人の御客様が来場され、枕崎の魅力を感じただけたのではないかと思います。

南湊館では、7月21日に開幕した第4回枕崎国際芸術賞展が今月15日までの日程で開催中です。初日には、今回も審査員をお願いしました画家の保科豊巳先生、アーティストの河口洋一郎先生、染色アーティストの上原利丸先生と、今回から審査員に新たに加わっていただいた画家の高畠依子先生に御出席いただき、来賓には塩田康一鹿児島県知事もお招きし、盛大にオープニングセレモニーを開催しました。展覧会では、800点を超す応募作品の中から見事大賞に輝いた小山恭史氏の作品をはじめ、数々の個性的な入賞、入選作品が展示され、多くの美術ファンの眼を楽しませています。

先日はNHKの朝の番組で本市の鰹節の魅力が取り上げられましたが、今後も9月に神戸で開催される関西かごしまファンデー、よかど鹿児島での枕崎フェア、さらには10月29日から11月2日まで東京・青山で開催する、「和食」と「伝統的酒造り」という2つのユネスコ無形文化遺産を持つ本市の「鰹節」と「焼酎」をPRするイベント等で、枕崎ブランドを広く発信していきます。

6月定例会でも御報告しました「まくらざき地域づくり事業協同組合」が、鹿児島県から8月に特定地域づくり事業協同組合としての認定を受け、今月1日から正式に事業を開始しました。まずは、本市でマルチワーカーとして働く組合員の募集をかけているとのことです。

市内の小学生、中学生、高校生が夏休みの間、スポーツ等の全国大会、九州大会などの大きな大会に出場し、活躍するという話題が多くありました。卓球、カッター、空手、陸上、柔道、テニス、水泳高飛込からダンスやけん玉といった競技まで幅広い舞台で本市の子どもたちが頑張っています。

また、今週から新学期がスタートしています。9月中旬には、市内全域の小学校の学習障害や注意欠陥・多動性障害などの発達に課題を抱える児童を支援するLD・ADHD通級指導教室を枕崎小学校内に開設いたします。

行事の多い2学期は、私たち大人も学校を訪れる機会が多くなりますので、子どもたちを見守り応援してまいりましょう。

最後に、9月1日に開催しました市民表彰授賞式では、地方自治部門で新屋敷幸隆さん、社会福祉部門で上釜節子さんが受賞されました。ここに長年の御功績に敬意を表しますとともに心からお祝い申し上げます。

以上で、行政報告を終わります。

○眞茅弘美議長 ただいまの報告については、御承知おき願います。

次に、日程第5号から第20号までの16件を一括議題といたします。

市長提出に係る案件について、市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、補正予算5件、条例3件、人事案件2件、決算7件及び報告事項2件の計19件であります。このうち、人事案件及び報告事項を除く15件について、説明を申し上げます。

まず、議案第58号令和7年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正是、歳入歳出それぞれ5億7,530万5,000円を追加し、予算総額を156億1,580万円にしようとするものです。

債務負担行為の補正は、株式会社南薩木材加工センターの運転資金の借入れに係る損失補償の追加によるものです。

地方債の補正は、補助災害復旧事業の追加及び過疎対策事業ほか1事業の変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、危険空家等対策経費、令和6年度決算剰余金の財政調整基金への積立、ふるさと応援基金積立金、生活保護費など令和6年度の事業費確定に伴う国庫支出金等精算返納金、障害者自立支援給付費、食の自立支援事業、保育所等給食支援事業、降灰防止・降灰除去施設等整備事業補助、地区道舗装等補助、消防庁舎管理費、防災行政無線管理費、6月8日から11日にかけての豪雨により発生した、農地災害にかかる補助災害復旧事業などをお願いしております。

その他、主な内容につきましては、別途説明資料を添付しておりますので、省略させていただきます。

次に、議案第59号令和7年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,083万2,000円を追加し、予算総額を31億7,894万5,000円にしようとするものです。

補正の内容は、償還金及び還付加算金の増額であります。

以上の財源として、繰越金、国民健康保険税及び国庫支出金の増並びに繰入金の減で措置いたしました。

次に、議案第60号令和7年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ431万5,000円を追加し、予算総額を4億6,355万1,000円にしようとするものです。

補正の主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金及び繰出金の増額であります。

以上の財源として、繰越金、国庫支出金、後期高齢者医療広域連合交付金及び諸収入の増並びに繰入金の減で措置いたしました。

次に、議案第61号令和7年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億2,317万5,000円を追加し、予算総額を30億8,600万2,000円にしようとするものです。

補正の内容は、高額医療合算介護サービス費、介護給付費準備基金積立金、介護給付費負担金等返納金及び一般会計繰出金の増額と、特定入所者介護サービス費の減額であります。

以上の財源として、繰越金及び国庫支出金の増並びに県支出金の減で措置いたしました。

次に、議案第62号令和7年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、収益的支出において、原水及び浄水費の増に伴い営業費用を1万1,000円、雑支出の増等に伴い営業外費用を11万円追加しようとするものです。

なお、資本的収入及び支出において、収入額が支出額に対し不足する2億2,777万5,000円については、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しようとするものです。

次に、議案第63号枕崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、国家公務員に準じて、妊娠又は出産等の旨を申し出た職員等に対し、育児に関する両立支援制度の意向確認等の措置を講じるため、所要の改正をしようとするものです。

次の、議案第64号枕崎市職員の育児休業等に関する条例及び枕崎市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公務員の育児休業等に関

する法律の一部改正に伴い、職員の部分休業に関し必要な事項を定めるため、所要の改正をしようとするものです。

次の、議案第65号枕崎市議会議員又は枕崎市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、これに準じ、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に係る経費の公費負担の額を改定するため、所要の改正をしようとするものです。

なお、認定事項第1号令和6年度枕崎市一般会計歳入歳出決算、認定事項第2号令和6年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定事項第3号令和6年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、認定事項第4号令和6年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算、認定事項第5号令和6年度枕崎市立病院事業決算、認定事項第6号令和6年度枕崎市水道事業決算、認定事項第7号令和6年度枕崎市公共下水道事業決算についても、それぞれ認定をお願いしております。

これらのうち、認定事項第6号令和6年度枕崎市水道事業決算及び認定事項第7号令和6年度枕崎市公共下水道事業決算については、剰余金処分計算書案も併せて提出しております。

以上、主な点のみ申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○眞茅弘美議長 ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○10番平田るり子議員 今回、一般会計補正予算に上げられています南薩木材加工センターの債務負担行為について質疑させていただきます。

企業というのは、競争に打ち勝つために、設備投資の更新など大型機材の導入、これは欠かせないと思います。

そこで、この木材加工センターの設備投資更新の計画はあるのか、あるとすれば、どのような設備投資を計画されているのか、ここを1つだけお聞かせください。

○中村俊彦農政課参事 南薩木材加工センターの設備投資の今後の計画ということでございますが、当センターでは14年ぐらい前に機械設備の整備をやっております。近年におきましては、老朽化等の修繕等もちらほら出てきておりますので、当センターから聞いたところによると、今後、やはりそういう計画もあるというのを聞いています。

○眞茅弘美議長 ほかにありませんか。

○6番立石幸徳議員 私は、議案第58号令和7年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）の、ただいまございましたけど、この債務負担行為の補正、この点についてですね、質疑をいたします。

まず、予算書の4ページ、第2表債務負担行為補正で期間という欄がございますが、ここには甲、これは金融機関が資金を貸し付けたときから当該貸付金の最終償還期限到来後と、最終償還期限到来ということをきっちと書かれているのですが、先日8月28日のこの件の市議会全員協議会で、当局から出された資料の4ページの最終ページに、現在の木材加工センターの償還状況の報告書がございます。この中に運転資金として、民間借入金、そして借入最終年度、この資料では無期限ということで書いてあるんですね、期限なし。この予算書の補正、最終期限ということと、先般頂いた資料での無期限、この違いは何であるのか、1点目としてお尋ねをします。

それから2つ目に、木材加工センターの損失補償をすると、借り入れのですね。何はともあれ、木材加工センターの経営状況というのが分からぬことには、議会としては、その損失補償をしていいのかどうなのか、さっぱり分からんわけですよ。その全員協議会の中でも、当該法人の決算書を出していただけないかとお願いもしました。議会においても、決算書資料を本日提出していただくようにという要求もいたしましたが、いまだに決算書を頂いておりません。したがって、

個人として調査をせざるを得ない。

ほかの市議会には、何も言わなくても決算書は当該法人から送られてくるんですよ、毎年。我が枕崎市議会には残念ながら決算書は届かない。非常に私この調査に当たって難儀をいたしましたけれども、何とかですね、昨年度の6年度の決算書は閲覧をすることができまして、その6年度決算書の報告書、この4ページですね、資金調達の状況ということで、銀行より運転資金として、短期借入金1億5,000万円、昨年ですよ。

そして、ただいまありました太陽光発電の設備資金として長期借入金3,860万円を6年度も資金調達でやっているという決算報告書が出されております。

そして、この後段の長期借入金については、先ほど私が紹介した先月の全員協議会の償還状況の中にも明確に書かれております。令和6年借入れ、返済が令和26年ということですね。

しかし、1億5,000万円の運転資金借入れはどうなっているのか、これも頂いた資料ではさっぱり分からんので、私は先月の全協以降、担当に、この1億5,000万円は短期ですからね、いつ借りて、いつ返すようになっているのかとお尋ねしましたら、5年度分と6年度分の2か年分ですと、こういう説明をいただきました。5年度分の借入れということになれば、これは5年度の決算書に出されているんですか。

取りあえず2点、具体的にお尋ねをいたします。

○中村俊彦農政課参事 まず1点目でございますが、全員協議会のときに提出しました資料の無期限というのがありますが、今回、債務負担行為でお願いしていますものにつきましては、無期限の申請であります。

この負担行為の予算書の内容につきまして10か月といいますのは、そういった返済ができなくなった場合に10か月間の余裕を持って払っていくというような内容だと認識しているところです。

もう一点ですが、令和5年度に無期限で借りました損失補償の分の7,000万円、6年度に借りたのは8,000万円で1億5,000万円という説明を前にしたところですが、その分につきましては、平成24年、平成6年に損失補償を契約した枠の中の短期貸付けでございます。それで、本市におきましては6月決算の提出がないものですから、そこでは決算書では、議会では説明していないところでございます。

○6番立石幸徳議員 実に曖昧な答弁ですよ。決算というのは何年のいつからいつまで、ちゃんと定めた期間にこれほどの決算になりましたと報告するわけですよ。5年度に、今も言ったように7,000万円借りたなんでしょう。5年度決算書に出ないと、これ会社法、法律に違反しますよ。それ確認していないと軽く言いますけど、そこは明確にしてくださいよ。明確にできるんですね。

それで、私がこの借入金、最初言ったように、当該法人に損失補償をするかどうかということは、何はさておき、経営状況が分からないと我々は判断できないんですよ。その経営状況を知るために、何といつても決算書ですよ。そして、決算書の中でもね、いろいろな経営の主な項目をチェックしますけど、借入金の状況がどうなっているかというのは、経営状況を見る最大のチェックポイントですよ。そういう点からお尋ねをしているんですけどね。

この6年度決算で、木材センターはですね、貸借対照表、バランスシートで出ているのが、先ほどの短期借入1億5,000万円は負債の勘定に出ていますよ。それを含めて、負債の合計が3億2,470万円、端数は切り捨てます。そして、資産は6年度末で4億1,380万円ぐらいですね。

私がこの借入れに今度の1億円にこだわるのは、今回1億円借入れが実現した場合に、当然、負債勘定は1億円増えます。そうしますと4億2,400万円ぐらい。

何を申し上げたいかというと、いわゆる一番経営上目ざとい債務超過という事態になるわけですよ。木材加工センターは借金が資産より多いという経営実態になっていくわけですよ。

この債務超過の三セクについては、平成30年2月20日に総務省から厳しい通達が出ておりま

す。これは総務省の単なる通達ではございません。自治法に基づいての通達が出ているんですけどね。債務超過法人は、経営健全化方針を立てないといけない。それは会社じゃなくて、支援をしている自治体でつくらんといかんのですよ。

それはかつてお魚センターが債務超過の事態になって枕崎市が経営健全化方針をつくったわけです。

ここで聞きたいのは、今度この木材センターに関わる自治体は3市あるわけです、南さつま市、南九州市、枕崎市。この3市で経営健全化方針を債務超過の事態が始まったときは、つくらないことには総務省通達に違反をしていくことになりますよ。

この点については確認されているんですか。そういう健全化方針をつくらなきゃならんというときにはどういう形でつくっていくんですか、お尋ねをいたします。

○中村浩一朗企画調整課参事 複数の自治体が出資した経営健全化方針の策定が仮に必要になった場合のお尋ねでございますけれども、複数の自治体が出資した場合においても、各自治体で経営健全化方針を策定する必要が出てくるということになります。

出資状況等に応じて各自治体に及ぼす影響が当然変わってくるんですけれども、各自治体に合わせて、各市が整合性を取りながら策定していくことが基本であるということで確認しております。

実際は、出資割合が最も多い自治体が策定した方針と、他市が整合性を取って策定していくことになるかと考えております。

○6番立石幸徳議員 最後の質疑ですけれどもね、まだ分からぬ点はたくさんあります。

債務超過という事態にまだ至っていませんけど、この1億円借入れをしたらもうなるんですよ、債務超過に。今後この木材センターがですね、どうやって経営立て直しをするのか。この経営改善計画書なるものはできているのか。これは明確に答えてください。

それから最後の質疑ですのでね、先ほどから無期限ということになっていますと。つまり返済をするのは、もうずっと無期限ですから、返さんでもいいわけですよ、簡単に言うとね。そうなるんじゃないですか、続いていく。そうしますと何が発生するかというと、経営上非常に緩やかなといいましょうか、厳しい経営努力をしなければならないという当該法人には、そういった無期限の貸付けがどういう影響を与えるのか。

私はそういう非常に緩やかな無期限の貸付けということが、厳しい経営に当たるための、私はある意味ではおかしな……よろしいですか、発言中ですので。——こういった無期限の貸付けというのは、その損失補償の契約ではどういうふうに書かれているんですか。

その2つを最後に聞いておきます。

○中村俊彦農政課参事 無期限につきましては、私たちも今まで3市におきましていろいろそういった案件が来まして、検討してきたところであります。その中で、やはり同センターにおきましては、経営の特性として木材製品は原材料加工から出荷までやっぱり最低6か月ほどかかります。

そういった中で、資金繰りが重なった場合に、資金調達に不測の事態を招くおそれがあるというような事態に対応するために、現金にするための現金確保ということで聞いております。

今までにも短期貸付けしながら、計画的に返済をしておりましたが、ここ2年の赤字が続いてきてまして、短期貸付額の枠が減りまして、その辺の枠の増額ということで、今回1億円の枠をお願いしたところでございます。

○6番立石幸徳議員 議長、最後の質疑はしませんけれども、最初の答弁が出なかつた分については、議長のほうで整理して、本日中に答弁をいただけるようにしてくれませんかね。

○眞茅弘美議長 はい。

○中村俊彦農政課参事 もう一点の経営計画の話につきましては、今までやはり先ほど申しまし

た3市でいろいろそういう検討をしてまいりました。その話合いの中でも、今後、改善策としてどういうものがあるのかと今まで数回検討してまいりまして、議員がおっしゃられる経営改善計画はないのですけれども、そういった改善策を検討してきたところでございます。

○本田親行副市長 立石議員が申されるとおり、今、三セクの財政状況というのは、常に自治体のほうもその決算書等に基づいて注意を払っていく必要はあると思います。

ただ、先ほど債務超過のお話がありましたけれども、短期借入れを行ったから即債務超過ということにはならないと考えております。

一方、借入れを行ったことによって負債1億円増額しますが、一方では資産、現金が1億円手元にあることになりますので、借入れを行って即負債という債務超過に陥るという理解はいたしておりませんので、その辺は御理解いただきたいと思います。（「理解できないから聞いているんですよ」と言う者あり）

○6番立石幸徳議員 議長、先ほどのその5年度、ちょっと不規則発言ですけどね、5年度決算に7,000万円借入れが出ているのかどうか、それは本日中に答えるようにしてくださいよ。答弁がなされていないんですよ、まだ。

○眞茅弘美議長 今答弁できますか。

○中村俊彦農政課参事 その辺につきましてはまた確認しますので、後ほどまた答弁いたします。

○6番立石幸徳議員 決算書を見るだけじゃないですか、5年度決算を。そんなややこしい話じやないですよ、我々は決算書をもらっていながらお尋ねする以外にないんですよ。

○眞茅弘美議長 今、正確な答弁ができないっていうことですので。後ほどということで。

○6番立石幸徳議員 今日、出ているか出てないか後で早急に回答をもらえるんですね、議長のほうで。

○眞茅弘美議長 はい、そういたします。

ほかに質疑はございませんか。

○9番禰占通男議員 そもそも全協で貰った資料を見てもですよ、損失補償、これが近年ないですよね。それで何で1億5,000万円なるものには損失補償はなくて、今回の1億円には補償が必要なのか、簡単に説明をお願いいたします。

○中村俊彦農政課参事 1億5,000万円につきましては、平成6年、平成24年で貸付契約、損失補償しました枠の中でやっている分でございます。今回新たに枠を申請するというところです。

○9番禰占通男議員 平成6年どうのこうのっていうその賛成した覚えも何もないんですけど。

その上層部で了解しているということですか。

○中村俊彦農政課参事 平成6年、平成24年、2つとも議決されている案件です。

○眞茅弘美議長 ほかにありませんか。——これをもって、質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま上程中の予算関係議案については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を、また、決算関係議案については、議長及び監査委員である2番議員を除く全議員で構成する決算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託して審査したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ただいま上程中の案件のうち、予算及び決算の関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり、所管の委員会に付託いたします。

次に、日程第21号及び第22号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま上程されました、議案第66号及び議案第67号人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員池田良子氏及び牛山好治氏は、令和7年12月31日をもって任期が満了となります。池田良子氏については、引き続き同氏を、また、牛山好治氏については、その後任として松田博氏を、それぞれ人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○眞茅弘美議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行いますが、質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これから採決いたします。

ただいま上程中の案件については、無記名投票で行います。

まず、日程第21号人権擁護委員候補者の推薦について投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○眞茅弘美議長 ただいまの表決権を有する議員数は、9人であります。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○眞茅弘美議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○眞茅弘美議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○眞茅弘美議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、9番禰占通男議員、10番平田るり子議員、11番橋口洋一議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○真茅弘美議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数 9 票、これは先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成 9 票、反対 0 票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第66号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第22号人権擁護委員候補者の推薦について投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○真茅弘美議長 ただいまの表決権を有する議員数は 9 人であります。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○真茅弘美議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○真茅弘美議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次投票願います。

[書記点呼、投票]

○真茅弘美議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場閉鎖]

○真茅弘美議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、2番下竹芳郎議員、3番辻本貴志議員、4番上迫正幸議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○真茅弘美議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数 9 票、これは先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成 9 票、反対 0 票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第67号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第23号鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

本選挙は、現在の広域連合議会議員のうち、市議会議員から選出する議員 6 人について 1 人の欠員が生じているため、広域連合規約第8条第2項の規定により、市議会議員区分から、1 名の議員を選出するものです。

この選挙は、同条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人が決定されますので、会議規則第30条の規定に基づく選挙結果の報告にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数のみを報告することにいたします。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○真茅弘美議長 ただいまの出席議員数は10人であります。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

投票用紙に、被選挙人1人の氏名を記載願います。

まず、候補者名簿を配付いたします。

[書記候補者名簿配付]

○真茅弘美議長 候補者名簿の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

次に、投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○真茅弘美議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○真茅弘美議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○真茅弘美議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場閉鎖]

○真茅弘美議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、5番水野正子議員、6番立石幸徳議員、9番禰占通男議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○真茅弘美議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数10票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票10票、無効投票0票。

有効投票中、山田義盛氏10票、井上勝博氏0票、以上のとおりであります。

次に、日程第24号及び第25号について、市長に報告を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 報告事項第4号健全化判断比率について及び報告事項第5号資金不足比率につきましては、令和6年度における健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、それぞれ監査委員の意見を付して報告するものです。

以上、報告を終わります。

○真茅弘美議長 ただいまの報告については、御承知おき願います。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時39分 散会

# 本 会 議 第 2 日

(令和 7 年 9 月 8 日)

令和 7 年  
枕崎市議会第 5 回定例会議事日程（第 2 号）

令和 7 年 9 月 8 日 午前 9 時 30 分開議

日程番号	件名
1	一般質問 上迫正幸 議員（19ページ～26ページ） 辻本貴志 議員（26ページ～34ページ） 平田るり子 議員（34ページ～42ページ） 水野正子 議員（42ページ～50ページ）

- 本日付議された事件は議事日程（第 2 号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1番 眞 茅 弘 美 議員	2番 下 竹 芳 郎 議員
3番 辻 本 貴 志 議員	4番 上 迫 正 幸 議員
5番 水 野 正 子 議員	6番 立 石 幸 徳 議員
	9番 票 占 通 男 議員
10番 平 田 るり子 議員	11番 橋 口 洋 一 議員
12番 吉 嶺 周 作 議員	

1 本日の欠席議員次のとおり

7番 豊 留 榮 子 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長	畠 野 照 文 書記
宮 下 和 也 書記	吉 井 真 子 書記
山 口 美津哉 書記	

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長	本 田 親 行 副市長
山 口 太 総務課長	籠 原 正 二 企画調整課長
鮫 島 寿 文 水産商工課長	奥 山 博 史 市民生活課長
田 代 勝 義 財政課長	平 塚 孝 三 福祉課長
中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長	神 浦 正 純 建設課長
沖 園 信 也 農政課長	鮫 島 真 一 健康・こども課長
福 永 賢 一 税務課長	川 野 優 治 長寿介護課長
今 紿 黎 仁 水道課長	山 崎 弘 人 水道課参事
西 村 祐 一 市立病院事務長	橋 口 和 洋 監査委員事務局長
水 流 敏 幸 監査委員	森 智 賀 健康・こども課参事
中 村 俊 彦 農政課参事	桑 原 英 樹 水産商工課参事
立 石 秀 和 市民生活課参事	板 敷 勝 利 会計管理者兼会計課長
中 村 浩一朗 企画調整課参事	木 之 下 浩 一 教育長
高 山 京 彦 教育総務課長兼給食センター所長	山 宗 功 学校教育課長
山 田 浩 隆 生涯学習係長	永 江 靖 博 農委事務局長兼農業振興係長
木 口 屋 和 彦 選管事務局長	宮 原 司 消防長
中 原 勝 一 消防総務課長兼消防団係長	中 原 広 次 警防課長兼消防署長
平 田 寿 一 総務課参事	中 山 俊 吾 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○眞茅弘美議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

まず、農政課参事から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○中村俊彦農政課参事 先週金曜日の本会議におきまして、提案理由に対する質疑の中で、議案第58号令和7年度一般会計補正予算（第3号）の債務負担行為に関する立石議員からの質疑に対し、答弁を保留しておりました。

立石議員から、南薩木材加工センターの令和5年度決算書に短期借入の7,000万円が記載されているかとのお尋ねでした。

この件につきましては、令和5年度の2024年3月31日現在の貸借対照表に短期借入残高7,000万円が計上されております。

しかしながら、この短期借入7,000万円については、令和6年度中に償還完了したことから、令和6年度の貸借対照表には計上されておりません。

したがいまして、令和6年度の2025年3月31日現在の貸借対照表にある短期借入残高1億5,000万円につきましては、令和6年度に借入れを行った残高となってあります。

以上、保留しておりました答弁といたします。

○眞茅弘美議長 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

これから一般質問を行います。

質問は1番上迫正幸議員、2番辻本貴志議員、3番橋口洋一議員、4番平田るり子議員、5番水野正子議員、6番立石幸徳議員、7番禰占通男議員の順に行います。

まず、上迫正幸議員。

[上迫正幸議員 登壇]

○4番上迫正幸議員 本定例会最初の質問者となります。しばらくの間お付き合いをお願いいたします。

まず、このたびの台風により被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

血圧は加齢とともに上がる傾向にあります。また、血圧の上がる原因としては、飲酒、塩分の取り過ぎ、運動不足等が考えられます。

血圧が高いと、脳や心臓、肝臓への影響、さらに高血圧を放置すると、心筋梗塞や脳卒中などの生活習慣病に発展するリスクが高まります。本市の脳血管疾患の標準化死亡比が、全国と比較すると高く、脳卒中患者に占める高血圧症の割合が男女とも非常に高い現状にあるが、市長の見解をお願いいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 高血圧についての御質問ですが、現在、本市で取り組んでおります「高血圧ゼロの街 枕崎」プロジェクトを中心に答弁差し上げたいと思います。

「高血圧ゼロの街 枕崎」プロジェクトは、令和元年度の始動時、脳卒中死亡率が高く、国保医療費が高いことが課題となっており、その課題解決に向けて、鹿児島大学大学院心臓血管・高血圧内科学の大石充教授の御提案を受け、鹿児島大学と本市医師会と共同でスタートいたしました。市民の皆さんに血圧を測定してもらうことで、健康意識の向上を図るとともに、市民の血圧が正常化し、生活習慣病の重症化を防ぐことを目指しているところです。

高血圧は、脳卒中をはじめとする循環器疾患の主要な危険因子であり、地域の健康水準に直結する重要課題です。高血圧患者を減らすためには、生活習慣の改善などの個人的努力と、啓発活動の強化や環境整備などの社会全体の取組の両方が重要となります。

本市は、「高血圧ゼロの街 枕崎」プロジェクトを通じて、市民の血圧管理と生活習慣改善に取り組んでおりますが、市民の皆様の意識を変え、具体的な行動を促してきたことで、高血圧対

策が浸透しつつあり、効果が上がっていると感じております。今後も、取組を継続していくことが重要であると考えているところです。

○4番上迫正幸議員 血圧を適切に管理することは、脳卒中や心疾患の予防に直結いたします。また、高血圧、生活習慣を改善したい人には、血圧測定が大変重要になってきます。

毎朝血圧を測定することで、病気の予防にもなりますし、医療費の節約にもなります。また、自分の日頃の血圧を知るということは、大変大事なことだと考えます。

しかし、私自身もそうであるように、体に支障がなければ、血圧のことは、皆さんあまり気にしていないと思います。

そこで本市では、血圧に特化した生活習慣病対策事業として、令和元年度より、「高血圧ゼロの街 枕崎」プロジェクトに取り組んでいます。そのプロジェクトの実施の成果を担当課としてどう捉えているのかお聞きいたします。

○森智賀健康・こども課参事 プロジェクト開始当初、具体的な事業として、市内のコンビニ、飲食店、パチンコ店、公共施設など約100か所に血圧計を設置、血圧を測ろう祭りの開催、高血圧予防のための講演の実施などに取り組みましたが、令和2年からの新型コロナ感染症の流行で、市内に設置した血圧計は撤去、講演会は3密を避けるために中止となりました。市民向けの事業が制限される中、また、新型コロナ対策の業務が増加する中で、可能な範囲での活動を行ってまいりました。

令和5年度・6年度は、家庭用血圧計配布事業「仲良しグループで測ろう 血圧測定3か月チャレンジ」を実施しました。3人以上のグループで、1日2回、3か月間血圧を測定し、スマホのアプリでデータ管理した上で、測定データを市に提供すれば、使用した血圧計を差し上げる事業です。

最終的に50組199人が参加しましたが、112人が回答した事後アンケートの結果では、朝晩2回の血圧測定が習慣化した人の割合は75%でした。継続できていない人は、「血圧が低く、数値を気にしていないから」、「面倒だから」などを理由に挙げています。

朝起きたときと寝る前の2回測定することで、血圧の日内変動を把握でき、高血圧の早期発見にもつながります。脳血管疾患や、心疾患の発症を予測する方法として、診察室血圧よりも、家庭血圧のほうが優れていると言われています。そのため、日本高血圧学会のガイドラインでも、高血圧の判定では、診察室血圧よりも家庭血圧を優先しています。したがって、家庭血圧は大切な情報となりますので、自宅で測定することが習慣化するための働きかけが重要だと考えています。今後も健康教育や広報媒体の活用を通して周知していきます。

そのほか、食環境整備の一環として市内スーパー等4店舗を対象に、減塩食品や果物、野菜、牛乳などカリウムを多く含む食品を展示している棚にポップを掲示しており、ナトリウムとカリウムの摂取バランスを適正にすることが、血圧の低下や循環器疾患の予防につながることを広報しています。

プロジェクト開始当初、本市の脳血管疾患の標準化死亡比は、男女とも全国の約1.6倍でしたが、一番新しいデータでは、男性が約1.3倍、女性が1.5倍となっており、下がってはいるものの、依然全国平均より高い状況が続いている。脳血管疾患患者に占める高血圧症治療者の割合は80.6%で、糖尿病や脂質異常症などと比べると高い状況が続いています。

現時点でのプロジェクトの取組が医療費の削減や死亡率の低下につながっているとは言えませんが、予防や健康づくり等の対策が生活習慣病の罹患率や医療費に有意な変化が見られるまでには、おおむね5年から10年といった期間を要することが分かっています。これは住民の行動変容が定着し、それが体の変化として現れるまでには、どうしても一定のタイムラグが生じるためです。食生活の改善や運動習慣の確立は、すぐに血糖値や血圧に反映されるわけではなく、継続することで徐々に効果が発揮されます。市民の健康を守り、持続可能な地域社会を築くために、今後も

試行錯誤しながら、継続的にこの活動を推進していきたいと考えております。

○4番上迫正幸議員 このプロジェクトは枕崎市と鹿児島大学、枕崎市医師会が共同で行う事業であるが、分析結果は各関係機関で共有しているのか。その共有している分析結果をどう活用しているのかをお聞きいたします。

○森智賀健康・こども課参事 収集した測定データは、鹿児島大学の心臓血管・高血圧内科学の先生に見ていただいて、活用方法のアドバイスをいただいているところです。

○4番上迫正幸議員 以前、仲良しグループ3人以上のグループで血圧を測るという取組を紹介していただきました。現在もこのグループの取組はまだやっているところですか。

○森智賀健康・こども課参事 3か月チャレンジは、5年度・6年度で終了して現在は行っていないところです。

○4番上迫正幸議員 終了したということですが、これからまた新たにやるという計画はないんでしょうか。

○森智賀健康・こども課参事 血圧計配布事業のほうは一旦終了いたしまして、今後、また効果的な事業を検討していきたいと考えているところです。

○4番上迫正幸議員 血圧を毎日測ることによって自分の体調を把握し、健全な毎日を過ごしていけると思いますが、子供の頃より血圧測定を習慣づけておくと、大人になってからも役立つと思われます。

保護者を含む市内中学校や若年層を対象とした出前講座等は開催したことがあるのか。ないといえば、開催する予定はないのかをお尋ねいたします。

○森智賀健康・こども課参事 令和3年度に市内の2高校で生徒の血圧測定と、鹿児島大学大学院心臓血管・高血圧内科学教授による講演会を実施しました。令和4年度も高校での講演会を計画していましたが、新型コロナ感染症拡大防止のため中止いたしました。

今年度は、市内4中学校における高血圧予防出前授業を計画しているところです。中学校で行われる保健体育の、健康な生活と病気の予防の学習の際に専門職を派遣し、生活習慣病予防に関する出前授業を行います。あわせて、生徒の血圧測定を実施し、自身の健康管理に興味を持ってもらう機会にしたいと考えております。

生活習慣病は中高年だけの病気ではなく、小児期からそのリスクが始まっていることが明らかになっています。生活習慣病は大人になってから急に発症するものではなく、子供の頃からの生活習慣が積み重なって引き起こされるものですので、若年層への高血圧予防教育は重要であると考えています。また、保護者への波及効果も期待しているところです。

○4番上迫正幸議員 血圧計を各小学校・中学校に設置するという考えはないんですか。

もし設置すればですね、先生方や生徒たちも測る機会が増えると思うんですが、そのところはどうでしょう。

○森智賀健康・こども課参事 現在、小中学校に血圧計は設置していませんが、設置するとすれば教職員が対象になると考えています。

中学校の出前授業の際に、中学校については、設置をお願いする計画はあります。

児童生徒につきましては授業内で単発的に計測するということになると思います。

○4番上迫正幸議員 ぜひですね、各小学校や中学校に設置していただきたいと要望しておきます。

次に、市内のホームページによると、市内37か所に血圧計が設定されていると思っておりますが、その目的と使用状況をお願いいたします。

○森智賀健康・こども課参事 身近な場所で血圧測定ができるよう、新型コロナ感染症の影響で撤去していた血圧計を市内の公共施設等に再度設置いたしました。これにより、立ち寄った先で血圧測定ができ、自身の血圧値やその時々の条件の変化で血圧値も変化することを知る機会にな

ります。現在37か所に設置し、毎月血圧のデータ収集を行っています。

公共施設等に設置している血圧計は、あくまで簡易的な計測ではありますが、健康管理への意識を高め、高血圧の早期発見につなげるための重要なツールだと考えます。まずは測ってみることで、自分の血圧を知る第一歩になります。そこから継続して計測し、正確な健康管理につなげるきっかけになることを期待しています。

今後は、血圧値が高い人向け、正常血圧の人向けなど、対象者を分けて、生活習慣や受診の目安等の情報を掲載したリーフレットを血圧計の横に置くなどして、高血圧予防の知識の普及啓発にも努めていきたいと考えております。

○4番上迫正幸議員 もっと血圧を測定してもらう目的であれば、設置箇所が少ないのでと思います。例えば建設会社とかかつおぶし製造工場とか設置してもらう、そういう考えはないんですか。

○森智賀健康・こども課参事 現在、公共施設を中心に設置していますが、市民の血圧に対する意識を高めることや、データを収集し、その活用を図るため、民間事業所等への設置についても拡大を考えています。協力してくださる事業所には順次お願いをしていく予定です。

○4番上迫正幸議員 ぜひですね、まだたくさんのところに設置していただきたいと思います。

それと、血圧計の購入費用の補助金ということは考えておりませんか。

○森智賀健康・こども課参事 民間事業所が設置をする血圧計の購入費用の助成については、測定データ収集と活用を広げる方法の一つとして、効果的であると考えていますので、また今後検討をしていきたいと思います。

○4番上迫正幸議員 ぜひですね、血圧計購入補助金を検討するということでよろしくお願いします。

次の質問に移ります。平成30年度に枕崎市自殺対策計画を策定しているが、その目的と内容をお尋ねします。まず目的からお願ひいたします。

○鮫島眞一健康・こども課長 それでは目的についてお答えしたいと思います。

個人の問題と認識されがちであった自殺は、平成18年10月に自殺対策基本法が施行されて以降、広く社会の問題と認識されるようになりました。国を挙げて自殺対策が総合的に推進されるようになりました。10年後の平成28年には、自殺対策基本法が大きく改正され、全国どこででも生きることの包括的な支援として自殺対策が推進されるよう、全ての都道府県及び市区町村が当該地域の自殺実態を踏まえた地域自殺対策計画を策定することとなりました。市町村は地域住民の命と健康を守るために、自殺の防止と、自殺未遂者や自死遺族への支援を総合的かつ計画的に推進するため、自殺対策計画を策定しています。

本市においても、平成30年度に枕崎市自殺対策計画を策定し、計画に基づき自殺対策の総合的な推進に取り組んでいるところでございます。

○4番上迫正幸議員 次に、内容をお願いいたします。

○鮫島眞一健康・こども課長 内容について、お答えいたします。

国は、全国の地方公共団体が地域の特性や自殺の実態等を踏まえ、自殺対策を効果的・効率的に進めるための各種取組の企画・立案の参考として、全国の様々な自殺対策施策を分野ごとに整理・掲示した地域自殺対策政策パッケージを示しています。

この地域自殺対策政策パッケージでは、自殺対策の取組を全ての自治体で取り組むことが望ましいとされる6分野の基本施策と、各地方公共団体が地域の実情等を勘案しつつ、特に力を入れて取り組むべき重点施策とに大別しています。

本市では、地域自殺対策プロファイル2017により、特に自殺リスクが高い傾向にあることから、推奨される重点パッケージとして、勤務・経営に問題を抱える層、高齢者層、生活困窮者層の3つの属性が抽出されていたため、これらの重点パッケージを本市において対策を優先する対

象群と捉え、重点施策として焦点を絞った取組を計画に策定いたしました。

6つの基本施策、地域におけるネットワークの強化、自殺対策を支える人材の育成、市民への啓発と周知、生きることの促進要因への支援、児童生徒のSOSの出し方に関する教育などを組み合わせて、具体的な事業と数値目標の設定をいたしました。

「誰も自殺に追い込まれることのない、生きごこちのいい枕崎市」の実現を目指して、市長を本部長として関係部署による横断的に構成された市の内部組織、いのち支える自殺対策推進本部を設置し、必要に応じメンバーを追加しながら、実効的な自殺対策への取組を推進してまいりました。

○4番上迫正幸議員 令和6年度に計画の中間見直しを行っておりますが、その理由と見直しの内容をお願いいたします。

○鮫島眞一健康・こども課長 それでは、理由と内容についてお答えいたします。

理由につきましては、枕崎市自殺対策計画は、推進期間を令和元年度から令和10年度までの10年間とし、国の動きや自殺の実態、社会状況等の変化を踏まえる形で、おおむね5年に1度を目安に内容の見直しを行うこととしています。

令和4年10月に新たな自殺総合対策大綱が閣議決定され、令和6年3月に県が鹿児島県第2期自殺対策計画を策定したこと、また、本市においても計画の中間年である令和5年度に実施した、こころの健康に関する住民意識調査の結果等を踏まえ、本市の状況把握と取り組むべき事項の再検討を行い、現状に即した、より効果的な自殺対策を展開することを目的として、本計画の中間見直しを行ったところでございます。

中間見直しの内容につきましては、新たな自殺総合対策大綱では、自殺者数が依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、男性が大きな割合を占める状況は続いているのですが、コロナ禍の影響で、自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、女性は2年連続の増加、小中高生は過去最多の水準となっていることから、今後5年間で取り組むべき施策を新たに位置づけることとなりました。

主な変更点としましては、子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化、女性に対する支援の強化、地域自殺対策の取組強化、総合的な自殺対策の更なる推進・強化が挙げられます。

国は、いのち支える自殺対策推進センターにおいて、全ての都道府県及び市町村ごとに自殺の実態を分析した結果をまとめた地域自殺実態プロファイルや、全国で取り組まれている様々な事業の情報等を整理した地域自殺対策政策パッケージ等を提供しますが、これらを活用して、本市の実情に応じた具体的な取組を盛り込んだ計画となっています。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であることや、自殺対策の本質が生きることの支援にあることを改めて確認し、いのち支える自殺対策という考えを前面に打ち出すこととし、本計画の目指す姿として、「誰も自殺に追い込まれることのない、生きごこちのいい枕崎市」を基本理念とし、引き続き枕崎市いのち支える自殺対策推進本部を設置し、実効性のある自殺対策の取組を推進していきます。また、自殺対策は、学校や家庭、地域、福祉など社会全般に関係していることから、地域の関係機関並びに民間団体等との緊密な連携を図るとともに、様々な関係者の知見を生かし、自殺対策を生きることの包括的な支援として総合的に推進してまいりたいと考えております。

○4番上迫正幸議員 次に、本市における過去5年間の自殺者の推移についてなんですが、自殺は非常にデリケートな問題でありますので、答弁できる範囲でお願いいたします。

○森智賀健康・こども課参事 本市の自殺者数は、平成26年まではおおむね10人前後で推移していましたが、平成27年以降はおおむね5人前後で推移しています。

国から提供された、地域自殺実態プロファイル2024によると、平成31年から令和5年までの5年間の自殺者数は平均4.8人、人口10万対自殺死亡率は23.38です。平成30年の計画策定時に

基準とした平成24年から28年の5年間の自殺者数平均7.4人、人口10万対自殺死亡率31.9と比較すると下回って推移していますが、平成31年から令和5年までの5年間の人口10万対自殺死亡率は、国が18.05、県が16.61であり、国県より上回っています。

自殺対策計画では、自殺者数ゼロを目標値としています。健康・こども課では、人材育成としてのゲートキーパー養成研修会の開催や、若年層対策としての小中学校でのSOSの出し方講座、受け止め方講座の開催、普及啓発のためのチラシ配布やポスター掲示などを実施していますが、併せて、相談支援の強化や社会的・経済的要因への対策、自殺未遂者及び自死遺族支援等の取組を医療、保健、福祉、教育、労働など様々な分野が連携して推進していくことで目標値に近づけたいと考えています。

○4番上迫正幸議員 資料によりますと、全国の自殺者の67%が男性であります。実に7割近くです。中でも中高年と80代以降の自殺者が高い傾向にあります。

平成28年に改正された自殺対策基本法第13条において、各都道府県及び市町村は自殺総合対策大綱及び地域の事情等を勘案しつつ、地域における自殺対策についての計画、地域自殺対策計画を定めるとされています。これがなかなかデリケートな問題ですが、これからもこの本市で事業を進めていただきたいと思います。

次に、防災についてお尋ねいたします。

地震、台風、大雨等が予想される場合の市民への伝達方法は、防災行政無線等があるが、耳の不自由な方々に伝える方法をお聞きいたします。

○平田寿一総務課参事 災害時における情報伝達は、市民の皆さんの生命と安全を守る上で最も重要な要素の一つであります。しかしながら、御指摘のとおり、防災行政無線といった音声による伝達方法だけでは、聴覚に障害をお持ちの方に十分に情報を届けることは困難であります。

本市では、そのようなことも考慮して、令和2年3月に防災行政無線のデジタル化へ移行する際、放送内容を聞き取れない場合や、聴覚に障害のある方にも迅速かつ確実に災害情報を伝達するため、防災行政無線の内容を文字情報として伝える登録制メールの配信を行っています。

聴覚に障害を持っていらっしゃる方が、どれくらい登録制メールを御利用されているかということを確認することは多少困難な部分もありますが、これからも福祉課と連携して、聴覚障害を持っていらっしゃる方の登録制メールの活用推進を図っていきたいと思います。また、併せてSNS等の防災情報の配信も受信することを勧め、複数の災害情報を入手する手段を確保していくだくよう努めてまいります。

○4番上迫正幸議員 聴覚障害者の方の避難所までの誘導と、避難所での補助員的なものは誰がするのかをお願いいたします。

○平田寿一総務課参事 避難の際に支援が必要な方々につきましては、個別避難計画の作成をお願いしています。計画の中では、避難の際、支援者の氏名、避難の方法、身体の状態などを記載するようになっています。

また、災害時には、地域コミュニティにおける助け合いが重要になりますので、日頃から公民館活動や自主防災組織の活動の中で、避難の際に支援が必要な方の存在や、配慮の必要性などについて理解を深めていただき、サポートできる体制づくりを自主防災組織、あるいは公民館に對してお願いをしていきたいと考えております。

本市としましても、今後も聴覚に障害のある方をはじめ、全ての市民の皆さんが災害から身を守れるよう、情報伝達手段のさらなる充実や、個別避難計画作成の推進、実働する自主防災組織の育成等に努めてまいります。

あと避難所で難聴者の補助員は誰が担うのかというお尋ねですが、難聴の方に限らず、介助や支援が必要な方に対しましては、ある程度のことは、避難所担当職員がお手伝いできると思いますが、ずっとその方のためだけにつくことはできませんので、そのような場合は、付添いの方と

一緒に避難所に来ていただくことになります。ただ、事情があってどうしても付添いの方と一緒に避難できない場合は、できる範囲で対応を考えたいと思いますので、事前に御相談いただければと思います。

○4番上迫正幸議員 ぜひその点はよろしくお願ひいたします。

次の質問に移ります。

現在の自主防災組織の結成率と目標をお願いいたします。

○平田寿一総務課参事 自主防災組織は、災害発生時に地域住民が自ら安全を守り、被害を最小限に抑えるために不可欠な存在です。

大規模災害直後は道路の寸断などにより、消防や警察など公助と呼ばれる公的機関が十分に対応できない可能性があります。そのようなとき、大きな力を發揮するのが自主防災組織です。

本市における、自主防災組織の結成率ということですが、令和7年4月1日現在で98.95%となっておりますが、この結成率は世帯数で割合を出したものになっております。市内の自主防災組織は公民館単位で結成しており、公民館の数で言いますと、74公民館中69公民館が結成しています。

未結成の残り5公民館につきましては、世帯数が少数の公民館がほとんどですが、今後も実働する自主防災組織の育成に力を入れ、お互いに助け合える体制を構築していくため、市としましても、できる限りの支援を行い、市民の防災意識の高揚と地域全体の防災力の向上に努めてまいりたいと考えております。

○4番上迫正幸議員 最後の質問になります。

現在の自主防災組織の活動内容をお聞きいたします。

○平田寿一総務課参事 自主防災組織は、自分たちの地域は自分たちで守るという意識の下、地域住民が自主的に結成する組織であり、消防や警察など公的な防災機関の活動を補い、地域の被害を最小限に抑えるための重要な役割を担っていると言えます。

自主防災組織の活動につきましては、災害時にどういった活動が必要になるのかを想定して、それができるようになるための訓練や活動を行います。初期消火訓練、救出・救護訓練、避難誘導訓練、炊き出し訓練などを行い、いざというときでもスムーズに行動できるための活動を繰り返し行うのが一般的です。

ほかにも、防災講話を実施し、各家庭での備蓄、家具等の転倒防止を呼びかけるといった防災知識の普及・啓発を行ったり、集落内の危険箇所の把握・点検、避難行動要支援者の把握、防災資機材の整備・点検、連絡網の作成を行ったりといった活動が挙げられます。

こうした自主防災組織の活動が、今後さらに活発になり、いざというときに適切な行動や助け合う機能が働くよう、市としましては、防災活動を実施する自主防災組織に対して、自主防災組織育成補助金を交付しているほか、防災出前講座の実施や、県の防災アドバイザーの派遣手続など、実働する自主防災組織の育成に努めています。

こうした活動がさらに活発になり、いざというときに適切な行動や助け合う機能が働くよう、今後もできる限りのサポートをしてまいります。

○4番上迫正幸議員 現在、防災訓練を実施している公民館と、これから防災訓練を計画している公民館がありましたら、お願ひいたします。

○平田寿一総務課参事 市内の自主防災組織は、コロナ禍以降ほとんど活動がなされていない状況でしたが、近年発生している災害等に対しての危機感や、活動している自主防災組織の取組が紹介されることで、自分たちの集落でも自主防災組織としての機能を発揮させなければならないといった気持ちが高まっているのではないかと思います。

例を挙げますと、平田町自主防災会では、県の防災アドバイザーを5年間招き、防災講話や自主防災組織の活動に必要なことを学び、会員の防災意識を高め、防災に関する知識を備えてきま

した。

そして、民生委員も一緒になって、集落内で避難に支援が必要な方々のリストを作成し、本人の承諾をいただいた上で、自主防災組織の役員間での名簿を共有し、誰が誰の安否確認と避難のお手伝いをするのかという体制ができております。それを踏まえた上での避難訓練を毎年欠かさず行っております。

さらに、自主防災組織の体制や役割分担、集落内の危険箇所や避難のマニュアルなどを整理した地区防災計画を作成して、集落内の全ての世帯に配布しております。

また、木場自主防災会では毎年、公民館の役員や班長が代わる4月に集落内の危険箇所点検を行い、危険な場所の状態を確認しています。また、塩屋自主防災会では、コロナ禍以降、活動ができていませんでしたが、まずはできることから取り組もうということで、市職員と一緒に取組を考え、県の防災アドバイザーを招いて、防災に関する知識や自主防災組織の必要性を学んでいます。

ほとんどの自主防災組織で活動や訓練をしなければならないという気持ちはあっても、何をすればよいか分からない、高齢者が多いので活動ができない、リーダーとして引っ張っていく人がいない、などといった課題を抱えていると思います。そのようなときは、市の担当職員に相談していただければ、その課題について一緒に考え、お手伝いをさせていただきますので、遠慮なく御相談いただければと思います。

それから、今後、防災訓練等を計画している組織ということですけれども、私も市内の自主防災組織の活動を全て把握しているわけではありませんが、知っている範囲で紹介させていただきたいと思います。

昨日の話になりますが、市の総合防災訓練が行われました。岩崎の自主防災組織では、市の総合防災訓練が終わってからですね、集落内の危険箇所点検を役員で行ったということです。

また、木場の自主防災組織につきましては、今月14日に県の防災アドバイザーを招いて防災講話をするというふうに聞いております。

また、住吉町の自主防災組織では、7月に防災講話をということで相談いただいて、話をさせてもらったんですけども、今後の活動について、またいろいろ次のステップを踏んでいきたいという相談を受けておりますので、そういったところについても、私たちのほうで考えて提案をしていきたいと思っていますので、今後また動きがあるのではないかと思っております。

それから、これは自主防災組織の活動とはまたちょっと別になるんですが、年が明けて来年の2月8日に生涯学習フェスティバルを計画しております。

その中で、県の防災アドバイザーを招いて、防災の講演をさせてもらうんですけども、その方が、備蓄とか避難所の運営とかですね、そういった話を専門にされる方で、とても話が上手な方で、分かりやすく、そしてまたその話に引き込まれるようなとても魅力的な話をされる方ですので、そういった講話にも、地域の方を誘って、ぜひ聞きに来ていただければと思っております。  
○4番上迫正幸議員 今答弁いただきました防災訓練、避難訓練は大変重要だと認識しております。本市でも毎年防災訓練が計画され、本年も昨日実施されました。各自防災組織でも、自主防災訓練が実施されることを願いまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○眞茅弘美議長 以上で、上迫正幸議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時19分 休憩

午前10時29分 再開

○眞茅弘美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、辻本貴志議員。

[辻本貴志議員 登壇]

○3番辻本貴志議員 通告に従い一般質問していきます。

昨今、発達障害のある子供や支援を必要とする方々を取り巻く状況は大きく変化しており、その支援の必要性はますます高まっています。こうした変化に対応し、よりよい支援を実現するためには、支援の質を一層向上させていくことが不可欠であると考えます。

本市において、新たに、LD・ADHDの児童を対象とした通級指導教室が設置されました。まず、この教室を新設するに至った目的や狙いについてお尋ねいたします。

どのような課題やニーズを背景とし、市として、教育委員会として、どのような成果を期待しておられるのかお示しください。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 初日本会議の行政報告でも御案内を申し上げましたが、今回、枕崎市内の全ての小学校の児童を対象として、枕崎小学校内に新設されますLD・ADHD通級指導教室は、発達障害の一つである「LD」日本語に訳しますと学習障害、及び「ADHD」日本語では注意欠陥・多動性障害に該当する児童を主な対象としております。これらの児童が通常の学級に在籍しながら、週に1時間程度、個別の支援を受けることにより、学習面や生活面における困難の克服を図ることを目的とした教室です。現在、開設に向けた準備を進めており、9月中旬に開設する予定です。

なお、本市における当該教室の新設の目的や背景等につきましては、担当課長が答弁いたします。

○山宗功学校教育課長 昨年度まで、本市における通級指導教室は、言語障害通級指導教室、いわゆることばの教室のみでした。ことばの教室は、言語障害のある児童に対し発音をはじめとする言語面の課題に対応するための訓練の場として、一定の役割を果たしてまいりました。

一方で、学習障害のLDや注意欠陥・多動性障害のADHDなど発達障害に該当する児童を対象とした通級指導教室は、これまで本市には設置されていませんでした。これらの児童は、特別支援学級の対象とはならないため、本市ではこれまで、通常の学級において困難を抱える児童に対して支援を行う特別支援教育支援員等を積極的に配置し、通常の学級での授業等において必要な支援を行う形で対応してきたところです。特別支援教育支援員は、通常の学級において困難を抱える児童に対して個別に支援を行うなど、現在も大きな役割を果たしています。

しかし、今後は発達障害を含む多様な困難を抱える児童への支援ニーズが一層高まることや、本人の学びに対する困難の克服能力の育成が望まれることから、各学校からの要望も踏まえ、県に対し、LD・ADHD通級指導教室の設置を要望したところ、昨年度末に専任教員の配置が決定されました。今年度は専任教員とともに開設に向けた準備を進めており、9月中旬の開設を予定しております。

今後の狙いといたしましては、LDやADHDなどの特性が見られる児童を中心に、専任教員による個別の授業を通じて困難の克服を図るとともに、支援について、専任教員・担任・家庭が連携して取り組むことで、児童が通常の学級の中で自分らしく学べる環境づくりを推進してまいります。

また、通級指導教室の開設はされますが、通常学級で学ぶ時間のほうが大半であるため、ユニバーサルデザインの授業づくりや、従来どおりの特別支援教育支援員及び特別支援教育コーディネーターを中心とした学校の支援体制のなお一層の充実が図られるように、引き続き適切な指導を行ってまいりたいと考えております。

○3番辻本貴志議員 次に、専門職の配置について伺います。

通級指導教室の運営には、専門性を持った人材の存在が欠かせません。現在、本市ではどのような体制を取っているのか、専任教員や非常勤スタッフの配置状況、さらには対象児童数との兼

ね合いについてもお答えください。

○山宗功学校教育課長 LD・ADHD通級指導教室の開設に当たり、県より教職員の加配があり、枕崎小学校の教職員が1人増員されました。これにより、通級指導教室を担当する教職員は、当該教室に係る業務に専念することが可能となっています。

ただし、県から配置される教職員が必ずしも通級指導教室に関する専門的な知識や経験を有しているとは限らないため、担当教職員の資質向上を図り、専門職としての職務を全うするための研修機会の確保が必要です。

この点につきましては、県においても新任の通級指導教室担当教職員を対象に、専門性を高めるための研修を実施しています。本市におきましても、県の研修に加え、独自に通級指導教室担当者を対象とした研修を実施しています。この研修は、市内の通級指導教室担当者及び希望する教職員を対象として開催し、授業における専門性の向上から教室運営に至るまで、幅広い内容を取り扱っています。なお、外部講師の招聘も行い、より実践的かつ充実した研修となるよう努めているところです。

今後につきましても、当該研修は継続して実施する予定であり、通級指導教室の質の向上と担当教職員の専門性の向上に向けて引き続き取り組んでまいります。また、保護者との面談や、通級指導教室の対象となる児童かどうかの判断等につきましても、市教委の専門の担当指導主事がサポートしています。

このように、通級指導教室の担当者には必ずしも専門の教職員が配置されるわけではありませんが、研修やサポート体制を充実させ、専門職として機能するようにしています。

また、専任の人数についてですが、現在対象の児童として11名程度を予定しており、週1時間程度のサポートですので、今この専任の指導教員の指導で十分指導ができるものと考えております。

○3番辻本貴志議員 あわせて提案させていただきます。通級指導教室では、学習面に加え、感覚や運動、言語面での支援が求められるケースも少なくありません。そこで、作業療法士や言語聴覚士といったリハビリテーションの専門職を学校に配置することを検討できないかと考えます。

○山宗功学校教育課長 LD・ADHD通級指導教室を開設する学校には、既にその業務を主たる職務とする教職員が配置されており、専門職として活動しています。これ以上の人員配置につきましては、任命権者の県の管轄となっています。

また、小中学校へのリハビリテーション専門職の配置については、全国や県においてもまだ一般的ではありません。よって、本市もリハビリテーション専門職を学校に常勤という形で配置することにつきましては、現時点では検討しておりません。

その一方で、本市では教育相談事業の一環として、学校のニーズに応じて、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などのリハビリテーション専門職を派遣する事業を実施しております。令和6年度には1件の利用があり学校からの要請に基づき、近隣の医療機関より専門職を派遣していただき、教職員に対して専門的な助言を行っていただいたところです。

なお、県におきましても、障害児等療育支援事業により、同様の支援制度が設けられています。近年は活用実績がございませんが、今後はニーズや状況に応じて、その活用を積極的に推進してまいりたいと考えております。

以上のことから、現時点でリハビリテーション専門職を常勤で学校に配置する予定はございませんが、今後も専門的な知見を有する人材を積極的に学校に招き、主に障害のある児童が学校において適切な支援を受けられるよう体制の充実に努めてまいります。

○3番辻本貴志議員 この質問の最後ですね、通級での学びを在籍学級にどのように生かしていくのか、その支援体制についてお尋ねします。

児童が通常学級で過ごす時間が大部分である以上、通級での支援が学級生活に反映されなければ

ば、その効果は限定的です。担任との情報共有やコーディネーターとの体制など、具体的にどのような連携体制を整えるのかをお聞かせください。

○山宗功学校教育課長 通級指導教室におきましては、自立活動と呼ばれる領域の学習が中心となっています。自立活動とは、障害に起因する困難の克服を目的とした学習内容であり、児童一人一人の実態に応じた支援を行うものです。

例えば、読むことに著しい困難を抱える児童に対しては、短文の提示や文章に挿絵を添えるなど、段階的に読む力を育むための訓練を行います。

また、漢字を書くことに著しい困難を抱える児童に対しては、漢字を部首ごとに覚えたり、絵カードと照らし合わせて覚えたりするなど、通常の学級では難しい個に応じた訓練を行います。

こうした取組により、在籍する通常の学級においても、その成果が十分に生かされるものと認識しております。

また、通級指導教室では、児童に対する適切な支援の在り方についても検討することが可能です。先ほどの例のように、読むことに困難を抱える児童に対しては、文章をタブレット端末で読み込み、タブレット端末の読み上げ機能を活用するなど、合理的配慮の具体的な方法を学ぶ場としても機能します。

さらに、通級指導教室の学びの成果を在籍学級や家庭においても活用できるよう、学習の目標や達成状況を記録する個別の教育支援計画等の書類を、家庭や担任、特別支援教育コーディネーターや特別支援教育支援員間、さらには関係機関等で共有することで、学校全体として組織的な支援が可能となるよう努めています。

今後とも、こうした体制の充実を図るため、学校への指導・支援を継続して行ってまいりたいと考えております。

○3番辻本貴志議員 コーディネーターとの役割っていうのはすごくやっぱり重要になると認識しています。個別の児童の状況が、校内で児童を含め、家族を含め、どう情報共有されるかっていうところも、今後十分に支援していっていただきたいと思います。

岐阜県飛騨市は、学校作業療法士として、全ての小中学校に作業療法士が月2回ほど巡回して支援する取組を進めています。鹿児島県と岐阜県は、これまでも教育交流が盛んであり、その分、正確な情報や先進的な事例が共有されやすい環境にあるのではないでしょうか。

こうした状況も踏まえながら、本市においても、今後、リハビリテーション専門職の学校現場への配置という視点を視野に入れて検討していただければと考えております。

次の質問にいきます。

近年、全国的に教職員の精神疾患による休職が増加傾向にあると報道されています。

そこでお尋ねします。本市において、過去5年間の小中学校における教職員の休職者数のうち、精神疾患を理由とした人数の推移はどのようにになっているか、答弁できる範囲でお願いいたします。

○山宗功学校教育課長 国が公表している、直近5年間の精神疾患による病気休職者数の学校種別・性別・職種別・年代別状況等を見ると、令和元年度は5,478人だったのに対して、令和5年度は7,119人と、教職員の精神疾患による休職者数は増加傾向にあり、病気休職全体に占める比率も高まっていることが確認されます。主な要因として、児童生徒に対する指導、職場の対人関係、保護者等への対応、校務分掌や調査対応等の事務的な業務が挙げられております。

本市の状況ですが、個人が限定される可能性があるため、年度ごとの休職者数やその推移を答弁することは控えますが、令和元年度から5年度にかけての精神疾患による休職者数は累計で5人となっております。

○3番辻本貴志議員 全国的にやっぱりいるということなので、本市にもそういう状況があるということが共有できたと思います。

次に、教職員の精神的負担が増加している現状と、その軽減策について伺います。

教職員は授業だけでなく、部活動の指導や保護者対応、さらには新たなＩＣＴ作業など、多忙を極める日々を送っています。こうした状況が精神的な負担を大きくしている要因の一つであると考えられます。本市においても、同様の傾向が見られるのではないかと思いますが、教育委員会としてどのように現状を認識されているのか。また、教職員が安心して働き続けられる環境を整えるために、どのような取組を行っているのか、さらに今後どのような改善策や支援策を講じていくお考えか、お聞かせください。

○山宗功学校教育課長 教職員の業務は、授業や学校生活における児童生徒との関わりだけではなく、校務分掌や調査対応等の事務作業、保護者対応、生徒指導、中学校では部活動指導など多岐にわたります。さらに、事務作業や授業準備、生徒指導等が重なり、長時間勤務になりやすく、教員不足や経験年数の違いから教員ごとの業務量に偏りやしわ寄せが出るなど、様々な要因が複合的に影響し、精神的負担につながることも考えられます。そこに外部や保護者からの期待や相談を一身に受け、上司や同僚に相談できずに一人で抱え込んだり、上司や同僚に相談しても、十分なサポートが得られなかったりすることで、精神的負担がより大きくなることもあります。一時期より教員の働き方改革は進んではいるものの、依然として長時間勤務や業務過多の状況が続いているという現状は否めません。

このような状況を踏まえて、職場環境や業務負担の見直し、教職員間のコミュニケーション不足の解消、管理職による適切なサポート体制の構築、そして学校全体での相談支援体制の強化が必要であると考えています。現在、本市では全学校にスクール・サポート・スタッフや特別支援教育支援員を配置し、教職員の業務の軽減を図るとともに、ＩＣＴ環境を整備し、校務のＤＸ化を図って負担を減らすなどの取組を行っております。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを定期的に派遣するなどの外部人材の活用や、全職員を対象としたストレスチェックの実施等を行って、精神的な部分のサポートも行っております。

今後も、教職員の業務過多や精神的負担につきましては重く受け止め、予防並びに早期発見に努めるとともに、孤立しないための同僚性の向上などの職場環境の改善、試し出勤などの復職支援、データに基づく施策改善を一体的に推進することで、教職員の健康保持と安定した教育提供の確保に努めてまいります。本市に赴任した全ての先生方が、精神的負担を感じることなく、やる気に満ちて教壇に立ち、その職務を全うできるよう、今後も状況を注視し、必要な施策と支援の強化を図っていく所存です。

○3番辻本貴志議員 ゼひ子供たちにとっても、毎日わくわくして行きたくなるような学校、そういうのが望ましいと思いますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

今回の質問を通して、教職員の精神的負担を軽減するためには、制度や体制の整備ということ不可欠であると改めて感じました。先生方が自ら学び、スキルを高めていく姿勢は大変すばらしいものです。しかし一方で、世の中には、作業療法士や言語聴覚士など、専門的な知識と経験を有する人材が数多く存在しています。こうした方々の力を借りながら、学校をチームとして支えていく体制を整えることも、今後の学校経営のさらなる向上につながるのではないかと考えます。ゼひそのような視点からの検討もお願い申し上げます。

次に、有機農業の推進について、お尋ねいたします。

食の安全や環境保全の観点から、有機農業や特別栽培農産物への注目が高まっています。国のみどりの食料システム戦略においても、持続可能な農業の推進は重要な柱とされており、本市においても、地域産業の強化やブランド化に関わる大きなテーマあります。まず、市内における特別栽培農産物の取組の現状と、農家が直面している課題について伺います。

特別栽培農産物とは、農薬や化学肥料の使用量を慣行栽培の5割以下に抑えて栽培された農産物であり、環境に優しく、消費者にとっても安心感のあるものです。一方で、生産現場では、雑

草対策や収量の安定化、コスト負担など、多くの課題があります。ここで大切なのは、こうした努力によって作られた農産物を市民が理解し、選んで食べていただくことです。生産者の挑戦を消費という形で支えていくことが、有機農業や特別栽培農産物の広がりに不可欠だと考えます。

そこで、本市における現状と課題をどのように把握しているのか、お尋ねいたします。

○沖園信也農政課長 本市における特別栽培農産物の取組は、以前、加工用カンショ（サツマイモ）で行われておりましたが、サツマイモ基腐病の発生により、その防除に農薬散布回数が増加し、基準を満たさなくなったことから、現在は取り組まれていないと認識しております。

また、本市におきましては、現在、露地野菜が1事業者、茶が2事業者、桑茶が2事業者の計5事業者が有機JASの認証を受けており、有機転換移行中が茶で7事業者あるところです。

特別栽培農産物や有機栽培は、慣行栽培に比べ、高い栽培技術が求められ、栽培する圃場の選定や雑草対策に苦慮するなどの課題が多いようですが、農薬などの使用が少ないため体への負担や環境負荷が少ないことで農作物の付加価値を高めるというメリットも大きいと言われております。しかし、その付加価値が見えにくいために、価格に反映されにくいなどの課題もあると思っているところであります。

○3番辻本貴志議員 次に、技術指導、販路開拓、補助制度等、これまでの支援策と今後の強化策について伺います。

市としてはこれまで、国の環境保全型農業直接支払交付金の活用や、新年度からの有機茶園環境整備対策事業などを進めてこられています。しかし、こうした支援を実効性のあるものにするためには、消費者が地元で作られた安全で環境に優しい農作物を選んで買うという循環をつくることが不可欠です。今後の対策を市としてどのように考えているか伺います。

○沖園信也農政課長 ただいま質問者からありました質問の内容と重複する部分もありますが、本市では、今年度から有機農業に取り組む生産者等に対して、国の環境保全型農業直接支払交付金の活用や、本市独自の有機茶園環境整備対策事業を創設し、有機栽培に係る事業促進に取り組んでおります。

国では、みどりの食料システム法と呼ばれる、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律やその戦略、また、鹿児島県と県内43市町村が共同で、同法の規定に基づき、鹿児島県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画を作成しており、その内容に沿った農業を推進することも行政の役割でありますので、今年度からの取組を通じて、多くの農業生産者等が経営の一つとして、有機農業に取り組みやすい環境を整えていきたいと思っております。

その上で、農家はもとより消費者や仲卸業者等に有機農業が浸透していくよう関係機関と連携を図り、引き続き進めていきたいと考えております。

○3番辻本貴志議員 有機農業への取組を推進していくということで、我々も消費者としてそれを支えていく必要があると本当に思っております。

最後に、枕崎ブランドとして有機農業を発信する考えについて伺います。

枕崎といえば、かつおぶしをはじめとする農産物のイメージが強いですが、そこに有機農産物や特別栽培農産物が加われば、消費者にとって安心して選べる枕崎ブランドとしての価値が一層高まると思われます。

○沖園信也農政課長 国は、みどりの食料システム戦略を踏まえ、有機農業に地域ぐるみで取り組む産地、オーガニックビレッジの創出に取り組んでおります。

県内でも5市町が取り組んでおり、近隣の南さつま市におきましては、加世田常潤高校と連携し、有機農業研修圃場の設置や担い手の育成、有機農業で生産された農産物の流通、加工、消費等の取組として、学校給食への納入により、児童生徒に対して、有機農業を知ってもらう取組もされておりますので、本市におきましても、どのような組織体制、地域作物等でどのような取組

ができるか模索していきたいと考えております。

○3番辻本貴志議員 是非、生産者と消費っていうところをうまく巡回させるような取組を今後もよろしくお願ひいたします。

次の質問に移ります。

まず、子供たちにとって学校給食は、日々の健康と成長を支える大切なものです。その安全性は何よりも優先されるべきです。まず1点目として、本市の学校給食の安全管理体制について伺います。

○高山京彦給食センター所長 学校給食の安全管理体制につきましては、国が定める学校給食衛生管理基準に基づいて行われております。

作業区域内施設や調理用の機械・機器・容器やシンクなどに関する学校給食施設及び設備の整備や管理に係る衛生管理基準、食品の保管方法や適切な温度管理、廃棄物処理、検食及び保存食などに関する調理の過程等における衛生管理に係る衛生管理基準、そのほか学校給食従事者の衛生管理や健康管理に関する衛生管理体制に係る衛生管理基準などが定められています。

特に、給食の安全・安心を確保するために食中毒や異物混入、食物アレルギーなどの事故に対する未然防止の徹底につきましては、各研修会等で度々取り上げられています。

衛生管理基準の中の一つである食材を受け入れる検収につきましては、職員が納入時に立ち会った上で、発注どおりの品名・数量・品質であるか、そのほか鮮度・異物混入及び異臭の確認、根菜類の泥つき具合などを毎回点検して記録しているところでございます。

オーガニック給食を導入した場合の安全管理体制につきましては、通常時の衛生管理体制を基本としつつ、有機農産物の特性を踏まえた独自の管理体制を加える必要が生じるのではないかと考えられます。

主なものとしましては、食材を納入する検収時に有機食品の検査認証の確認のほか、有機農産物の形状や傷み具合などを事前に確認すること、また、生産者への生産状況の定期的な確認などは実施されていくのではないかと考えております。

○3番辻本貴志議員 学校給食の安全管理体制については、食材の検査とか、アレルギー対応など、子供たちの健康を第一に考えて運営されているということが確認できました。

次に、2点目として、オーガニック給食の導入に当たり、想定される課題について伺います。

○高山京彦給食センター所長 オーガニック給食を導入した場合に想定される課題としましては、一般的に言われることとなります。有機栽培は時間と手間がかかるためにコスト増となり、一般的に流通している食材に比べると価格が割高になってしまうことです。最近の物価高騰等の影響によりまして、令和5年度と7年度に給食費の値上げを行っている中、保護者への経済的影響を避けるために、値上げ分を本市が助成しているところではございますが、さらなる給食費の値上げに直結してしまうことが予想されます。

また、病害虫などの影響を受けやすいことから、収穫量が不安定となり、安定供給が難しい場合があることも想定されます。特に、地産地消を推進していく中で、継続的に学校給食に食材を納入できる有機農業に取り組む農家は、本市には極めて少なく、学校給食用に納入できる食材が不足する場合が想定されます。

ほかに、納入される有機農産物は、大きさ、形状など、ふぞろいが多いと言われております。調理現場では、野菜などの皮を剥く際の手間を要することや、スライサーで加工した際、サイズ、形を均一にそろえられないことなどで、調理時間が長くなることや、調理機器による処理が困難になり、学校給食調理従事者の負担が大きくなってしまうことが予想されます。

○3番辻本貴志議員 最後に3点目として、今後の展望や具体的な検討の方向性について伺います。全国の自治体の中には、段階的にモデル校を指定してオーガニック給食を実施したり、週1回のオーガニックデーとして取り組む事例も見られています。本市としても、まずはモデル導入

や部分的な実施など、小規模な取組から始めることが現実的であると考えますが、市としてどのような方向性を描いているのか、お聞かせください。

○高山京彦給食センター所長 現在、本市では、安全・安心で魅力ある学校給食をさらに推進するため、令和7年度から、学校給食地場産物活用事業として、枕崎牛をはじめ、鹿児島水産高等学校食品工学科の生徒が商品開発した、まくかつスティックや、枕崎産の黒豚を使用した、かご豚餃子などを献立に取り入れているところでございます。これまで以上に地元食材・産物を活用した学校給食を、保護者が負担する学校給食会計とは別枠で、本市独自の取組として展開しています。

当該事業における学校給食の価値を高める取組を進めることで、児童生徒の健やかな成長及び地域の自然や産業などに理解を深め、地元生産者の努力や食に関する感謝の気持ちを育む地産地消の推進と食育の充実に現在取り組んでいるところでございます。

他方で、学校給食における有機農産物の活用につきましては、環境負荷軽減や持続可能な食料生産の促進などに対する子供たちの理解を深める観点からも有効であるとは考えます。

今後、仮にオーガニック給食の導入を想定した場合、先ほど答弁しました課題をクリアしなければなりません。年間を通してではなく、一部実施ということも考えられますが、一部実施による効果、有機農産物の価格の現状把握と対策、また、物価高騰等が続く中、給食費会計で運営していく実現の可能性、さらには、現在1日約1,400食の学校給食を提供していることを踏まえ、有機農産物の供給量としてどの程度を納入することができるのかなど課題を洗い出す必要があります。先行導入している自治体の実態も把握しながら調査研究してまいりたいと考えております。

○3番辻本貴志議員 まだまだ少しハードルが高いなっていう印象を受けたところで。継続して、少し今後も調査していただければと思います。

次に、認知症高齢者の見守り支援について伺います。

毎年9月は認知症月間です。本市においても、高齢化が一層進む中、認知症高齢者の方々が安心して暮らし続けられる地域づくりは、重要かつ喫緊の課題であります。認知症は誰にでも起こり得るものであり、御本人のみならず、御家族、地域社会全体で支え合う仕組みづくりが必要です。

まずお伺いします。市が導入している安心シールについて、現在の登録件数や利用の実態はどうになっているでしょうか。また、登録が思うように増えていないのではないか、あるいは利用方法が十分に浸透していないのではないかと感じています。現状における課題をどのように認識しているのか、お願いいいたします。

○川野優治長寿介護課長 枕崎市見守り安心ネットワーク事業につきましては、令和5年12月から開始しております。

認知症により徘徊のおそれのある人の登録件数は、令和5年が3件、令和6年度が5件、令和7年度が8月末で2件の合計10件でございます。そのうち登録抹消件数は、令和6年度が1件、令和7年度が8月末で2件の合計3件です。登録抹消の理由といたしましては、死亡が2件、施設入所が1件となっております。

今までの利用実態としましては、登録者のうち、徘徊により行方不明となった方が1人おりましたが、見守りシールのQRコードを読み取った通知により、発見できたケースが1件ありました。

現状の課題につきましては、御指摘のとおり、枕崎市見守り安心ネットワーク事業が多くの市民の方に浸透されていないと感じているところでです。

○3番辻本貴志議員 今、継続で7件という状況で、これが多いか少ないのかまだ浸透していないというお声もありましたので、今後ともよろしくお願いいいたします。

次に、安心シールについて実際に利用されている方や御家族の声をどのように収集し、また今

後の施策に反映していくのか伺います。現場の声を踏まえて、事業を改善、見直していくお考えはあるのか、市としての姿勢をお聞かせください。

○川野優治長寿介護課長 枕崎市見守り安心ネットワーク事業に対しましては、利用者の御家族や介護支援専門員から、「安心シールを身につけていることで、万が一のときに安心感がある」、「事業の周知があまり進んでいないと思われる所以、もしものときに発見に結びつかないのではないか」などの意見をいただいております。

今後の事業運営につきましては、認知症サポーター養成講座や出前講座において、参加者にスマートフォンでシールのQRコードを読み取って操作してもらう体験を継続しながら、今後の取組といたしましては、てげてげ広場の参加者にもQRコードを読み取って操作してもらう体験をしていただき、多くの市民の方に事業の周知と普及に努めていくこととしております。

○3番辻本貴志議員 実際にQRコードを読み取る体験、すごくいい取組だと思いますので、いろんなところでそういう取組をしていただければと思います。

さらに、ICTを活用した見守り支援についてお尋ねします。

例えば、位置情報を活用して地域全体で協力し合う、みまもりあいプロジェクトのように、全国各地で新たな見守りの仕組みが導入されています。本市としても、こうした先進的な取組を導入あるいは検討する考えはあるのか、見解を伺います。

○川野優治長寿介護課長 霧島市などが実施しております、みまもりあいプロジェクトとは、無料のみまもりあいアプリを利用して、認知症高齢者等が徘徊などで自宅に帰れなくなったときに、なるべく早く発見・保護につなげるためのもので、事前に捜索協力者となる住民の方々に、みまもりあいアプリをダウンロードしていただく必要があります。

一方、本市の見守り安心ネットワーク事業で活用しております、どこシル伝言板の見守り安心シールは、QRコード付のシールで、認知症高齢者等が徘徊などで自宅に帰れなくなったときに、持ち物や服などに貼ってあるQRコードを読み込むことで発見、保護につなげるためのものです。

本市といたしましては、見守り安心シールを活用した事業の継続と充実を図り、重ねての答弁となりますが、多くの市民の方に事業の周知と普及に努めていきたいと考えております。

○3番辻本貴志議員 みまもりあいプロジェクトのアプリのダウンロードが浸透するにはすごく時間もかかると思います。しかし、認知症高齢者等がいなくなつたときに、地域住民のいろいろな方のサポートもらえる、例えば消防団とかそういうところではなくて、中学生、高校生ももしかしたらいなくなつたっていう情報をキャッチできる、そういうアプローチになると思いますので、ぜひ今後とも検討していただければと思います。

認知症高齢者を地域で支える仕組みは、当事者の尊厳を守るとともに、家族の安心にも直結するものです。そして、その実現には、行政だけでなく、地域住民一人一人が主体的に関わり、住民自治の視点から支え合うことが不可欠です。

市としての現状の認識と今後の展望を伺い、住民と行政が協働して、より安心して暮らせるまちづくりを進めていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○眞茅弘美議長 以上で、辻本貴志議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時12分 休憩

午後1時10分 再開

○眞茅弘美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、平田るり子議員。

[平田るり子議員 登壇]

○10番平田るり子議員 地域政党薩摩黒潮会、平田るり子です。

令和7年9月定例会において、一般質問の機会をいただきましたことを心より感謝申し上げます。まず初めに、去る8月12日に発生した台風第12号により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、私たちの地域社会は、今、人口減少、産業構造の変化、施設の老朽化、そして広域連携の必要性など、複合的な課題に直面しています。これらの課題に真正面から向き合い、地域資源を生かした循環型のまちづくりを進めていくためには、行政、産業、技術の三位一体となった挑戦が不可欠であると考えます。人類の進歩、社会の発展を支えてきた原動力は言うまでもなく、挑戦意欲です。そしてやる気です。企業においても、産業的利益の追求と社会的貢献という2つの目的に向かって、経営者・幹部・社員がそれぞれの立場で挑戦を続けています。

行政においても同様です。市民の福祉向上、地域の活性化という目的に向かって、私たち一人一人が主体的に挑戦し続けることが求められています。やる気は、他者から与えられるものではありません。自らの内に芽生え、育っていくものです。そして、その意欲が3年後、10年後には、枕崎の姿を大きく変えていく力となります。

私自身も議員になり3年目を迎えました。これまでNUMO、原子力発電環境整備機構の誘致に向けて、高レベル放射性廃棄物処理場の文献調査に手を挙げ、国策事業の予算を枕崎の活性化に生かすという公約をあげてまいりました。そのNUMO（ニューモ）のCMがようやく地上波で放送されるようになりました。これからNUMO（ニューモ）の理解は多くの町に進むと思います。それでも、現時点ではまだその公約を完全に達してはいませんが、意欲はますます高まり、着実に成果が表れ始めています。小さな一歩の積み重ねが、確かな前進につながっていると実感しています。

今回の私の一般質問は、こうした観点を踏まえ、大枠5点について質問させていただきます。この5点は全てつながっていることを先に申し上げます。

地域の未来を見据えた挑戦の一歩として、建設的な議論をお願い申し上げ、質問に入らせていただきます。

市長にお尋ねいたします。

本市における産業競争力が市民の幸せにどうつながるのか。こういった視点から、現在の課題と今後の対応策について御所見をお聞かせください。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 現在の課題と今後の対応についての所見という御質問ですが、まず、基本的な考え方として、私たち政治に携わる者として考えておかなければならぬ、そもそも政治とは何かということについて述べさせてください。

私は、個人でできない事柄を代わりに行うのが政治であるという考え方の下、その中で、最も重要な事柄が市民の安全、社会の安定、経済の活性だと思っております。

簡単に言いますと、1つ目の市民の安全で申しますと、自分の家の防犯は個人の努力でできますが、地域全体の安全、国の安全は政治が担う。防衛、国土強靭化、防災などはこの部分の重要な事柄です。2つ目の社会の安定で申しますと、自分自身の暮らしの安定は個人の努力で何とかなりますが、地域全体の医療、福祉や学校運営、地域全体の教育体系などは政治が担う。医療保険制度、介護や学校教育制度などはこの部分の重要な事柄です。そして、3つ目の経済の活性で申しますと、一人一人が働き、稼ぐことは何とか個人の努力で頑張りますが、地域経済、国の経済全体を活性化させるのは、経済、財政政策、金融政策、税制などを含めたマクロ経済政策であり、それは政治の役割となってきます。それら政治の先にあるのが、市民、国民の幸せ、幸福であると捉えています。

御質問の本市の産業競争力というのは、3つ目の経済の活性のための大きなポイントだと考えています。本市の強みである産業の競争力、稼ぐ力を伸ばすことはもちろん、そのベースには働

く個人がいて、事業者があるわけですが、その環境を整えていくことは政治の役割であり、その先にある市民の幸福、市民の暮らしの豊かさにつながっていく一つの大変な要素だと考えています。

本市でいえば、漁港の整備であったり、農業の支援であったり、事業者の積極的な投資を促進する手助け、あるいは関係人口を増やすことで、地域の商店などの活性化を促進したり、そのような施策の効果を高めていくこと、このことこそが課題として挙げられます。そのための対応を今後も継続していくこと、これが重要であるというふうに考えております。

繰り返しになりますが、その先に市民の幸せがあると捉えております。

○10番平田るり子議員 本市における河川水質改善問題の長期的放置による3つの重大課題について、質問させていただきます。

この問い合わせは、令和7年6月議会に提出された馬追川水系の水質改善に関する陳情、そして、令和5年度下水道使用料水質料金改定に関する意見書に基づくものです。これらの課題は、長年放置されてきたことにより、本市にとって重大な3つの問題が顕在化していると思います。

第一に馬追川水系において、生活排水と産業排水の混在による水質の悪化が長年報告されており、特に、下流域では悪臭が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、早急な対策が求められています。この陳情は、6つの公民館長連名により提出されたものです。（39ページに訂正発言あり）ということは、地域住民の合意と切実な声を反映したものです。行政はこの重みを真摯に受け止め、しっかり解決していく必要があります。

第二に、令和5年度の下水道使用料水質料金の改定に伴い、排水負担の公平性や制度設計の妥当性についての業者の間で不満や疑問が生じています。この問題は、丁寧な説明と見直しの検討が不可欠です。

第三に、終末処理場周辺では、排水中、高濃度成分が悪臭の原因となり、国内流入水質BODは全国でも最悪レベルに達しています。このため、排水処理・運搬・処分には多大なコストの環境負担が伴っています。下水道事業においては、使用料収入のみでは、維持管理費を賄うことができず、一般会計からの繰入れによって財政的な補填を行っている状況です。これらの課題を放置することは、地域産業の信頼性や持続の可能性を失い、結果として市民の幸せや地域の活動に悪影響を及ぼすことになります。産業競争力の強化は、単なる経済的指標の向上ではなく、地域住民の生活の質の向上と直結していることを改めて強調したいと思います。この観点から、大きな課題を令和7年度に向けて、浄化対策の強化及び広域的な水質管理体制の構築を急務と捉え、具体的な方針と施策の検討を行う必要があると考えます。

そこで質問です。馬追川水系における水質調査結果と課題認識の説明をお願いいたします。

○立石秀和市民生活課参事 市内の水質検査につきましては、年4回、21か所で検査を実施しているところです。このうち、馬追川水系につきましては、6か所で検査を実施しております。

馬追川水系の水質検査の結果につきましては、有機性汚濁の代表的な指標となるBODで見ますと、令和2年度が2か所、令和3年度及び令和4年度が1か所、令和5年度が3か所、令和6年度につきましては、牧園川下流と桟敷川の2か所が環境基準を達成できなかったところです。

原因につきましては、事業所排水による影響が大きいものと考えており、事業所排水の適正化が課題となっています。引き続き、事業所への排水処理設備の設置や公共下水道への接続をお願いするとともに、一般家庭におきましても、合併処理浄化槽への転換や、公共下水道への接続の推進を図っていきたいと考えています。

○10番平田るり子議員 この決算報告書の説明によれば、令和4年度から令和6年度にかけて、馬追川河川において、事業所排水等による汚濁への対策が急務であると記載されています。この状況は3年間変わっていません。今年度のですね、言い方は変わってはいますが、状況は何ら変わってはいません。急務としながらも、数年間解決されることは問題ですが、それに対して何

もできないという実情があるとすれば、議会も何とかしなければなりません。

今回の陳情も、前回の意見書も出されているわけですから、市民から付託された陳情・請願については採択して終わりではなく、採択後も真剣に取り組む必要があります。そうしなければ、本市の課題はますます積み上がっていきます。周辺住民の長年の悪臭問題と水質問題ですが、根本的な原因についての対策が講じられない限り、この問題が解消されることはないでしょう。

他の方法として、県に対して、河川の流下機能を改善するために、具体的かつ実効性のある対策を強く求めていく必要があります。行政として厳しい条例を制定し、その条例を従っていただくことを求められます。周辺住民の影響と課題認識についてお聞かせください。

○立石秀和市民生活課参事 臭いによる周辺住民への影響につきましては、居住環境の不快感、窓開けの制限、洗濯物等への付着臭など影響があると考えられます。

先ほども答弁いたしましたが、原因につきましては事業所排水による影響が大きいと考えておりますので、事業所排水の適正化が課題であると考えております。引き続き、事業所への排水処理設備の設置や公共下水道の接続をお願いしてまいります。

○10番平田るり子議員 周辺住民の方は、長年悪臭問題に悩まされており、河川周辺に土地を所有されている方が御親族にその土地を譲る際にですね、悪臭のせいで長年住むことは考えにくくないと断られ、他市に家を建てたとのことです。この土地の持ち主の方は、悪臭の影響で不動産価値は失っているにもかかわらず、固定資産税においては考慮されていません。

次に、今回陳情として提出された枕崎の河川をきれいにする条例とは別のもう一つの枕崎市民の環境を守る条例についてお聞きいたします。

この条例は、地域の自然環境と生活環境を保持し、市民の健康で文化的な生活を守るために制定される重要な条例です。この条例の目的、第1条では、市民が健康で文化的な生活を営むためには、良好な環境の確保が不可欠であるとの認識に基づき、事業者、市民それぞれの環境保全に関する責任を明確にし、自然環境の保全や公害防止を通じて持続可能な地域社会の形成を目的としています。

枕崎市民の環境を守る条例は、枕崎の風紀を保持するための条例と位置づけられていますが、第2条第4号では、事業者の責任、公害防止についても言及しています。また、第5号では、生活環境の保全に関する規定があり、指定工場や指定施設に対する規定、汚水、騒音、悪臭、有害物質などが含まれています。

そこで質問です。指定施設とは、有害物質を発生または排水する施設で、規則に基づいて定められたものです。つまり、産業排水によって河川に悪臭が生じる場合や、処理場から悪臭が発生する場合は、条例における公害に該当し、指定施設として規制の対象となる可能性があるかないかについてお聞きいたします。

○立石秀和市民生活課参事 公害とは、枕崎市民の環境を守る条例第2条第4号において、「事業活動その他の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。」と規定されているところです。

また、指定施設とは、同条例第2条第5号において、「工場又は事業場に設置される施設のうち、ばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動、悪臭又は有害物質を発生し、又は排出する施設であつて、規則で定めるものをいう。」と規定されており、同条例施行規則の中で、悪臭に係る指定施設が定められておりますが、終末処理場につきましては、悪臭に係る指定施設に該当しないところです。

産業排水につきましては、臭いの原因が排水にあり、汚水に係る指定施設に該当する場合は、環境を守る条例が適用されることになります。

○10番平田るり子議員 枕崎市では水質汚濁や悪臭により健康被害や生活環境の悪化を公害と

して位置づけており、産業排水による河川の悪臭もその対象となる可能性が高いと考えられるんではないかと私は思います。また、決算書においても、環境衛生費の公害対策費に計上されており、制度的にも対応が図られています。こういった背景から、本市が制定する枕崎市民の環境を守る条例は、地域の公害防止と環境保全を目的とした重要な施策的枠組みとして位置づけられると私は読み取れると思います。

いずれにしてもこれからですね、何らかの策を考えていかなければ、こういった大きな問題でありますので、見過ごすわけにはいきません。しっかりと取り組んでいきましょう。

次に、終末処理場についてお伺いいたします。

本市の終末処理場では、生活排水と産業排水が混在して処理されており、その水質管理は市民の生活環境や地域の信頼性に直結する重要な課題です。特にBOD、生物化学的酸素要求量、SS、浮遊物質、動植物油などのこの数値は、処理場の負荷状況や周辺環境への影響を示す指標であり、適切な管理が求められます。本市の終末処理場における水質指標の数値とその評価について、現状をどのように把握されているのか教えてください。

○今給黎仁水道課長 終末処理場では、年間160万立方メートルの汚水を受け入れて処理を行っています。それらの水質について、1日通して検査する通日試験を年4回実施しており、そのうち1回を水産加工場の休日に実施しています。

令和6年度の水質結果について、BODは1リットル当たり全体平均で619ミリグラム、加工場休日は205ミリグラムとなっており、加工場操業日の午前9時及び午前11時の平均値は1,915ミリグラムと大きな数値となっています。

SSは、1リットル当たり全体平均で248ミリグラム、加工場休日は156ミリグラムとなっており、加工場操業日の午前9時及び午前11時の平均値は581ミリグラムと、こちらも大きな数値となっているところです。

終末処理場から受け入れた汚水を川へ放流する際の1リットル当たりのBODを15ミリグラム、SSを40ミリグラム以下に下げる事が下水道法第8条で規定されていますので、濃度が高い汚水は、施設の機器に大きな負担となっており、高負荷での処理が続くと、放流水質の遵守基準を守れなくなると懸念しているところです。また、下水道管についても、汚水濃度が高く油分の付着が多い管路は、コンクリートの腐食が早まり老朽化が進む原因にもなります。そのため、広報紙等にも使用者へ適切な下水道の使用について呼びかけているところです。

○10番平田るり子議員 終末処理場の周辺地域において、悪臭の発生に関する住民の意見が長年にわたり寄せられています。終末処理場は、飲食店や店舗も多く、死活問題にもなりかねません。根本的な悪臭が発生すること自体、絶対にあってはならないと考えています。

終末処理場周辺の環境調査、この結果並びに悪臭調査の実施について、特に悪臭や水質に関する住民の声も含め、結果に対してどのような対応がなされているのか教えてください。

○今給黎仁水道課長 終末処理場については、毎月1回、周辺環境の影響を把握することを目的に、臭気指数の測定を行っており、処理場敷地境界の測定結果を市のホームページにて公表しているところです。過去1年間の測定結果は、臭気指数0から5で推移しており、環境省が示している「においの評価」では、目安として、臭気指数ゼロが郊外のきれいな空気の臭い、臭気指数5が工業地域の空気の臭いとされており、人が臭いをほとんど感じない数値となっています。

しかしながら、臭いは人によって感じ方が異なることや、気候によって強い臭いを感じることもあることから、今後も、処理場の臭気についてはしっかりと管理していきたいと考えております。

現在、処理場内に汚泥脱臭施設の改築更新を行っており、汚泥処理施設の高濃度な臭気に対応可能な充填塔式生物脱臭と活性炭吸着方式で脱臭することとし、処理場内の臭気軽減が図られていくと考えております。

○10番平田るり子議員 この終末処理場が現在採用している長時間活性汚泥法は、安定性には

優れているものの、高濃度、高負荷の排水処理には限界があると指摘されております。数値にもこれははっきりと表れています。今後の浄化対策強化に向けては、地域環境と経済の両立を目指す再設計、またほかの方法を考える必要があると思います。

次に、P F A S（有機フッ素化合物）に関する調査結果と啓発についてお伺いいたします。

私自身ですね、以前から気になっていたP F A Sについて、これまで近しい議員との間で意見交換を重ねてはいましたが、今報道もされ始めています。

P F A Sに関する啓発と枕崎市の対応についてお聞きいたします。近年、環境汚染物質として世界的に注目されているP F A Sは1940年代にアメリカで開発された人工化学物質であり、炭素とフッ素の強固な結合を持つことから、永遠の化学物質とも呼ばれています。自然界ではほとんど分解されず、地下水や河川を汚染し、人体に蓄積する性質があることから、発がん性など、健康への影響が懸念されています。

本市においては、令和2年以降、毎年水道水のP F A S検査が実施されており、令和6年度の検査結果でも金山浄水場、深浦水源地、白沢水源地のいずれの原水も検出値は健康への影響はないと言われていますが、P F A Sの性質上、長期的な蓄積や環境への影響を見据えた継続的な監視が不可欠だと思っております。本市におけるP F A Sの検査の実施体制と、この結果公表の状況、市の水道水以外の他地域のP F A Sの検査計画の有無・対応をどのように進めていくのかお示しください。

○今給黎仁水道課長 水道水については、水質管理目標設定項目の一つに、P F A S（有機フッ素化合物）の項目がありますが、P F O SとP F O Aの合算値について、年1回、浄水施設の出口の浄水検査を行い、検査開始の令和2年度から令和6年度までの暫定目標値である1リットル当たり50ナノグラムの10分の1である5ナノグラム以下の結果が出ております。また、令和6年度の結果は、市のホームページにも公表しております。

P F A Sは、どの程度の量が体に入ると影響が出るのかについては、十分な知見がない状況ですが、暫定目標値は体重50キロの人が水を毎日2リットル飲用したとしても、この濃度以下であれば、人の健康に悪影響が生じないと考えられる水準を基に設定されているとのことです。

なお、今年6月に水質基準に関する省令及び水道法施行規則一部改正がなされ、令和8年度以降、P F A S検査について水質基準項目に新たに設定されたことから、おおむね3か月に1回以上の検査が基本となり、水道水質の監視が高められることになります。

○10番平田るり子議員 このP F A Sは、あまりまだ聞きなじみがないと思いますが、よく知るPM2.5など、今頃ですね、健康被害が公表されていますPM2.5に関してはですね、今回のように、自治体がしっかり検査をしていることはとても評価すべきことだと私は思います。引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

失礼いたします。その前にですね、私、公民館長名で馬追川の陳情の提出が6公民館と言いましたが、9つの公民館により提出されたものと訂正をさせてください。失礼いたします。正しくは9公民館長連名ですね。失礼いたしました。

次に、枕崎の持続可能な産業排水と生活環境改善に向けた団地化構想についてお伺いいたします。本市は、かつおぶし製造業を地域産業の基幹産業として位置づけており、これまで多くの企業が地域に根差し、産業面のみならず文化的側面においても多大な貢献を果たしてきました。こうした歴史と実績は地域の誇りであり、今後も継承・発展すべき重要な資源だと考えております。しかしながら、現在のかつおぶし工場において、産業排水が各事業所の企業努力に委ねられており、十分な処理が困難な事業者も存在しています。本市は、市を支える基幹産業に位置づけながらも、環境負担への対応を事業者任せにしている現状は、持続的発展が可能な産業政策として、課題があるものと言わざるを得ません。今後の団地化構想において、こうしたかつおぶし製造業の歴史的・文化的価値を尊重しつつ、環境対策を踏まえた産業基盤の強化を図る必要があります。

地域全体で排水処理の高度化や共同化を検討するなど、事業が安心して作業を継続できる環境を整備することが、地域に根差した発展可能な産業基盤の整備につながると考えています。

本市において、かつてかつおぶし製造業の団地化構想が検討されたにもかかわらず、具体的な整備に至らなかつた理由について、検討当時の経緯・課題・事業者との調整状況などを含めて、整理して御説明をお願いいたします。

○鮫島寿文水産商工課長 過去のかつおぶし製造の加工団地化構想については、昭和50年代に公共下水道事業を進めていく中で、並行してかつおぶし工場の団地化のお話がありました。

その話がまとまらなかつた当時の状況について申し上げますと、まず、各事業者の事業規模の違いがあります。大規模な工場から家内工業的な小規模で零細な事業者まで多様な形態の工場があり、資金面や事業者ごとの事情の相違が大きく、業界としての合意が得られなかつたと聞いております。また、加工団地に必要な土地の確保も確定しておらず、実現には至らなかつたと聞いております。

○10番平田るり子議員 この団地化構想があつたという事実は非常に興味深い驚くべきことです。先人の方々がいろんな構想を描き、たゆまぬ努力を重ねてこられたこと、そして、この結果が今のこのかつおぶし製造業を支え続けていることが改めて理解できました。御答弁の中で、経済的課題や事業者間の合意形成の困難性、団地化構想の実現を阻む要因として挙げられていました。しかし、これらの課題は、現在の補助制度の活用や、単独業者では設備投資が厳しい事業者同士の連携について、一定程度こういったことを組み合せていけば、克服可能であると私は考えます。

特に、事業拡大を計画している企業が枠組みに連携することで、設備投資の合意化や資源の共有が進み、地域全体の産業基盤の強化につながります。

さらに団地化による生産効率の向上で副産物の資源が進めば、これまで課題とされていた汚泥問題をはじめ、環境負荷、あらゆるコスト、地域生活の影響というこの3大課題の解決にも直結します。

これまでのような単なるこの産業整備ではなく、地域住民の生活環境の改善にも寄与する重要な施策であると捉えるべきです。加えて、同様の産業構造を持つ他地域の事例を参考にすることで、枕崎の伝統的なよさを守りながら、枕崎にはまだない新しい要素を柔軟に取り入れることが可能になると見えます。守るべきものと取り入れるべきもの、このバランスを丁寧に設計することが、今後の地域発展に大きくつながると確信しています。

団地化構想は、地域産業の再編だけでなく、地域の未来像を描く上で重要な柱です。今こそ制度、技術、地域資源を生かした再構築に向けて、具体的な検討と合意形成を進めるべき段階に来ていると思います。

そこで、改めてお伺いいたします。本市にとって現在の制度や技術的発展を踏まえた上で、かつおぶし製造団地化構想の再検討や段階的な実現可能性について、どのように認識されていますか。また、今後の検討方針があればお示しください。

○鮫島寿文水産商工課長 団地化構想ということで、またないかということですが、先ほどの説明を少し補足いたしますと、団地化となりますと、長時間、長期間を要すること、そして、移転にかかる費用や技術的なこともあります。

今議員がおっしゃったような50年前とすると、技術的にも進んできているとは思うんですが、やはりこういったときに期間が長くなること、そうしたときの操業体制、負担割合というのも出てくると思います。それぞれの事業者が一定の負担をしないといけない。そうしたときに、大小の事業者では、そういった費用負担のことも課題になつたと。ここにつきましてはこれからも同様と考えております。

現状では、先ほど来あります排水処理のこと、それと、現在規模拡大のために、下水道区域外

の郊外に工場を移転して自前の排水処理施設を整備する事業者もいらっしゃるところです。また、既存の施設内で改修可能な範囲で加工施設の機材整備や施設の高度化、H A C C P（ハサップ）等の対応の施設整備を図っている事業者もあります。

こうしたことなどから、現在、業界団体からの加工団地化の要望はないところです。また、昭和50年代と比べまして、大幅に事業者数は減少しておりますが、各態様といいますのは、より多様化しております。業界内の合意を得るというのは難しいのではないかと考えているところです。

○10番平田るり子議員 本市の将来像を描くに当たり、産業振興と生活環境の改善は、いずれかを犠牲にすることなく、両立させるべき不可欠な課題です。特に、かつおぶし製造業をはじめとする地域産業の団地化構想については、過去の検討事例として棚上げするのではなく、現在の制度的枠組み、そして技術革新、地域資源を最大限に生かして再構築すべき段階に来ていると認識しています。

これまで各種団体等と市議会との意見交換会を行う中で、水産高校、枕崎高校との対話の機会を得ました。そこでは地域に貢献したいという若者たちの強い意志と地域に対する主体的な関心が明確に示されました。こうした若者の意欲を生かすためにも、地元の高校との連携による副産物の製品化は単なる教育連携にとどまらず、地域活性化への参加を促進し、地域の魅力と可能性を広げる重要な機会となります。

加えて、本市では約50年ぶりとなる用途地域計画の整備について議員からも提案されており、また、人口減少を背景としたコンパクトシティの実現に向けて、施政方針にも位置づけられています。コンパクトシティの実現は、今は仕方ないとは思います。ですが、絶対にこの子供が増えることを諦めないでください。市長も市民も諦めたらこの町は終わります。とことん抗いましょう。

すみません、話を戻します。

この都市構造の再編と連動される形で、かつおぶし製造業の団地化構想を具体化することは、地域産業の持続可能性を確保する上で極めて重要です。

今このタイミングを逃せば、市長が冒頭で言われた地域産業の競争力の低下、そして生活環境の悪化を招くおそれがあります。また、団地化構想は将来の都市像を形づくる基盤であり、若者の力を地域に生かし、持続可能な基盤である産業振興と、生活環境の改善を両立させる戦略的施策として、今こそ、本格的な計画設計と制度設計に着手すべきです。若者の力を地域に生かした構想を築くために、議会としても積極的に推進していくべきと考えています。

最後の質問になります。

枕崎周辺における水質改善と生態系への影響に関する調査と対応方針についてお伺いいたします。かつて枕崎の港ではバケツいっぱいウナギをすぐうことができました。豊かな生態系が広がっていました。その背景には、かつおぶし工場から排出される血水などのこの有機排水が微生物群を生み、それを餌とするウナギが間接的に恩恵を受けていた可能性があります。産業排水の停止や過剰な浄化によって一見きれいになった環境が逆に特定生物の生態系に悪影響を与えるケースが全国で報告されています。つまり、産業活動が自然環境と共存し、地域の豊かさを支えていた時代が確かに存在していたのです。

これらの変化は、自然環境の改善という名のもとに、かえって生態系のバランスを崩してしまった側面もあるのではないでしょうか。もちろんですね、かつてのように血水をそのまま流すことは、現状、法制度では許されません。しかし、血水を単なる産業排水ではなく、これは貴重な有機資源と捉えるべきです。有機資源です。

これをですね、ペレット状に加工し、養殖魚のえさとして活用することで、この自然と環境は対立するのではなく、むしろ共生の道を歩むことは可能です。

そこで質問いたします。

本市は枕崎周辺の海域における生態系に関する調査を実施していますでしょうか。

○立石秀和市民生活課参事 海域の水質検査につきましては、市内地先10海域で年2回の調査を実施しているところです。環境基準の達成率につきましては、海域の有機性汚濁の代表的な指標となるCODで見ますと、令和2年度が10か所中8か所達成の80%、令和3年度が10か所中9か所達成の90%、令和4年度及び令和5年度が10か所中10か所達成の100%、令和6年度が10か所中9か所達成の90%となっているところです。

○鮫島寿文水産商工課長 水産商工課におきましても、枕崎周辺海域におけるウナギを含めた魚の生態系への日々的な調査は実施していないところです。

○10番平田るり子議員 私たちの港にかつて泳いでいたウナギを取り戻すためには、養殖などのこういった技術と共同の力を生かし、環境改善と地域経済の再生を両立させる取組が必要です。

そのためにも周辺生態系の実態把握が不可欠であり、地元教育機関や自治体が主体となって独自の調査をすることで、その先に教育機関で学んだノウハウですね、本市に起業してもらう、こういった取組をぜひ進めていってほしいと思います。

朝の一般質問の中でも、給食の食材に対して、高校生との取組があるという話がありました。そういう形ですね、教育機関とこうやって取組を行うということは、これはとてもいいことだと思いますので、そしてその後にですね、ぜひこの枕崎に起業してもらう、こういった形に取り組んでいけば、とてもいいのかなと思います。

今回の河川水質管理の問題は、本市にとって2つの大きな課題を引き起こしています。1つは、環境と産業の共存の在り方、もう一つは、産業競争力の向上が市民の幸せにどうつながるかという問いただします。市長がどのようなお答えを示されるのか、今後の議論を楽しみしております。

これで、私の一般質問を終わります。

○眞茅弘美議長 以上で、平田るり子議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時59分 休憩

午後3時9分 再開

○眞茅弘美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、水野正子議員。

[水野正子議員 登壇]

○5番水野正子議員 去る8月8日、霧島市と姶良市を襲った記録的な豪雨により、複数の尊い命が失われました。お亡くなりになられた方々に心より哀悼の意を表しますとともに、御遺族の皆様に深くお悔やみ申し上げます。

また、8月21日に発生した台風第12号は、動きがゆっくりだったため、長時間にわたり大雨をもたらし、本市でも河川の増水や土砂崩れなどの被害が発生しました。特に近隣の南さつま市や南九州市では、河川の氾濫による広範囲での浸水被害が深刻でした。現在も自宅で生活できず、一時的に市営住宅で暮らしていると聞いております。被災された皆様の安全確保と生活再建が一日でも早く進むことを心から願っております。

このような状況の中、断水が続いた霧島・姶良の被災地では、枕崎市から派遣された給水車が活動しました。被災された方々からは、枕崎市の給水車が来てくれたと、心温まる情報が寄せられました。被災された方々からの感謝の声は、支援活動に携わる方々にとっては何よりの励みとなります。枕崎市が敏速に給水車を派遣し、被災地で活動されたことに心より敬意を表します。

また、昨日行われた防災訓練についても、日頃からの備えがいかに重要であるかを改めて感じました。訓練を重ねることが、いざというときの助けになることは間違ひありません。被災地支援に御尽力いただいた皆様、そして防災訓練に御参加、御尽力いただいた全ての皆様に深く感謝

申し上げます。

これらの教訓をこれから生きる若い世代の皆さんにどのように伝えていくか、それが私たちの大きな使命だと感じています。

枕崎市議会としては、7月28日、枕崎高校生との意見交換会を開催いたしました。意見交換会で高校生の活躍の場を創出したいという意見が出ました。具体的には、きばらん海でのステージ発表、高齢者との交流会を通して世代間の理解を深め、高校生の人間力育成につなげたいとの声が上げられました。高校生に自分たちの町は自分たちでつくっていくという意識を持ってもらうことは、将来の市民力を高めることにつながります。高校生の段階から主体的に地域に関わることは、将来的に地域を支えるリーダーを育てることになり、高校生のアイデアを市政や地域活動に取り入れることで、よりよいまちづくりになるかと考えますが、本市の見解をお聞かせください。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 本市の地方創生の取組におきましては、政策分野の一つとして、「若者とまちをつなぐ」を重要な柱として位置づけており、特に高校生の皆さんがまちづくりや地域活動に積極的に関わってくださることは非常に心強く、また、大きな可能性を感じております。

高校生の皆さんを持つ柔軟な発想や、世代ならではの新しい視点は、地域の課題解決や活性化に向けた原動力につながることが期待でき、持続可能なまちづくりに不可欠であると考えております。また、地域への関心が高まるところで、将来的には地元への定住や地域活性化につながることが大いに期待されているところです。

具体的な高校生の活動状況については、企画調整課参事が答弁いたします。

○中村浩一朗企画調整課参事 本市における高校生の取組としましては、市が関わる催しや行事における日頃の活動の成果発表や、ボランティアへの参加、様々な計画等を策定する際のアンケートへの協力など、高校生が自らの考えで主体的にまちづくりや地域活動に関わっていただいているところです。

具体的な例で申し上げますと、海の恩恵に感謝する海の日には、多くの高校生に、海岸一帯の清掃活動に汗を流していただいており、また、令和6年度からは、若者の投票率向上と政治への関心を高めてもらうため、枕崎市明るい選挙推進協議会に高校生委員が加わり、選挙啓発に携わるなど、様々な取組に活躍いただいております。

高校生がまちづくり、地域活動へ関わることは、地域への愛着や帰属意識の醸成、地域住民との交流を通じた世代間の理解促進、将来的な地域リーダーの育成につながることなど、様々な効果が期待できると考えております。

○5番水野正子議員 様々なボランティア活動もあると思いますけど、今後はどのようなボランティア活動が考えられるか、お聞かせください。

○中村浩一朗企画調整課参事 市では、市民の皆さんのボランティア活動を推進するため、ボランティア登録制度を設けており、年間を通じて市のホームページ等を用い、ボランティアの募集を行っているところです。

活動の内容は、市が関わる様々な催し、行事への参加、協力に関するもので、幅広い分野にわたり登録制度があり、そのうち令和6年度においては、6つの活動実績があつたところでございます。具体的には、海岸清掃などの環境に関する活動、観光ガイドなどに関する活動、認知症の方々へのサポート活動、読み聞かせや図書館に関する活動、学習活動支援など学校応援団に関する活動、子ども会活動や市民の学習活動の場などで指導する活動でございます。

これらの取組の中には、市民協働の活動の一環として地域コミュニティーの促進につながる取組もあり、参加要件を御確認いただいた上で、高校生にも積極的に参加していただきたいと考えております。

○山田浩隆生涯学習課主幹兼生涯学習係長 教育委員会で所管している高校生ボランティアでは、図書館ボランティアとして高校生や小中学生、小学生は4年生以上を対象としていますが、そのようなボランティアの受入れを行っています。

活動内容は、市立図書館での本の整理や清掃などをお願いしており、令和6年度は10名の高校生、9名の小中学生が参加しました。

また、生涯学習フェスティバルでは、毎年度、枕崎高等学校と鹿児島水産高等学校が交互にボランティアとして司会・進行を担ってくれており、鹿児島水産高等学校には、加工品販売でも協力をいただいております。

ボランティア活動の推進を図るため、生涯学習課では毎年4月に中学校・高等学校の新1年生に名刺サイズのボランティアカードを配付し、自身が取り組んだボランティア活動内容を記録できるようにしています。

今後、活動時間や活動場所の調整が整えば、読み聞かせボランティアグループの活動、音訳サービスボランティアグループの活動、学習支援ボランティアの活動に参加していただきたいと考えます。

また、二十歳のつどいにおいては、市内に居住する対象者も減少傾向であり、実行委員の確保も年々厳しくなっているため、ボランティアによる協力も検討しています。

高校生には学生の本分である学業に力を入れるとともに、無理のない範囲でボランティア活動に参加して、ボランティア活動を通じて、将来生きていく上で重要な社会性やコミュニケーション能力を身につけていただきたいと思います。

○5番水野正子議員 これらの取組の中には、市民協働の活動の一環として、地域コミュニティーの促進につながる取組もあり、参加要件を確認の上、高校生にも積極的に参加していただきたいということで、今後のボランティア活動への参加者数を向上させるため、新しい施策の検討も要望しております。

私が考えますのは、今後淡路島の物産展など高校生ボランティアを積極的に募集し受け入れることで、イベント全体の活気がさらに増し、お魚センターをはじめとする関係各所の活性化にもつながるものと考えます。

また、先般の南日本新聞では、大崎中学校で高校生が講師役となり、夏休みを利用して、中学生の学力向上を目指す大崎町学力アップセミナーが開催されました。中学生は自分だけでは思いつかなかつた新しい解法を学ぶことができ、思考の幅が広がったようだと言われていました。高校生は人に教えることの難しさを経験し、説明のスキルや自身の理解度を再確認する機会になり、このように教える側と教わる側がそれぞれ異なる形で学びを得られるのはすばらしいことです。この経験は、お互いの今後の学習にいい影響を与えると考えます。

本市では、地域学校協働活動、ボランティア活動がありますが、今後、放課後や週末の学習会、市民会館や図書館などの公共施設を利用して、定期的に開催教科を限定したワークショップ、例えば数学の得意な高校生が苦手な中学生に問題を教えるなど、このような取組は、学校間の垣根を越えた交流を生み、地域全体で子供たちを育てるという、よりよい教育環境の構築につながります。ボランティアを通じて人に喜んでもらう経験は、高校生の今後の生きがいづくりになると考えます。

続きまして、今朝の一般質問と重複するところもございますが、9月に開設されるLD・ADHD教室の、特に学習障害について質問してまいります。

学習障害とは、全般的な知的発達に遅れはないものの、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するといった特定の能力を習得したり使ったりすることに著しい困難を示す状態を指します。これは脳の機能に何らかの偏りがあることで生じられていると考えられております。その子に合った方法で学習をサポートすることがとても大切です。学習障害は、学習をサポートすることが

とても大切です。学習障害は、学習が本格的に始まる小学生の頃に気づかれることが多いのですが、就学前から言葉の発達の遅れや不器用さといった兆候が見られる場合もあります。早期に子供の特性を理解し、適切なサポートにつなげることが重要です。

本市に対象児童が何名いるのかは、今朝答弁いただきました。11名とのことでしたが、どのように対象児童を決定されるのか、お聞かせください。

○山宗功学校教育課長 枕崎小学校に新設されるLD・ADHD通級指導教室の対象児童については、各学校及び通級指導教室の担当者が検討を行い、市の教育支援委員会において最終的な判定を行っています。判定に至るまでには幾つかの手順が設けられています。

まず、各学校において、通級指導教室の対象障害であるLD（学習障害）及びADHD（注意欠陥・多動性障害）に類する様子が見られ、学習や生活において困難を抱えていると判断した児童について、管理職や特別支援教育コーディネーターをはじめとする学校の職員で構成する校内の支援委員会で、通級指導教室の利用が必要かどうかを検討します。次に、枕崎小学校の通級指導の担当者が児童と対話をを行うとともに、チェックリストやアンケートなど多角的な情報をもとに判断し、困難の程度を意見書にまとめて、保護者の同意書と一緒に教育委員会に提出します。最後に、医師や特別支援学校教職員等の専門家も参加する市の教育支援委員会において、様々な要因を総合的に考慮した上で、通級指導教室の利用が適当と判断した児童について、教育委員会が対象児童として認定します。

なお、繰り返しになりますが、令和7年6月にLD・ADHD通級指導教室の対象として認定した児童は11人であり、9月からこの11人が通級指導教室の利用を開始する予定です。内訳につきましては、詳細な内訳を申し上げると、児童が特定されることが予想されるため、大まかな内訳といたしましては、おおよそLD（学習障害）に類する児童の利用が6割から7割程度、残りがADHDに類する生活に困難を抱える児童となっております。

○5番水野正子議員 児童との対話を大切に進めていくよう要望しておきます。

LD・ADHDと診断するのは病院でするのかお聞かせください。

○山宗功学校教育課長 学習障害の診断は、ほかの障害と同様に、医療機関において医師が行います。そのため、学校が独自に児童を学習障害と診断することはございません。

では、通級指導教室の利用に当たって、医師の診断が必須かというと、そうではありません。

文部科学省が平成25年10月4日に発出した通知、「障害のある児童生徒に対する早期からの一貫した支援について」には、通級による指導の対象児童生徒について「通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断すること」と明記されています。

つまり、医師の診断がなくても、学校が学習障害や注意欠陥・多動性障害に類する困難さがあると判断した児童については、所定の判定手続を経て、通級指導教室の利用が可能です。

本市においても、先ほど申し上げましたように、総合的な見地から判断をして、対象となる児童が必要な支援を受けることができるよう、柔軟な体制を整えています。

○5番水野正子議員 通級するには、病院の診断は要らないということでおろしいんですね。指導員の研修なども必要ですので、サポート体制、質の向上も大切だと考えます。

次に、県の動向をお聞かせください。

○山宗功学校教育課長 鹿児島県におきましても、学習障害をはじめとする発達障害のある児童生徒への支援を充実させるため、通級指導教室の利用拡大を目指し、様々な施策に取り組んでいます。しかし、全国的な傾向と比較すると、本県における通級指導教室の利用は依然として伸び悩んでいる状況であります。

この背景には、県内には小規模校が多く存在するとともに、校区が広い範囲にわたっていることから、保護者が通級指導教室の設置されている学校まで送迎をすることが、大きな負担となる

ことが一因として考えられています。

こうした課題を踏まえ、鹿児島県では、巡回型通級指導の拡充に向けた取組を進めています。巡回型通級指導とは、通級指導教室の担当教職員が設置校以外の学校に出向き、当該児童生徒に対して必要な指導を行うものであり、現在、県内の3市においてモデル事業として実施されています。

現時点で、本市はモデル事業の指定は受けておりませんが、将来この巡回型の通級指導を導入することにより、市内全ての学校に在籍する当該児童生徒が、保護者の負担を軽減しながら、通級による指導を受けられる環境が整うため、導入に向けて前向きに検討を進めてまいります。

○5番水野正子議員 本市はコンパクトなまちということで保護者の負担軽減が期待されます。

子供が特定の学習分野で繰り返し困難に直面していることに気づくことは、児童生徒の可能性を引き出すための第一歩です。親や教師が学習障害について正しく理解すれば、努力が足りないと子供を責めるのではなく、その子に合った方法でサポートできるようになります。何よりも大切なのは、成功体験を積み重ねていくことです。得意なことや好きなことを見つけて伸ばす機会を与え、小さなことでも達成感を味わうことで、子供は自信を持つことができます。こうした成功体験を積み重ねながら、自らの力を信じ、困難を乗り越える力となります。学習障害の特性を理解し、根気強くサポートすることで、子供たちは自分らしく生き生きと成長していくのです。これは子供たちが持つ可能性を最大に引き出し、輝かしい未来を築くための最も大切なステップです。

私は、学習障害のお子さんのお母様からお話を伺う機会がありました。そのお子さんは漢字の練習がとても苦手だったそうです。お母様はそれに気づかず何時間もかけて漢字を書かせた結果、最後は親子喧嘩になってしまったと苦労された経験を話してくださいました。

児童の学習障害に早く気づくことは、本人のためにもなり、また保護者にとっても子育ての苦労を減らすことにつながるとも考えられます。新設される通級指導教室での学びを通じて自信をつけ、児童がより多くの笑顔を見せてくれることを願っています。課題も多いかと思いますが、その効果に大いに期待しています。

続きまして、枕崎茶について質問してまいります。

私がですね、市議になった2023年12月、お茶農家の話を伺う機会がありました。4月に収穫した新茶が12月の今も冷蔵庫に残っているという話に大変驚き、枕崎茶の今後を心配しました。しかし、本年度は二番茶から価格が上昇していると聞き、大変うれしく思っています。鹿児島県が2025年度産の生産量で初めて全国1位となったという報道は大変喜ばしいニュースです。1991年の調査開始以来、常に首位だった静岡県を抜いたことは、鹿児島県の茶業にとって大きな成果と言えます。2024年には通年の荒茶生産量でも日本一となり、今後のさらなる発展が期待されます。しかし、近年では、食生活の変化や人口減少といった様々な要因により、急須でお茶を入れる機会が減少し、日本茶の消費量が縮小傾向にあると聞きます。

鹿児島県は、荒茶生産量日本一となりましたが、お茶の価格は現在どのようにになっているのか、お聞かせください。

○沖園信也農政課長 本年産の荒茶価格は鹿児島県内においては、近年にない高値で取引されており、生産者をはじめ関係機関は喜んでいるところです。

まず、令和6年産の本市の荒茶平均単価は、キロ当たり一番茶で1,409円、二番茶で654円であったのに対し、令和7年産の荒茶の平均単価は、現在把握している数字で申しますと、キロ当たり一番茶で1,990円、二番茶で1,363円となっております。

ここ数年、低下傾向にありましたが、金額だけで申しますと、一番茶の単価は平成25年並みであり、二番茶につきましては、年間の荒茶販売額が30億円を超えていた平成8年の単価に近くになっております。

○5番水野正子議員 令和7年度の一番茶のキロ当たり1,990円、令和6年度は一番茶が1,409円の1.4倍となっています。また、二番茶のほうはですね、令和7年度が1,363円、二番茶が654円ということで2倍になっているんですが、平成20年は一番茶の荒茶販売額が16億9,162万5,000円でした。令和6年度の一番茶は7億2,617万8,000円でした。16年で販売額は半分以下となっていましたが、なぜお茶の価格が高騰したと考えているのかお聞かせください。

○沖園信也農政課長 鹿児島県茶市場では、煎茶の上場数量の減少があり、一番茶の数量が対前年比で1割減、茶相場に大きな影響を与えると言われております静岡茶市場でも2割減であったようです。

その減の理由としましては、本県では、3月中旬の降雪、低温などの天候要因による収量減や、現在、需要の多いてん茶への転換による煎茶の市場外流通の増加が響いていると報道されております。

二番茶以降につきましても、茶商が持っている下級品の在庫が少なく、量販店向けやペットボトル向けの主原量を、決まった量を納める必要があるため引き合いが強くなり、価格が高くても荒茶を集めが必要があり、高価格で取引されているようです。

○5番水野正子議員 お茶の価格を維持向上させていくことは、生産者にとって喫緊の課題です。

近年、日本茶の消費量が減少する一方で、新茶の価格は高止まりしているという状況があります。このような環境下で、生産者が持続的に事業を継続し、価格を維持し、さらには向上させていくためにどのような努力が必要だとお考えでしょうか。

○沖園信也農政課長 先ほどの答弁におきましても、茶市場の状況について触れましたが、農産物の市場価格は買い手の需要と生産者の供給によって決定いたします。それが量的なものなのか、質的なものなのか、量・質の両方なのか、変動の理由については見極める必要があると思っております。

これまでも、安定した価格帯で取引してもらうために、生産者には高品質な生葉・荒茶生産に努めていただいておりますので、引き続きその努力を重ねることで、品質的に市場の信頼を得られ、高価格での取引につながるものと考えております。

また、その上で、生産面積の維持、茶樹の能力に応じた収量の確保を図るとともに、消費動向に応じた品種への改植など、市場からも信頼を得られる量や茶商が求める品質の提供に努めています。生産者の支援をしていきたいと考えております。

○5番水野正子議員 行政も、生産者の支援をしていただけるということで安心いたしました。

鹿児島県は、荒茶の生産量で日本一になりましたが、県庁所在地である鹿児島市のリーフ茶の購入額と数量が全国で8位と18位という事実は、お茶を作る鹿児島、消費の少ない鹿児島という課題を浮き彫りにしています。このギャップを埋めるため、消費拡大する取組が重要となります。飲む商品には今後どのように力を入れるのか。また、これから課題はどのように捉えているのか、お伺いいたします。

○沖園信也農政課長 お茶は口にするのですが、栄養摂取や生命維持に必要なものではなく、香味や風味を楽しんだり、生活にゆとりや気分転換をもたらしたりする嗜好品の一つで、コーヒー・ワインなどと同じものであると言われております。

その中で、リーフ茶、緑茶を選んで飲んでもらえるよう努力することは重要なことであると思いますが、現在、県内でもペットボトル用のお茶づくりに力を入れる産地、また、飲むだけではなく、幅広い用途に使用できるてん茶に力を入れる産地など、消費者動向に合わせた取組が行われておりますので、まずは、生産した茶葉が確実に消費される取組を行うことが必要だと考えております。

リーフ茶を飲んでもらうための取組は、茶業青年の会が小学校でお茶の入れ方教室を行っております。また、物産展等では、お茶の試飲を行っておりますので、入れたてのおいしいお茶を味

わっていただく、そのような地道な取組を継続して行っていきたいと思います。

○5番水野正子議員 消費の取組はですね、本市の子供たちにお茶を飲む習慣を育むことが非常に大切だと考えています。

現在、小学校で茶業青年の会でお茶の入れ方教室を開いてくださっていますが、以前は茶葉と急須を頂いていましたが、最近は急須ではないと聞いております。やはり急須で入れたおいしいお茶を継続的に飲むことが、子供たちがお茶を好きになるきっかけになると想っています。そこで、今後、行政としても急須の配布を継続できるよう、協力して検討をお願いしたいと思います。

続きまして、本市のお茶農家は何戸あり、その中で後継者は何名おられるのかお聞かせください。

○沖園信也農政課長 本市の茶生産農家につきましては、令和元年が128戸で、令和6年が110戸となっております。

後継者につきましては、茶業青年の会に属している方々が45歳以下になりますが、現在の会員数は18名となっております。

○5番水野正子議員 令和元年が128戸と令和6年度が110戸で18戸減少しているということですが、今後後継者にどのような支援を考えているのか、お聞かせください。

○沖園信也農政課長 後継者に限定しているわけではありませんが、市独自の認定農業者等担い手育成対策事業、お茶につきましては、高性能茶機械施設等導入事業などの農業用機械等の整備の支援や、新規就農者につきましては、国的新規就農者育成総合対策事業及び市独自の農業後継者育成対策事業において、経営に係る資金の助成を行っております。

今年度が次期総合振興計画等の策定期限となっておりますので、継続して取り組むものや、事業内容を変更するものなど、事業内容を精査した上で、後継者の育成に必要な支援を行っていきたいと考えております。

○5番水野正子議員 不耕作の茶畠を再利用するに当たり、どのような支援が考えられるのかお聞かせください。

○沖園信也農政課長 離農や経営規模の縮小に伴い、茶の木が残ったままの農地が見受けられるところです。

このため、令和6年度から市独自の耕作放棄地等再生事業の中で、茶園整理の補助を行い、3年以上の転換作物の耕作を条件に、茶の伐採に対し経費の一部を支援し、農地が遊休地化、荒廃しないよう努めているところです。

質問者からございました管理されていない茶園につきましては、一般的に栽培されている茶の状態に戻すまでに、相当の経費と時間を要すると思われますので、その茶園自体を簡単に再生利用できる方法や、事業事例を研究することから始めたいと考えております。

○5番水野正子議員 枕崎は茶畠も恵まれた地形だと思います。

先日ニュースで静岡のお茶刈りを拝見しましたが、段々畠でいまだにハンドタイプを使われているところがあると紹介されていました。鹿児島の場合は、摘採機も鹿児島でつくられているということでした。なので、再利用するということに支援があれば、農家さんも再利用したいという方が出てこられるかと思います。また、振興計画で今後よりよい計画をお願いしておきます。

枕崎茶は温暖な気候と恵まれた日照条件の下、海・山・川に囲まれたこの地で栽培されており、その奥行きのあるうまみと爽やかな香りは、市民にとって誇りであり、生活に欠かせない存在です。

ここで少しお茶の話をさせていただきますが、私は夏になると水出し緑茶をよく頂きます。

氷と水でじっくりと入れることで、まろやかな口あたりと優しい甘みが引き出されます。

この飲み方は、テアニンという成分の効果を最大限に引き出します。テアニンにはリラックス効果があると言われており、研究でも精神的な緊張や不安を和らげることが分かっています。特

に、私のお気に入りは地元枕崎で生まれたさえみどりという品種です。このお茶は、うまみがとても強く渋みが少ないので、どなたにもおいしく飲んでいただけると思います。幼い頃から枕崎茶とともに育ってきました。このおいしさを知る者として、この伝統あるお茶が未来にわたって受け継がれていくことを切に願っています。

次の質問に移らせていただきます。

観光資源、犬の白浜について質問いたします。

犬の白浜は、令和6年に情報番組Z I P！でも紹介され、その認知度が高まっています。

先日、地元の保育園児たちとごみ拾いボランティアに参加した際、子供たちが海の生き物に触れ、美しい景色を楽しみながら、生き生きと活動する姿を目の当たりにして、この場所の持つ魅力を改めて強く感じました。

以前、市内外の方から、カーナビに表示されない、犬の白浜へ下りるのは道が険しいといった声を聞いておりましたが、実際訪れてみると、道は想像以上に分かりやすく、険しいと感じるほどではありませんでした。

このような潜在能力を秘めた犬の白浜について、令和6年から7年にかけて着工が予定されている、魅力ある観光地づくり事業の今後の具体的な計画をお聞かせください。

○鮫島寿文水産商工課長 さきの6月定例会の予算特別委員会で資料を提出しまして、御説明したところですが、令和3年に指定された薩南海岸県立自然公園内に位置する犬の白浜につきましては、水尻公園から見て西側の海岸にあり、鹿児島県の魅力ある観光地づくり事業により、今年度整備が進められます。

県の魅力ある観光地づくり事業につきましては、本県を訪れる観光客の満足と回遊性を高めるため、地域の自然、歴史、文化等の魅力的な観光資源を生かし、にぎわいや憩いの空間の創出、沿道修景等の景観整備を行い、広域観光ルートの拠点となる魅力ある癒やしの観光地の整備を推進する事業です。

今後の県の工事予定につきましては、9月に工事を発注し、展望所や障害者用駐車場を設置し、海岸までのアプローチ空間の整備として、木道デッキや階段デッキなど、海岸への降り口の整備を行い、年度内完成を目指していると伺っております。

本市としましては、県が整備する駐車場及び木道デッキ部分の用地について、令和6年度に本市が取得し、今年度、水尻公園周辺道路から犬の白浜海岸の障害者用駐車場までの道路の舗装整備を行う予定です。

○5番水野正子議員 犬の白浜を訪れた観光客に、市内のほかの観光地へも足を運んでもらうための観光動線の確保や周知活動をどのように進めていくお考えか。また、犬の白浜を起点とした観光客の市内回遊を促すため、どのような計画をされているのかお聞かせください。

○鮫島寿文水産商工課長 今年度整備が進みますと、当該海岸へのアクセスも向上されますので、新しい観光資源、観光スポットとして捉えて、そこから市街地へ、お魚センターや他の観光施設への誘導も含めまして、周遊いただけるよう各種メディアの活用をはじめ、観光協会と連携してPRしてまいりたいと思います。具体的には整備された後に先ほど申し上げました木道のデッキとか、そういうものを撮影いたしまして、また改めて、犬の白浜の海岸も写真を撮りまして、市のホームページや観光協会のホームページを更新してまいりたいと思っております。

また、今回の県の魅力ある観光地づくり事業につきましては、薩南海岸の景観を生かした魅力ある整備ということで、枕崎市の犬の白浜と南九州市の番所鼻自然公園、瀬平公園の3か所を整備する計画となっており、新たにぎわいの創出につながるよう、近隣自治体とも連携を図りながら、地域全体としての魅力や価値を高めていきたいと考えております。

○5番水野正子議員 枕崎市の犬の白浜は豊かな自然と美しい景観が魅力的な場所です。このすばらしい場所を新たな観光資源として、より多くの人に知ってもらいたいと考えています。

枕崎のまちを盛り上げるためにも、市役所、市議会、観光協会が一体となって、犬の白浜の魅力を発信していくことが大切だと考えます。海の穏やかな波のリズムが大いなる癒やしになり、訪れる人々に安らぎを与えてくれるはずです。犬の白浜を訪れた方は、海からの癒やしが、心身ともにリフレッシュし、明日への活力を得られるような、そんな場所にしていきたいと思い、一般質問させていただきました。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

○眞茅弘美議長 以上で、水野正子議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時55分 散会

# 本会議第3日

(令和7年9月9日)

令和 7 年  
枕崎市議会第 5 回定例会議事日程（第 3 号）

令和 7 年 9 月 9 日 午前 9 時 30 分開議

日程番号	件名
1	一般 質 問 立 石 幸 徳 議員 (53 ページ～62 ページ) 禰 占 通 男 議員 (62 ページ～71 ページ)

- 本日付議された事件は議事日程（第 3 号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1番 真 茅 弘 美 議員	2番 下 竹 芳 郎 議員
3番 辻 本 貴 志 議員	4番 上 迫 正 幸 議員
5番 水 野 正 子 議員	6番 立 石 幸 徳 議員
	9番 祢 占 通 男 議員
10番 平 田 るり子 議員	12番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

7番 豊 留 榮 子 議員	11番 橋 口 洋 一 議員
---------------	----------------

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長	畠 野 照 文 書記
宮 下 和 也 書記	吉 井 真 子 書記
山 口 美津哉 書記	

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長	本 田 親 行 副市長
山 口 太 総務課長	篠 原 正 二 企画調整課長
鮫 島 寿 文 水産商工課長	奥 山 博 史 市民生活課長
田 代 勝 義 財政課長	平 塚 孝 三 福祉課長
中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長	神 浦 正 純 建設課長
沖 園 信 也 農政課長	鮫 島 真 一 健康・こども課長
福 永 賢 一 税務課長	川 野 優 治 長寿介護課長
今 紿 黎 仁 水道課長	山 崎 弘 人 水道課参事
西 村 祐 一 市立病院事務長	橋 口 和 洋 監査委員事務局長
水 流 敏 幸 監査委員	森 智 賀 健康・こども課参事
中 村 俊 彦 農政課参事	桑 原 英 樹 水産商工課参事
立 石 秀 和 市民生活課参事	板 敷 勝 利 会計管理者兼会計課長
中 村 浩一朗 企画調整課参事	木之下 浩 一 教育長
高 山 京 彦 教育総務課長兼給食センター所長	山 宗 功 学校教育課長
山 田 浩 隆 生涯学習係長	永 江 靖 博 農委事務局長兼農業振興係長
木口屋 和 彦 選管事務局長	宮 原 司 消防長
中 原 勝 一 消防総務課長兼消防団係長	中 原 広 次 警防課長兼消防署長
平 田 寿 一 総務課参事	中 山 俊 吾 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○眞茅弘美議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

昨日に引き続き一般質問を行います。

まず、立石幸徳議員。

[立石幸徳議員 登壇]

○6番立石幸徳議員 通告に従い一般質問をいたします。

我が国の土地問題としては、高度経済成長期における売れ残ったまま放置された宅地、またバブル期に生じた虫食い状態の空き地など、政策課題として指摘されましたけれども、近年は、人口減少などによる土地需要の絶対的不足から土地の管理不全などが顕在化しております。

本市におきましても、さきの6月定例議会で可決された危険空き家の解体補助、そしてまた今回の9月議会補正予算に提案されている空き家解体補助など、毎議会のごとく空き家解体の補助費が出されてきておりますが、解体がどんどん進んでいく中で、空き地の管理、土地利用の活用策が大きな課題となってきております。

当局におきましては、本市の空き地の現状把握について、どのような調査がなされ、空き地の利活用についてどのように整理されておられるのか、本市の空き地の実態をどのように認識されておられるか、最初にお尋ねいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 本市の空き地の現状ということで答弁いたします。

枕崎市総合振興計画の第2章快適で便利なコンパクトなまちづくりに掲げます、効率的な土地情報管理の推進の基本的方向として、町なかに空き地が増加している現状を鑑み、所有者の特定などのための土地情報の有効活用や計画的かつ効率的な土地情報管理に取り組むことを挙げておりますが、固定資産税係による土地の状況把握、環境整備係による市民からの空き地の環境に関する相談等への対応、さらには今年度から取り組んでいる空き地バンクなど、昨今増加している空き地について各方面から対応を図っているところです。国におきましても今年の4月に、空き地の適正管理及び利活用に関するガイドラインが公表されるなど、特に高齢化、人口減少が進む地方自治体に対し、その対策が求められている状況にありますので、取組を加速していく必要があると考えます。

まず、固定資産税の状況について、税務課長に答弁させます。

○福永賢一税務課長 空き地対策に特化した現状の把握はできておりませんが、固定資産税賦課のため土地の状況把握については税務課で行っております。

土地の固定資産税については、毎年1月1日の現況及び利用目的に応じた地目で課税されます。

家屋を取り壊し、その敷地がいわゆる更地になった場合は、その土地の課税地目は通常、宅地から雑種地へと変更になります。

固定資産税は家屋も課税対象になることから、家屋を取り壊した場合、税務課固定資産税係へ届けていただくよう広報を行っており、そのお届けや、あるいは法務局からの登記異動情報に基づき現地確認を行い、土地の状況を把握し地目の認定をしております。

これ以外にも、日常業務において職員が外勤する際に家屋の取り壊しを発見し対応するケースもありますし、特に市街地の路線価地区においては、年末にパトロールを行い、全筆の地目確認を行っております。

近年の地目ごとの推移に関して、令和2年と令和6年を比較すると、市全体で宅地が2,256筆、2万7,128平方メートル減少し、雑種地が436筆、19万6,460平方メートル増加しています。

また、家屋の数に関して令和2年と令和6年を比較すると、市全体で625棟減少している状況でございます。

○6番立石幸徳議員 市長も答弁でもなされました、国土交通省が本年4月ですね、空き地の適正管理及び利活用に関するガイドラインの冊子を私も手元に持ってきておりますけれども、税務課長のほうから固定資産の立場から、令和2年と令和6年を比べて、当然のごとくっていいましようか、宅地のほうが2,200筆ぐらい減少して、雑種地が430筆増える、解体が進んでいるっていう結果だろうと思うんですね。計数的な関係をしっかりと把握しないと、対策もなかなか的を射た対策が進まないわけですけど、最初答弁したように、空き地なるものを現状把握をしていないということありますけど、これは今後ですね、しっかりと空き地というものが本市にどの程度存在するのか、データベースと合わせてですね、効率的に実態把握をやっていくように取組をしていただきたいと思います。

後もって空き地対策、いろんな対策をしなければなりませんけど、まず空き地になるものの定義づけといいましょうかね、これがいろいろ難しい、と言うと表現としてはおかしいかもしれませんけど、単に空き地と言ってもですね、実際は使用をする目的として、意図的に空き地にしている場合もあるし、いろんな見方がありますのでね。今後、空き地対策で条例等を検討していく場合は、まずこの空き地というものの定義づけがしっかりなされないといけないわけですけれども、この空き地という部分についての定義、この点については、本市としてはどのように考えておられるんですかね。

○篠原正二企画調整課長 現在本市におきましては、今質問者からありましたとおり、空き地の定義というものがですね、やはり少し難しいというふうには考えております。ただ、この国のガイドラインを見ますと、現に何らの用途としても利用されていない、または放置されている土地で、その利活用や管理、または他の用途・地目への転換等が必要と考えられる土地を「空き地等」と称するということで、このガイドラインの中でその対策について示されております。

おおよそこの考え方沿ったものが空き地として定義されていくのだろうと考えておりますが、実際、今後我々が空き地対策として進めていく中では、この定義についても明確にしていかなければならないというふうに考えております。

○6番立石幸徳議員 今答弁がありましたようにですね、このガイドラインの中でも、もう幾つか、繰り返しませんけどね、現に、何らの用途としても利用されていない、または放置されている土地で云々という、空き地を説明するにも非常に幾つかの定義づけがあるんです。

本市も今度の広報紙に出てる様子で、空き地バンクというものを7年度からスタートさせましたのでね。この辺もしっかりと他市の事例を見ながらですね、この空き地なるものの定義づけもやっていただきたいと思うんです。

そこで、国交省のガイドラインからの受け売りになりますけれども、空き地が適正に管理されているか、このことがいろんな意味で、生活環境上も大事になってくるわけです。それで、適正管理がなされているかどうかということについてですね、国交省のほうが基準を出しております。それは管理不全の基準。例えばですね、これも全部紹介する時間がありませんけど、衛生上の害虫発生の場となっている場合、あるいはごみの不法投棄が著しい場合、火災の危険がある、交通の障害になっている、もうずっと幾つかこの管理不全の状況、これを基準を示しているんですね。

こういうのも参考にしながら、まずですね、一番本市の場合も気がつくのがこの空き地に雑草、草が繁茂して、これは中心市街地でも幾つかはっきり言ってどうにかならんのかというような、そういう雑草地を環境上しっかりと対応しなきゃならない。この点の取組ということについてはどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○立石秀和市民生活課参事 国の空き地の適正管理及び利活用に関するガイドラインの中で、管理不全土地が周辺に及ぼす悪影響については、草木の繁茂や越境、不法投棄、害虫の発生、景観の悪化、道路等周辺の汚損、火災のおそれ等が挙げられています。

空き地、空き家等も含めた除草等についての相談件数につきましては、令和4年度が64件、

令和5年度が50件、令和6年度が54件となっており、年間約50件から60件の相談が寄せられているところです。その中で、空き地に関するものは5割から6割程度となっているところです。

相談があった場合の対応につきましては、現地を確認しまして、所有者等に対して除草を依頼する内容の文書を送付しているところです。

また、現在の状況を確認していただくため、文書の中に現地の写真を載せて送付しているところです。

○6番立石幸徳議員 先ほどから紹介しております国交省のガイドラインでもですね、空き地管理に関する規制を伴う条例、これは法律の委任に基づかない自主的な条例に基づく空き地の管理に係る規制、これは可能だと、はつきり国交省のガイドラインでうたっております。実際、このガイドラインの中でも、全国各市の除草をはじめとする空き地の適正管理の条例というのは、たくさんできているんですよ。

本市の場合もしっかりと今、実態も紹介がありましたのでね。まずは、除草、草の繁茂を防ぐ、そういう除草条例、これを検討していただきたいと思うんですが、これは条例ですので、市長に見解をお聞きしておきます。

○前田祝成市長 今、質問がございました空き地除草条例については、今、議員からもありましたように、国のガイドラインの中で、実態として471市町村が制定しているということです。条例の内容についても、対象となる空き地の範囲を空き地のみを対象とするのではなくて、空き家も併せて対象としているもの、そして、管理不全の基準などについて様々な条例が制定されているようです。

現在、空き地除草条例の制定、これについてはまだ検討していないところですが、まずは各市の制定済みの条例等を参考にしながらですね、研究を進めてまいりたいというふうに思います。

○6番立石幸徳議員 市民はですね、空き地ができまして、そして、そのうちに雑草がはびこって、しばらくはこれは大変だと思うんですけどね。これがもう慢性化しますとね、見慣れてくると、どうしても市民の感覚としては、それが当然のごとくなってしまうんですね。

ただ私がこの除草条例をできるだけ急いでほしいと思うのは、市民でない市外の方ですね、そういう枕崎市の状況を見るとびっくりするんじやないかと、気が気でならないんですよ。ですから枕崎っていうのは、町の中にああいう雑草がはびこっているところがたくさんあるというのは、これは非常に町のイメージとしてもですね、よろしくないと思いますよ。

ですからこの点はですね、条例っていういろいろきちっとしたものを整備しないといけないんですけれども、できるだけ除草部分については早めに制定をしていただきて、また足りない部分はいろいろと改正をしていくと、そういう流れで取り組んでいただきたいと思います。

ほかにもこの空き地適正管理で申し上げたいことがたくさんあるんですけれどもね。時間の配分がありますので、次の都市計画マスタープランの関係の質問に入ります。

本年度の令和7年度の施政方針、この中で、市長が最初の答弁で言われました快適で便利なコンパクトなまちづくり、そのことを実現するためにですね、少子高齢化、人口減少など社会構造の変化や、自然災害リスクに対応した持続可能なまちづくりを進めるための長期的視点に立った都市の将来像を明らかにする都市計画マスタープラン、そして、後もってお尋ねする立地適正化計画、この2つの計画策定の必要性が高まっていると。これが施政方針の中の説明なんです。

そこでですね、この都市計画マスタープランっていうのがどういうものなのか。私は近隣市のマスタープランはここにまた持ってきてますけどね。まずそのマスタープランというものを法律上どこで位置づけているかというと、これは都市計画法第18条の2項で、市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即し、市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるとする。この都市計画に関する基本的な方針をマスタープランというんですよね。

だから、基本的な方針ですからね。私どもの感覚では、もうとっくに本市はこのマスタープランというの出来上がってないといけないんじゃないですか。このマスタープランが現在本市にはあるのかないのかですよ、確認いたします。

それから、このマスタープランを策定していくために、やはり都市計画法第18条の2項で定めようとするときは、公聴会の開催ですね、広く住民の意見を聞く、こういったものがなされないといけないということになっているんですよ。

南九州市もマスタープランをつくる過程の中で、委員会への設置要綱も出されております。まず、このマスタープランの策定に対する本市の状況をお尋ねをいたします。

○神浦正純建設課長 まず、最初のほうの御質問に対してですが、都市計画マスタープランには2種類あります、1つは、都市計画法第6条の2に基づき都道府県が策定する「区域マス」と言われる都市計画区域マスタープランと、もう一つは、同法第18条の2に基づき市町村が策定する「都市マス」と言われる都市計画マスタープランがあります。

御質問の都市計画に関する基本的な方針につきましては、後者の都市マスに該当するものですが、本市におきましては、現時点では策定していないところです。

先ほど御質問にありましたが、同法第18条の2では、市町村は、建設に関する基本構想及び都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即して、都市計画に関する基本的な方針を定めることとされており、本市では、枕崎市総合振興計画の基本構想編がこの建設に関する基本構想に該当し、鹿児島県が策定した区域マスが都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に該当するものです。

区域マスについては、平成16年度に鹿児島県が策定し、令和4年度には見直しを行っております。

努力義務である都市マスの策定につきましては、都市の将来像や土地利用の方向性を示す重要な計画ではありますが、本市のように都市規模が比較的小さいまちの場合、上位計画である枕崎市総合振興計画の基本構想編や県の区域マスの方針等の枠組みの中で対応してきていることから、現段階では策定に至っていないという状況です。

また、全国的に見ても、都市の規模や計画需要の大小により、策定の進捗には地域差があると考えております。

しかしながら、先ほども出ましたけど、今年度の施政方針にもありますとおり、人口減少や防災課題など新たな社会状況変化への対応など持続可能なまちづくりを進めるためには、都市マス策定が必要であることから、その策定に必要な都市計画基本図の作成を今年度実施しているところです。

後のほうのまた質問になりますが、まちづくりの再編等を進めている多くの自治体では、マスタープラン策定委員会設置要綱を定め、策定委員会を設置し、計画の透明性や住民参加を確保しながら策定を進めているようです。

本市における都市マス策定の進め方につきましては、設置要綱などを定めた上で、関係団体を代表する方々や、関係行政機関の職員の方々を委員とする枕崎市都市計画マスタープラン策定委員会と、府内全体の横断的な組織である府内検討委員会の2つの組織を中心とする体制を想定しているところです。

また、御質問にもございましたが、住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければいけないということに関しましては、具体的には、住民アンケートや住民説明会の開催、パブリックコメントの実施などを想定しており、計画段階から市民の方々の意見を聴取し、反映してまいりたいと考えているところです。

○6番立石幸徳議員 私ども市民がですね、都市計画と言わたったときに、一番実感を持って、その計画上ですね、考えるのは、用途地域という地域指定なんですね。

今建設課長の答弁にあったように、全体的なマスタープランはないんだと、ただ用途地域がございますっていうこの用途地域も確認しますと、実に本市の場合、昭和49年、1974年ですか、もう50年以上経過しているんですよね。途中一部見直し等はあったんでしょうけれども、用途地域といいますと、例えば地域地区ということで、住宅地、あるいは商業地、工業地、大体の地域に分けてですね、指定をしている。

これがずっと特に工業地域になければならないような方々がですよ、地場産業で従前からずっと親の代からずっと先代からですね、同じ地域にいて、工場等をいろいろ拡張したり、そういうときにこの用途地域というものが非常に障害になると。

もう何回も幾度となく私どもは、この用途地域って一体何だというようなことで、聞かされてきて、この50年たっても全然って言っていいぐらい、ほとんど変化なし。

今度、やっぱりマスタープランをつくる際に、違った計画ですから、一緒に検討するということにはならないんでしょうけれども、先ほどからあります住民の公聴、あるいは住民の声を聞く際にですね、やはり現状と用途地域指定はかなりの変化があると私は見てます。その辺もきっと整合性を持った形ですね、取り組んでいただきたいと、これ要望しておきます。

次に立地適正化計画ですね。

この件も、本市の対応というのは非常に遅れているんですよ。私は県の都市整備課から、県下の実態を教えていただきましたが、この立地適正化計画も、県内の市でつくっていないのは、枕崎を含むもう本当に幾つかの市しかございません。市の名前を挙げると支障もありますのでね。

何で枕崎はと、ほかの地域がマスタープランも立地適正化計画もできているんですよ。枕崎はなぜこんなに遅れているのか。

大体その立地適正化計画なるものをよく経過を見てみますとね、これ平成26年の都市再生特別措置法の改正によってですよ、この立地適正化計画というのをつくるようになったんです。平成26年というのは非常に意味の深い年度でありましてね。つまり、まちづくりが、いわゆる町の中心部ではなくて、郊外にいろんな商業施設、大型商業施設を建てて、モータリゼーションですね、買物等も郊外のスーパー、大型施設に買物に行くというそういうまちづくりが盛んになった。それが、実際結果として中心部が空洞化した。これではまちづくりとしておかしい、そして少子高齢化、これからコンパクトなまちづくりを考えたときに、本当に立地適正化という意味ではどういうまちづくりを進めなきやならないかということで、この都市再生の特別措置法第81条から以降の条文ができまして、全国各市でもうほとんどの市がこの立地適正化計画も策定されていますよ。

まずこの施政方針にもある、なぜ立地適正化計画が必要なのか、立地適正化計画なるものができるなら、どういう効果、メリットがあるのか、この2点についてお尋ねいたします。

○神浦正純建設課長 質問者の質問内容と重複するところもあるかもしれませんけれども、まず、立地適正化計画の必要性について申しますと、立地適正化計画は、都市再生特別措置法に基づく計画であり、この都市再生特別措置法は、平成14年に情報化・国際化・少子高齢化など社会経済情勢の変化に対応し、都市機能の高度化と居住環境の向上を図ることを目的とし制定され、先ほどもありましたが、平成26年の改正により同法第81条において、立地適正化計画が創設され、令和2年度には安全なまちづくりと魅力的なまちづくりを推進するため、防災指針などを盛り込んだ改正が行われております。

立地適正化計画は、御質問にもありました居住誘導区域と、都市機能誘導区域を定め、人口減少・少子高齢化社会においても持続可能なまちづくりを可能とするための計画であり、国が作成を推進しているものであります。

また、おおむね20年後を見据えて作成する計画であり、都市マスの一部と位置づけられております。

本市につきましても、都市マスとあわせて、今後、都市計画基礎調査の結果を踏まえて作成に着手する予定としております。

居住誘導区域は、将来的に一定のエリアで人口密度と生活サービスやコミュニティーの維持を図るために、居住を優先的に誘導すべき区域として設定します。

設定に当たりましては、町全体の人口動向、土地利用、交通状況、財政、そして災害リスクを総合的に勘案し、良質な住環境と合理的な都市経営が見込まれる区域を選定することとなります。

都市機能誘導区域は、医療施設・福祉施設・商業施設・公共交通拠点などの都市機能を、生活拠点や中心拠点に集約・誘導し効率的なサービス提供を図る区域として設定することとなります。

続きまして効果についてですが、まず立地適正化計画の効果につきましては、大きく分けて3点あると考えております。

1つ目は、無秩序な郊外住宅開発を抑制し、医療・福祉・商業などの生活サービスを一定のエリアに維持しやすくなり、人口・都市機能の適正な集約が図られることから、生活利便性の維持向上につながります。

2つ目は、人口が減少しても、道路・上下水道・公共施設などを集約した区域で効率的に整備・維持できるようになり、インフラの維持コスト縮減が図られることから、行政コストの縮減につながります。

3つ目は、災害危険区域などを居住誘導区域から外すことで、防災上安全な居住地へ誘導できることから、防災力の向上につながると考えております。

このようなことから、居住誘導区域と都市機能誘導区域を設定し、立地適正化計画を作成することは、人口減少・少子高齢化が進む中で、快適で便利なコンパクトなまちづくりを推進し、将来にわたり便利で安心して暮らせるまちを維持するために必要な仕組みであると考えております。

○6番立石幸徳議員 本市の立地適正化計画がですね、どのような計画になっていくのか、私は非常に関心を持っているんですけども、まず、これも先ほどの都市再生特別措置法に基づいてですね、今、課長説明があった居住地域の居住誘導区域、あるいは都市機能誘導区域、この指定された区域以外に、例えば、居住地、住宅を建てるとか、そういうことをする場合には、市のほうに届出をするようなことになっていくんですね。

これは特別措置法第88条で建築等の届出、つまり誘導を、せっかくここに住宅を建ててください、居住地を建ててくださいというゾーンを決めてあるのに、それ以外のところに建てようとする場合は、市のほうに届出をしてくれと。許可云々じゃないですけどね。そこまで決めて、今後まちづくりが進むこういったことはやはり、かなり住民にも事前に周知方をしていかないと、またいろいろ摩擦が起きるじゃないかという部分もあるんですね。それほどかなり、単なる計画というより、実際の実効力を持った計画になっていくということで、これからも私どもも注目をしていきたいと思います。

次の質問に入らせていただきます。

枕崎漁港整備計画の関係ですね、今、本市は当然、令和8年度から向こう10か年の第7次総合振興計画策定作業をしているわけなんですね。そこで、向こう10年間の本市のいろんな振興計画を考える際に、何といっても港の整備、これは今でもすばらしい枕崎の特3漁港でございますけど、現状のままで私は満足している場合じゃないと思っています。

というのは、近隣のところでもですね、港を使つたいろんな動きが出てきておりますのでね。枕崎漁港、すばらしい港ですが、現状のままでいいっていうことは決してない。市議会のほうもですね、1年に1回市民との意見交換会を持って、来月、市民との意見交換会のテーマの一つに、コンパクトなまちづくりの中でですよ、港と駅周辺を魅力を生かすと、こういうことも掲げて、来月市民との意見交換会もするようになっているんです。その中ですね、まず枕崎漁港の利活用の中で、もう少しこういう部分があればいいのになあと感じられて仕方ない部分があるんです。

近隣地ではクルーズ船を誘致しようと。当然、クルーズ船を誘致する場合にはそれなりの港の対応、港の中に入港する云々はさておいてもですよ、クルーズ客を大型バスでどういう形で観光地に案内するか、いろんな問題が出てきますね。枕崎市の漁港も可能性としてですよ、クルーズ船誘致というような動きが上がってきたときに、港はどうなけりやならないか。

それから、現実問題としては、三島フェリーですね。三島フェリーについても、まだ枕崎漁港の機能が手狭だということで、はっきり言ってまだもたもたしている。そういうときにですね、私が一番リスクと感じているのは、本市の漁港外港に進入する進入口が1か所しかないんですね。すばらしい出入口ですけれども、この1か所だけの進入口というのは、私は、何かあつたらこの外港は機能不全に陥るんじゃないかなと。そういうことも予想しなきゃならないと思うんですよ。

そういう意味で、外港にやはりサブの、いっぱいあればなおいいんですけども、東側、西側、外港を考えたときに、東側のほうからですね、また今度本市の計画にも上がっている火之神地区の養豚場跡地の辺りまで外港からのアクセスっていうことも、向こう10年間の構想の中ではあるべきだろうと思うんです。

そういうことで漁港整備計画の中ですね、外港へのアクセスをもうちょっと充実・発展させていただきたいと思うんですが、どのように考えているのか、お尋ねをいたします。

○鮫島寿文水産商工課長 枕崎漁港のですね、少しこれまでの整備、今後の予定等について説明いたしたいと思います。

枕崎漁港は、海外まき網船、大中型まき網船、カツオ一本釣り漁船、沿岸漁業の漁船の陸揚げ拠点としまして、古くから発展、施設整備が進められてきた、議員もおっしゃいました特定第3種漁港であります。

近年の漁港整備の主なものとしましては、海外まき網船の大型化に対応した水深9メートルの岸壁、航路、泊地を整備するとともに、海外まき網船が陸揚げした冷凍カツオを取り扱う高度衛生管理に対応した荷さばき所が新設されました。また、水産物の品質保持による魚価安定と、氷の供給の効率性、確実性の向上を図るために、荷さばき施設に隣接した自動製氷施設の新設、地域の水産加工業へ安定した原魚の冷凍カツオの供給を図り、慢性化していた冷蔵庫の保管能力不足を解消するための新たな冷蔵庫も整備、漁協の第3冷蔵庫ですが、令和4年度に完成されたところです。

このように、国が推進する水産業の成長産業化として、枕崎漁港の生産力強化、競争力の強化のため、漁船の大型化に対応した岸壁整備や、高度衛生管理型荷さばき所や冷蔵庫の整備を進めてきましたところです。

今後の整備予定としましては、現在、改良工事を進めております水深6メートル岸壁、青物の陸揚げ岸壁の改良工事について、令和9年度完了を目指し工事が進められています。

この岸壁改良工事が完了後、外港北側の青物用の荷さばき所、内港の沿岸魚の荷さばき所の高度衛生管理への対応を含めた施設整備が計画されており、その工事期間につきましては、令和9年度から令和12年度以降を予定しているとのことです。

なお、枕崎漁港海岸保全施設整備事業、海岸高潮事業で、令和元年度から整備を進めております離岸堤の新設工事につきましては、令和8年度の完成を目指し工事が進められています。

お尋ねの枕崎漁港外港への多角的アクセスの検討、外港の西側のほうから立神火之神付近へのアクセスということの検討につきましては、県とも確認をしているところですが、現在、そのことについての計画や研究の話はないところです。

漁港の設置管理者であります県のほうからは、先ほど申し上げましたとおり、令和12年度あたりまでの工事計画にある施設整備についてですね、しっかりと着実に進めていきたいということを伺っております。

○6番立石幸徳議員 私は少し夢が足りないような気がして残念なんですね。

枕崎漁港は、すばらしい漁港になってきておりますが、これはよく昔からの漁港の整備を振り返ってみると、天然の良港じゃないんですね。日本列島いろいろアス式とかいろいろあります。港っていうのは、天然の良港というのがほとんどですよ。我が枕崎漁港は、堤防を沖へ沖へ伸ばしていってですね、そして、南九州最大の漁港ですよ。

私は地場センターの松之尾公園のほうから漁港を眺めるときに、枕崎市の市のですよ、歴史が実によく分かります。かつて内港で、あるいは地場センター前の道路で水揚げをしていたカツオ水揚げがですね、どんどんどんどん沖に港が拡張していって、すばらしい特3漁港になっているんですけどね。

ただ今後は、単にですよ、カツオや青物の水産物の水揚げ施設、こういうことでもう発想を打ち切ると、港の新しい発展はないんじゃないかと思うんですよ。近場の港ではですよ、クルーズ船も誘致される、あるいはその漁港でなくても、同じ市の港に大きな観光客船が入港してくる、そういう時代ですからね。私は枕崎漁港もいろんな発想を持っていただきたい。

そういうことから、漁港のこれから発展につながる整備計画をお願いしてるわけです。この振興計画は10年計画ですからね。その中で検討していただきたいと思います。

最後にですね、介護の関係で残りの時間を質問いたします。

今年は、介護保険制度がスタートしましてちょうど25年、四半世紀経過しているんですね。そこで、この介護保険制度が本当に持続可能なものになっていくのか。この論議が非常に出されておりています。

10日ぐらい前の8月31日付の地元新聞にですね、共同通信者の全国のアンケートが掲載されました。それは、全国47都道府県の知事、それから1,741の自治体といいますか、市区町村にアンケート調査をしましてね。介護保険事業が今後持続できるか、そういった質問で共同通信社がアンケートしましたら、何と97%の首長さん、知事、市長、村長、97%といったらもう100%に近いですね。持続しないと言っているわけですよ。持続しないと言っているのに、持続させていく、あるいはこの制度をどうするかということでは、ほとんどと言っていいくらい手つかず。特にですね、介護人材、この件も書いてありますが、全国的な人材不足もいろいろ試算もされています。

ただ、本市における介護現場の人材不足、この件については、担当のほうではどのように確認しているんですか、お尋ねをしておきます。

**○川野優治長寿介護課長** 厚生労働省は、2040年度には約272万人の介護職員を確保する必要があり、2022年度の介護職員数の約215万人と比べますと、約57万人が不足すると推計しております。

このような状況を踏まえ、国においては、総合的な介護人材確保対策として、介護職員の待遇改善、多様な人材の確保・育成、離職防止・定着促進・生産性向上、介護職の魅力向上、外国人材の受入れ環境整備などに取り組むとしております。

先月、本市の介護事業所等に介護人材の確保対策などのアンケートを実施いたしました。多くの事業所等が、ハローワークや人材紹介会社に雇用の募集をかけておりますが、なかなか採用に至らず、非常に厳しい状況との回答でした。また、外国人材の受入れについては、介護老人保健施設の1施設4名と、介護老人福祉施設の1施設2名であり、合計2施設の6名でした。

本市の65歳以上の高齢者は、令和6年度末が8,119人であり、令和3年度末の8,317人をピークに、なだらかに減少している状況です。

国立社会保障・人口問題研究所が公表している日本の地域別将来推計人口によりますと、2040年における枕崎市の65歳以上の高齢者は、6,404人となっておりまして、令和6年度末の8,119人と比較すると、1,715人が減少する推計になっております。将来的には、要支援・要介護者も減少すると思っているところです。

介護人材の高齢化が進む中、持続可能な介護保険事業を構築するためには、介護人材の確保と介護サービスの需要と供給のバランスを保つことが重要です。

保険者として、介護人材の確保に向け、どのような対策を講じることができるか、他の自治体の取組を研究しながら、効果的な対策につながるよう検討していきたいと考えているところでございます。

○6番立石幸徳議員 私は医療、介護、こういった面の在り方については、さきの6月議会でもいろいろ質問させていただきましたけどね。なかなか具体的に本当にこれでいいのかと思いましたので、再度今度の質問にも上げているんですけどね。

というのが、人材確保をする場合でも、介護職員の報酬、収入ですね、こういうのも賃上げをしないといけないんだと、そういう圧力はいっぱい来ています。今一番具体的な圧力としては、最低賃金制度のアップというものが決まりましてね。これは介護事業所にはもろにコストアップでつながってくることなんですね。もちろん、最低賃金制ということで、働く人にすればありがたいというか当然のことですけど、使用者側にすると、大変なコストアップにつながっていくんです。

そういう中で、もうこれ本年1月から6月までの半期ですよ、6ヶ月間の訪問介護所の倒産、これはある商工リサーチの発表ですけど45件倒産、過去最多ですよ。訪問介護所が過去最多の倒産が出てきている。それから、東京都品川区長さんはですね、介護報酬が昨年の改正で減額になったもんだから、これでは事業所がやっていけないということで、減額された分を品川区のほうですよ、補助している。それは、こういったことをしないと、国や社会に問題提起をしたいという趣旨でやっているんです。

こういう事業所のですね、支援、こういうものも、本当に国県だけを責めているんじゃなくて、末端の自治体で何ができるか、こういったことも含めて検討していただきたいと思うんですが、この点についてはどういうふうにお考えか、最後に聞いておきます。

○川野優治長寿介護課長 令和6年度介護報酬改定におきましては、介護サービスの基本報酬は、訪問介護を除き一律引上げとなりましたが、訪問介護については、基本報酬を2.4%引き下げております。

本市には、訪問介護事業所は2か所ございますが、令和6年度以降の経営状況を確認いたしましたところ、1か所については、コロナ禍以降、收支はマイナスで非常に厳しい運営状況であり、パートの訪問介護職員の確保ができなければ、事業継続はますます厳しくなると思われるとのことでした。ほかの1か所につきましては、介護報酬減額の影響や利用者の減少のため、厳しい経営状況は続いているが、訪問介護以外の事業運営でやりくりしている状況のことでした。

全国の状況では、東京商工リサーチが発表した最新の調査結果によりますと、訪問介護事業所の倒産件数は令和6年が84件、令和7年1月から6月までの上半期で45件あったとのことです。訪問介護事業所が潰れる主な理由としましては、介護報酬の減額、人手不足、売上不振、そして物価高騰などが挙げられます。特に人手不足は深刻で、事業所の廃業や休止の大きな要因となっているようです。

これらの状況を踏まえ、国の対応としましては、基本報酬が引き下げる訪問介護について、令和7年度に訪問先の状況や移動手段、移動時間を把握するための調査項目を新設し、より詳細に実態を把握する方針としております。実態把握の結果により、令和9年度の報酬改定におきましては、訪問介護の基本報酬引上げを期待しているところです。

しかしながら、訪問介護の基本報酬引上げについては不透明な状況であり、赤字経営が続く訪問介護事業所に対しては、緊急的な支援が必要であることは認識しているところでございます。

本市としましては、訪問介護事業所が安定してサービスを提供できるよう、訪問介護の基本報酬の引上げについて、市長会等を通じて要望しているところでございます。

○眞茅弘美議長 以上で、立石幸徳議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時43分 再開

○眞茅弘美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、禰占通男議員。

[禰占通男議員 登壇]

○9番禰占通男議員 最後の質問者となりました。

今年も豪雨、台風、突風と県内、県外で多くの被害が報告されています。あと1か月余り大災害が起きないことを願う思いです。

今回は、6年度施策の進捗状況について質問いたします。

初めに、子育て、少子化対策について。令和6年度施政方針では、本市若者が定住し、暮らしを成り立たせる施策は、水産業や水産加工業、その他製造業、農業等を強化する施策を実行し、少子化対策に資する取組とするとあるが、特に成果を上げたと評価する施策は何かをお尋ねいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 少子化対策の最重要事項は、これから子供を産み育てようとする世代の雇用と所得を守り、安定させることだと考えております。そのためには、地域の経済基盤を安定させ、若者の暮らし、生活環境を改善する取組に力を注ぐことが重要と考えます。今、質問者からもありましたが、施政方針の、まさに水産業や水産加工業、その他製造業、農業等を強化することが、本市の経済基盤を安定させる重要な取組の一つとなります。

地方創生総合戦略等における具体的な取組、そしてその評価につきましては、担当参事が答弁いたします。

○中村浩一朗企画調整課参事 若者が本市に定住し、安定した生活を営むためには、子育て・教育支援、就労、起業支援、移住支援など、多様な分野にわたる施策を重層的に展開していくことが重要であると認識しております。

その施策の一つとして、地域の経済基盤を安定させ、雇用の確保や個人及び各家庭の経済基盤の向上を図ることが少子化対策にも資するものと考えており、産業の強化をこれまで重要施策の柱として位置づけ、取組を進めてまいりました。

このような様々な施策を総合的に取り組むために、現在、第2期地方創生総合戦略において、「若者とまちをつなぐ」の政策分野に掲げる様々な取組を進めてきております。

少子化対策に資する就労支援の取組としましては、旧金山小学校を利用したICT拠点施設の整備がございます。令和5年度から運営を開始しましたこの施設においては、IT分野における公共職業訓練を実施し、令和5年度の受講者は64名で、そのうち就職者が52名、このうち市内事業所へ8名が就職されています。また、令和6年度には89名が受講、うち54名の方が就職しております。就職者のうち、子育て世帯を含む9名が市内事業所に就職するなど、地元企業への人材供給拠点としての役割を果たしていると考えております。

また6年度は、地方創生の目指す将来性やこれまでの運営実績、社会的なニーズなどを踏まえて、新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用し、空き教室等をICT多目的室等として整備する計画を策定し、今年度の整備に至っているところであります。加えて、この施設の運営事業者と地域産業分野に対するIT導入支援や、地元企業の人材確保支援に関する目的として、令和7年3月には、地域に根差したICT拠点によるまちづくりに関するパートナーシップ協定を締結しました。このことにより、IT分野の公共職業訓練、離職者訓練や訓練生の市内企業への就職支援、企業等の人材確保支援、DX導入支援、起業家のスタートアップ支援などの

取組が強化・充実されることから、地元企業への雇用促進、産業競争力の強化等が図られるものと期待されているところでございます。

産・学・官一体となった若者定住育成協議会の取組では、高校2年生を中心に対象とした企業訪問や、合同企業説明会等の就職支援事業を行い、地元での就職意識を高めることに取り組みました。本市と近隣2市の8つの高校を対象とした調査によりますと、令和6年度卒業生の14名の方が市内企業に就職するなど、前年の5名から増加する成果が見られました。

また、市内に就職した若者を対象に、事業所の垣根を越えた交流会や研修会を実施することで、就業後3年以内の新卒者の定住支援にも力を入れてきたところです。

そのほか、若者が抱える奨学金返還による経済的な負担軽減及び人材確保と労働者の定着を図るため、本市に居住・就労した方に対して補助金を交付する奨学金返還支援補助金の制度を創設し、若者が暮らしやすいまちづくりを進めるための環境を整え、実績があつたところです。

これらの施策が、単独ではなく重層的に効果を上げることで、若者が本市に定住し、安定した生活を営むための基盤を形成し、少子化対策に資する取組になると考えております。

○9番 穂占通男議員 今担当参事から、市長も枕崎市の経済、そしてまた今、担当参事から詳しく説明がありましたけど、一番の問題は、かつて金山小学校が廃校になるということで、当時の副市長が答弁してくれたんだけど、私は専修学校はつくれないのかと。結局、専門学校兼専修学校ですよね。結局、この辺にない、高校を卒業したら枕高生もだけど、もうほとんどが大学へ行かない人は専修学校、まあ言えば専門学校に1度入って、それからまた職業に就くという。

市長も同窓会役員等になっていますけど、私もずっとやってそういう中でいつも専門学校へ行った人数とか毎年伺っているんですけど、そういうことの近くにあるということで今、参事からもありましたように、やはり地元で学ぶと地元にまた落ち着くということもできるんじゃないかと。

私はその金山小学校のIT企業については、本当にありがたく思っているところです。それでもう一つ私は注文をつけたいのは、枕崎市にはパソコンもろもろの修理するところがない。電気屋に預けてもいいんだけど、もう時間もかかるということで、やっぱりそれもね、人口がどんどん減っていく中で、それは可能かというと無理かなあと思って、私はもう鹿児島に走っているところです。使えば使うほど修理が増えるということですね、この精密機械というのは。

それで、一番の問題は、今、担当課からもありましたように、職業に就くことですよね。それとあと衣・食ですよね。やはり若い方が枕崎の職業に就いてくれるということで、若い方が高校生も14名ぐらい就職して、地元に就職してくれているということはそれだけでもうれしい効果も出てきているんじゃないかと思いますので、引き続き対策はお願いいいたします。

そして2番目の質問ですけど、今、参事から答弁にも重なると思いますけど、この若者、子育て世代への取組について、先ほどちょっと出た住居対策とか、U.I.Jターンとか、奨学金のことも参事はおっしゃいましたけど、そういうことにして、また、いかに先ほどの質問者からもありましたように、所得向上ですよね。最低賃金は今回、鹿児島県も決まって、11月からということで73円増の1,026円ですか。これが8時間働いて20日間働いて十七、八万になるという計算ですけど、ある程度よかったですかなと思うけど、また介護報酬の減みたいに今度は事業所が苦しくなる。それについては後でずっと質問していくけど、これについて、本市としての6年度の効果とかその辺について御説明を願いたいです。

○中村浩一朗企画調整課参事 若者、子育て世帯への具体的な支援ということで申し上げます。

繰り返しになりますが、若者が本市に定住し、安定した生活を営むためには、子育て・教育支援、就労・起業支援、移住支援など、多様な分野にわたる施策を重層的に展開していくことが重要であると認識しております。

また、市民が安心して暮らし、子育てできる社会を実現するためには、母子保健、児童福祉の

取組も重要となります。

令和7年度の取組に向けましては、健康課を健康・こども課と改め、母子保健、児童福祉、子育て支援を一体的に取り組み、充実させることを目的とした子育てサポート係を新設したほか、妊婦が安心して出産を迎える環境を整えるために、妊婦情報事前登録制度である産救サポートまくらぎなどの取組を始めたところです。

そのほか、空き家等の情報の提供を行う空き家バンクの運営、市外から定住の意思を持って移住する方に対し、住宅確保の支援を行う移住者住宅確保支援事業などによる住居対策、また、就職や起業を条件に、移住者に対して金銭的支援を行う移住支援金の交付などによるU I ターンに関する取組、また、I C Tの拠点施設の活用をはじめとした雇用・起業支援、地場産品の付加価値向上に向けた各種取組を通じた所得向上策など、若者・子育て世帯への支援を推進しているところです。

今年度におきまして策定します第3期地方創生総合戦略には、国から示された地方創生2.0の基本構想の考え方を取り入れることとしております。また、市民一人一人の幸せや暮らしやすさを基準とする地域幸福度指標を導入し、市民の幸福度を高める施策を設計・評価する手法の導入にも取り組んでいるところです。

このような新たな手法を用いることにより、女性の起業・就労支援、柔軟な働き方などに配慮しながら、誰もが活躍し自分らしく暮らせる地域社会の実現を図ることで、女性や若者など多様な主体が地域に定着し、少子化対策に資するよう重層的に取組を推進してまいります。

**○9番禰占通男議員** 子育て、少子化対策ですけど、かつて1.57ショックというのが1980年代に発表されています、この人権問題審議会がですね。そして、我々が子育て時代は人口白書でこの出生率を低下させるという方策が出て、これも人口爆発を抑制できるとそっちにかじを切っています。それから約50年、今、1.23、沖縄が一番高いですけど、そういう中で人口が減っていくのも当たり前ですよね。50年かけて人口が減ったわけですから。人口をまた戻すとなると、また75年ぐらいかかるんじゃないかと私は思っている。よっぽどのかつての産業革命じゃないけど、産業の改革とかそういうのが起こらない限りはですね。

そんな中で、維持するのはどうするのかって言ったら、やはりこの減るのは仕方ないとしても、減る速度を遅くする。なるべくそれというのも学者等は言っております。だからうちの産業が持続可能かということになると思うんですけど。

そういうことで、うちの第3期枕崎市子ども・子育て支援事業計画では、この子供未来戦略について述べておりますけど、この点についてはまた詳しく説明を求める場もあると思いますので。取りあえず今、参事からもありました住居対策等にも先ほども空き地、空き家の部分も出了しました。

それでどうするのかって言って、私が一番今関心を持っている都市は、茨城県の境町です。人口も2万4,000人です。広さも枕崎と変わりません。東西8キロ、11キロぐらいと。今の市長が就任した頃は財政危機に陥って、そして鉄路がないところ、バス、車社会です。そこがふるさと納税99億円です、現在。

何が産業であるのかと、これから私の楽しみなんんですけど、そこが唯一、少し人口が減らないで増えていると。若者は寄っていると。1番の目玉は、25年住むと土地・住宅をあげますよという政策です。

そこには遊ぶ場と交流の場をつくって、そこに私も惹かれたんですけどね。何か写真で見ると、何か掘っ立て小屋みたいな感じなので、これがまた都会でいいのかなと思ったりしております。

そういうことで、どこに何がチャンスはあるか分かりませんけど、やはりこの若者の所得向上というのが必要かなあと。近隣市と比べてやはり所得のいいところに住む、そしてまた仕事もいい仕事にと。

今、枕崎市も子育て、母子も説明がありましたけど、数えてみると40項目事業、枕崎市も取

り組んでいます。

これを中身のこういう事業として取り組めば、近隣市に負けないぐらいの事業の施策ができるんじゃないかなと私は期待しているんですけどね。

今後、要望として中身を充実させた取組にして取り組んでもらいたいと思います。

次の質問です。今回は全部、農林水産業から観光全部ですので、本当に全部つながりがあることになります。

2番の農林水産業の対策について、1番目の新規就業者の確保・育成及び定着率はどのようになったのかをお尋ねいたします。

○沖園信也農政課長 農業関係の新規就農者確保・育成につきましては、国の新規就農者育成総合対策事業及び市独自の農業後継者育成対策事業におきまして、新規就農者の経営に係る資金の助成などに取り組んでおります。また、新規就農者育成総合対策事業や市独自の認定農業者等担い手育成対策事業により、農業機械等の整備の支援を行っているところであります。

新規就農者の定着率等につきましては、認定農業者と同じ扱いになる認定新規就農者で申しますと、平成20年以降、28人の方が認定を受けております。その中で離農された方は3名です。

就農後一、二年以内に離農された方が2名、8年後に離農された方が1名となっているところでございます。

○9番禰占通男議員 確保・育成ということで、今課長からありました認定農業者は28人、これで離農者というのは何名ぐらいになりますかね。高齢で亡くなったり、離農とその点については。

○沖園信也農政課長 ただいま答弁しました28名のうちで、離農された方につきましては3名となっております。就農後一、二年で離農された方が2名、こちらのほうは経営や夫婦型での支援を受けておりましたので、離別であったり、8年後に離農された方につきましても、やはり経営上の問題等であろうということで今1名の方が離農をされている状況です。

○9番禰占通男議員 2番を聞いて後でまとめてまたお伺いいたします。

(2) の経営支援や収益力向上策ということは、どのようなことがなされてきたのかをお伺いいたします。

○沖園信也農政課長 先ほどの答弁と若干重複をしますが、農業の経営支援や収益向上策につきましては、市独自の認定農業者等担い手育成対策事業や、高性能茶機械施設等導入支援事業などで農業機械等の支援や、自然災害や農産物の価格低下などで収入が減少した場合の一部を補償する収入保険への加入助成事業を行っております。また、国の新規就農者育成総合対策事業及び市独自の農業後継者育成対策事業におきましては、新規就農者の経営に係る資金の助成などに取り組んでいるところです。

○9番禰占通男議員 一応この認定農業者、この収入保険、農業後継者育成、産業後継者奨励金、これについて関連もですけど、今後の耕作放棄地の再生についてはどうなのか。また、その枕崎市は農地の優良性っていうか、優良な農地が少ないっちゃうことで、これについての対策っていうのは今後どうなんですか。

○沖園信也農政課長 耕作放棄地につきましては、令和6年度から市独自の耕作放棄地等再生事業の中で茶園の整理を行い、それ以前から令和元年から、認定農業者等担い手育成対策事業の中でも、この耕作放棄地に対する支援を行い、耕作放棄地、遊休農地の解消に努めているところでございます。

また、ただいま質問者からありました農地の優良性等につきましては、やはり基盤整備地区がございます。そちらの基盤整備地区につきまして、耕作放棄地につながらないような取組を進めていきたいと考えております。

○9番禰占通男議員 今後は本当に人口も減っていく、経営者も減っていくとなると、先ほども

出た空き地じゃないけど、農地もどんどん管理されないところが増えていくと思うんですけど、一つの鹿児島市の今市民農園かな、まだあそこをやっているかどうか知らんけど、喜入のところの。ああいったかかりのいいところの耕作放棄地、それについて借りたい人が種まいて、後の管理はほかの人に任せて、また収穫だけすると。簡単な方法とかいろいろあると思うんですよね。

これは国の施策でもちゃんと載っていますので、やっぱりそういうことも考えて楽しむ農業ということも必要ではないかなと私は思っているんですけど、これは要望しておきます。

それで、一番の問題は、やっぱり収入、農林水産も全部収入に関わってくると思うんですけど、この6次産業化の取組っていうのは本市はどうなっているんですか。

新しいK-GAPも、今日の新聞に新しいロゴが決まったという報告があったんですけど、この今までのK-GAPと新しいK-GAPの取組について分かっている部分だけでいいんですけど、本市のK-GAPの資格を持っている方とか、それについてのお尋ねをいたします。

○沖園信也農政課長 農畜産物の6次産業化につきましては、農業の活性化のために検討していくことが重要であると考え、これまでも妙見センターの利用者を対象に、アンケート調査や各生産部会の意向を伺うなど研究を重ねてきたところですが、妙見センターの老朽化や利用者の減少等を踏まえ、令和6年度から県の地域振興推進事業を活用し、妙見センターの改修工事を行っているところでございます。

その中で、農産加工室の改修も今年度を予定しており、改修前は1名の方が6次化のための原料づくりに農産加工室を利用しておりましたので、その方の意見等を参考に厨房機器等の整備を行い、新たに6次化に取り組む就農者やグループ等の開拓につなげていきたいと考えております。

K-GAPにつきましては、「かごしまの農林水産物認証制度」であり、県内で生産される農林水産物を対象とし、認証基準は、安心・安全の考え方に基づき、食品安全、環境保全、労働安全の3つの分野に、ただいま質問者からもございますが、本年度からは人権保護、農場経営管理の2分野が追加され、この5分野を含む基準を県が策定し、県農業・農村振興協議会が審査・認証する仕組みとなっております。

本市におきましては、JA南さつまのさつまいも生産部会、果樹部会たんかん専門部、野菜部会連絡会かぼちゃ部会、そして、さつまいもの生産者である桜山ファーム、市の茶業協議会の5団体が現在認証を受けているところです。

○9番禰占通男議員 妙見センターも調査させていただきましたけど、6次産業化するって、ある程度、知識がないとできないと思うんですけど、こういった妙見センターの施設を利用しているなんものを考える、つくる。このアドバイスっていうのは、誰か指導者というか、そういうのは近くにもいるんですね。何々をしたいけどとか、それをどういうふうに販売したりとか、それについてアドバイスをくれる方とか、県とか、それで何か心当たりとかはないですか。

○沖園信也農政課長 6次化に対しましての相談等、農政課のほうにございましたら県につなぐなり、あるいは県も大隅のほうに加工施設を持っています。そちらとも連携を取りながらやっていきたいと考えております。

今回の妙見センターの改修につきましても、大隅の加工場の情報であったり、鹿児島市が新たに加工施設を整備しておりますので、そちらの情報、あるいは業者等から情報をいただいて整備をしているところでございます。

○9番禰占通男議員 今、大隅加工センターの話が出ましたけど、私もできて操業する直前に、その所長と会いまして、大隅はいいですよね、そういうのができてって言ったら、南薩にも欲しいんだけどって言ったら、いや、大隅を利用してくださいって返って言われたんですけど、やはり今、ちょっと大隅加工センターのニュースなんかが出て、新しい取組が発表されてきて本当にうらやましい限りです。

できれば市長にもお願ひしましたけど、やはりそういったことをこの南薩にも1か所、そういう

うところとして、農林水産の確保、それで付加価値を上げる。やっぱりそれしかないんじゃないかなと。

新しい工場が来て、今熊本の益城みたいなあんないっぱい来て、何千人、それも第2工場までって、そういうような誘致ができればいいんですけど、できない以上は自分たちで頑張るしかないかなと思っております。これも要望しておきます。

次の観光と販路拡大についての取組、結果はどうのようになつたのか。まず、継続的なPRの展開、トップセールス事業についてお尋ねいたします。

○鮫島寿文水産商工課長 継続的なPRの展開ということで、まず観光PRの点について申し上げたいと思います。

トップセールスにつきましては、特産品の販路拡大ということで後ほどお答えしたいと思います。

枕崎市の観光PRにつきましては、令和3年度から様々な広告媒体を通じた情報発信を推進するため、枕崎の魅力PR事業として精力的に取り組んでおります。

事業内容としましては、地元新聞、観光情報誌、SNSへのイベント等の広告掲載、食や観光施設の紹介などを行っております。令和6年度は、市内のIT企業に依頼し、キャッシュレス決済消費喚起ポイント還元事業や、市内の観光施設や飲食店を回って特産品が当たるスタンプラリーや事業のSNSでの広告配信を行いました。

また、観光PRにつきましては、各物産イベント等において、特産品PRと一緒に情報発信を行ってきているところです。

引き続き、本市の観光資源として、本土最南端の始発終着駅であるJR指宿枕崎線の枕崎駅や、お魚センターのある枕崎漁港周辺、火之神公園、町なかにある青空美術館などの紹介や、各観光資源の周遊性を高めるスタンプラリーの実施、枕崎の食「枕崎鰯船人めし」や、夏のイベント「さつま黒潮きばらん海枕崎港まつり」、各団体が主催する春、秋のイベントを通じ、本市への誘客を推進するための効果的なPR、情報発信に努めてまいりたいと考えております。

○9番禰占通男議員 この物産展とか、ここら辺の催しの場合は、売上げと言えばいいのか、来客に対してのこの手応えというのはどのように感じているんですかね。

○鮫島寿文水産商工課長 地場産品の販路拡大、先ほどありました市長のトップセールスということも含めて、答弁したいと思います。

地場産品の販路拡大につきましては、県や、県の特産品協会などが主催する、首都圏や大都市の百貨店などで開催される鹿児島フェア、物産展に、市の枕崎ブランド発信事業や特産品販路拡大支援事業を活用し、市内の事業者が出演しております。カツオのたたき、かつおぶしやさつま揚げなど水産加工品やお茶や農産物の加工品、刃物など工芸品も出品し、販売PRに努めおります。

令和6年度の事業評価ということでありましたので、令和6年度に出展した県外の百貨店の観光物産展について申し上げますと、令和6年4月の博多大丸福岡店、6月の東急百貨店札幌店、令和7年3月の東武百貨店船橋店などに、公益財団法人南薩地域地場産業振興センターが出展しております。

アンバサダー協定を結んでおります博多大丸福岡店におきましては、市長がトップセールスも行ったところです。

10月に東京豊洲で開催されたふるさと納税に関するイベント、さとふる祭りにも、本市の特産品販路拡大支援事業を活用し、本市の事業者、生産者が直接商品をPR、直接販売いたしております。

県内におきましても、9月に鹿児島銀行本店ビルよかど鹿児島で、枕崎市特産品・観光フェアを実施し、市長のトップセールスも行いました。

このように県内外でPRを行ってきておりますが、県内では11月にですね、城山ホテル鹿児島の和食、洋食、中華の各レストランで、カツオやかつおぶしなどの枕崎の食材を使った枕崎フェアを開催いただき、好評を博したところです。

同じく11月24日のいいふしの日には、同ホテルで枕崎フェアに合わせて、ホテルのレストラン従業員約20名に対しまして、かつおぶしについてのレクチャーを行いました。かつおぶしの製造事業者、作り手が、レストランのホテルに出向いていただきまして、かつおぶしの歴史や製造工程を説明し、実際にかつおぶしを削る体験をしてもらい、味や香りを確かめてもらったところです。

お尋ねの販売額といいますか、そういったものはどうかということですが、以前にも議会でもEC事業の関係も含めて答弁したところですが、コロナ禍を経まして、消費者の行動変容もありまして、対面販売というのがなかなか難しくなってきております。

現在、先ほど申し上げました市のほうで枕崎ブランド発信事業、これは地場産業振興センターで事業活用いただきまして支援をしていっていただいております。以前、売上げを100とした場合に、デパート、百貨店等の売上げに対してはですね、100あったものが二、三割減の状況で、なかなか売上げが伸びていないところもございます。

しかしながら、よかどビルがありましたとおり、また鹿児島市のショッピングモールですね、イオン等のショッピングモールにおきましても、近場でそういったイベントをする場合には経費等もかかりませんので、そういったところでのイベントでの物産売上げは伸びてきていると考えております。

EC事業も複合的に事業として進めながら、対面での販売、こういったものを生産者の皆さんのが先ほど言いましたとおり、商品を届けるという付加価値の高い販売手法等を考えておりますので、工夫しながらですね、そういったものの売り方も考えていかなければならないと思っております。対面販売ですと、タイムリーな消費者のニーズもつかみやすく、またリピーターも増やすという、販売戦略としましては効果的と考えておりますので、しっかりとそういった販売チャンネルはですね、物産展、そしてまたECとか複合的な戦略を持って取り組んでまいりたいと思っております。

○9番 稲占通男議員 次の販路拡大に伴う生産加工体制の強化について、こういった生産加工体制について実施された事業はなかったのでしょうか。あったのであれば、またそれを質問いたします。

○鮫島寿文水産商工課長 販売加工施設の新たな支援ということで考えますと、令和6年度におきましては、国の補助事業を活用したHACCP（ハサップ）等に対応した施設整備はなかったところです。補正で減額をお願いしたところですが、複数の事業者がHACCP（ハサップ）施設の対応した施設整備を検討したところですが、最終的に事業化へは進みませんでした。

これまでも、水産加工業、食料品製造業におきましては、HACCP対応の食品加工の施設整備をすることで、高度な衛生管理の中で生産性を上げて、また生産量を増やして、販売量も増加、また海外へのHACCP（ハサップ）対応施設ということで、海外への販売チャンネルを多様化することで、また販売額の増とか、製品価値を高めて販売単価向上に資する取組として私どもも支援しております。今後もですね、引き続き推進していきたいと思っております。

令和7年度につきましても、複数の御相談をしておりますが、まだ事業化ということにはなっていないところです。今後も引き続きですね、新たな施設整備について、HACCP対応の国の事業を活用しながら、そういった支援をしてまいりたいと思っております。

○9番 稲占通男議員 あと、先ほどの質問にもありましたけど、新港の活用ということで、私は数年前、議員の行政視察でお伺いした沼津市のみなとオアシス周遊ですね、当時の案内してくれた課長に、売上げとかそういうのは分かるんですかと。そこは民間が全部商業施設を造っていま

すので、自治体は見守るだけというところです。そしたら当時の課長が、全部分かりますと。

私もこの議会で、お魚センターとかいろいろお客様が使ったお金は分かるのかって聞くんですけど、やはりそういう方法とかシステムが必要だと思いますよね、お客様のニーズが分かるわけですから。何人来て何が売れて、どれだけの売上げがあった、そしたら今度どうしようかって、その方法を確立するのは、やっぱりその統計的に金銭的なもの、品物の売れたものを確認することも必要ですので、このみなとオアシスっていうのは、ずっと国の部分を調べると、第3種漁港でも取り組めばできるということなんですが、今後、そういう取組を展開する考えはあるのかを簡単にお伺いいたします。

○鮫島寿文水産商工課長 沼津のほうで展開しております、みなとオアシスのことですかね。

——先ほど申し上げましたが、本市は県が設置・管理する特定第3種漁港として枕崎漁港の位置づけがありますが、沼津のほうの施設につきましては私も承知しております、非常に民間の活力も入った、あと飲食店、複合的な家族、子供も遊べる施設も充実していると認識しております。今、特に水産庁の事業を活用して、施設の整備、港の整備をしてきております。

今お尋ねのみなとオアシスにつきましては、水産庁ではない、他の省庁の複合的な港の活用ということであろうかと思います。以前も答弁があったと思うんですが、港ですね、やはり漁港施設以外の多様な活用ということで、港湾的な利用も含めた将来的な利用も研究してまいりたいと思っておりますので、そうした中で、今おっしゃられました、先ほどの外港への対応のアクセス、そしてまた港のオアシスということについてもですね、研究してまいりたいと思います。

○9番禰占通男議員 本当に観光客、購買力を高めるってなると、点よりやっぱり線にしないと、皆さんもそう思っていると思います。

明治蔵へ行ってあそこで焼酎をつくる、レストランもあって、お魚センターとレストランの食事の違いというのも分かったと思うんで。やっぱりそういったことで、明治蔵があの部分を活用しないというのを聞いたときはね、私もがっくりしました。今年だったっけな、あれが閉鎖したのは。それでやはり市長の力で再開を進めてください。ほんとにあれは痛手ですよ。

それに代わる施設が新しくできればまたいいことですけど、やはり朝も出ました新港の水揚げ場のこと、沼津は入札場面を観覧できます。うちも高度衛生管理と威張っている場合じゃないですよ。やっぱり観光客が見る部分もつくらないと、今から。今からじゃなくともう前からそういうのがありますしね。かつお公社もちゃんと周遊するところができているよね。ああいうところで魚をさばく、つくる、それを見たら、買いたいとなるんじゃないですか。ガラス張りの内側を見て、やはり衛生的にもいいし、私はそういうことだと思います。

次の質問になります。

企業の「稼ぐ力」の育成支援についての取組、結果はどのようになったのかについて質問いたします。

○鮫島寿文水産商工課長 企業の稼ぐ力の育成支援ということで、通告のほうでDX支援、スタートアップ支援とありましたので、その点について答弁したいと思います。

まず、DX支援につきましては、令和6年度の新規雇用創出就労環境改善事業におきまして、建設業の社員の勤務管理に係るクラウド勤怠管理システム導入の支援を1件行い、企業のDX推進の一助になったと考えております。これにつきましては、社員の入社、退社の管理をハード事業ということで整備をされたところです。この支援を行っております。市のほうでハード事業ということで、補助率が2分の1で、補助上限100万円以内ということで補助金を交付しております。

スタートアップ支援につきましては、商店等新規出店支援事業におきまして、令和6年度も新規に5件の新規出店、スタートアップの支援を行っております。事業者の創業を支援しているところです。これにつきましても、新規出店ということで、改装費、そういう部分の2分の1の

補助、上限50万円以内、そして、その後の家賃補助ということで、補助率2分の1以内で月額3万円で最長2年ということで支援をしております。

加えまして、本市が実施しております創業支援ネットワークの取組について申し上げますと、創業を目指す方や創業後間もない方を支援するため、国の産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画を策定し、平成28年1月に国の認定を受けまして、これまで取組を進めてきました。

本市に創業支援センターを設置をして、創業希望者に対する窓口相談を行っております。産・学・金・官が連携して、創業希望者をサポートする創業支援ネットワークにおいて、全面的な支援を行っております。商工会議所にワンストップ相談窓口を設置をして、令和6年度の実績としましては、相談が7件ありますと、創業された方が5件いらっしゃったということになっております。

これらの事業者におきましては、雇用も生みまして、現在も事業を継続しております。一定の成果があったものと捉えております。

○9番禰占通男議員 時間がありませんので、冒頭も言いましたけど、最低賃金も決まりました。企業に対しては価格転嫁はもう一番重要だと思うんですよね。そしたら先ほどの質問にもありましたように、介護のほうで、結局人件費、それを企業の仕事、それに転嫁できるかということも本当に大きなもんだと思いますので、これについては、かつて税務課長であった方に聞いたときに申告の後に分かりますということだったんですよね。それで、補助金がありますよね、商工会議所に業務内容を報告すると。県の中央会にするとかという補助金がありますので、その内容で、本市の業者の内務状況とか賃上げ、労働条件はどうなのかと、それを質問事項に盛り込んで、私は行政も把握すべきだと思います。これを要望しておきます。

次に、最後の質問になりますけど、この防災減災についての取組結果はどのようにになったのかということで、3項目設けてありますけど、3項目同時に、雨水管理総合計画に基づき、平田潟地区の対策工事計画について、枕崎市の強靭化計画の見直しについてはどのようにになったのかと。また、災害後の支援計画の策定についての進捗についてはどのようにになったのかを一括して質問いたします。

○神浦正純建設課長 まず、雨水管理総合計画に基づく浸水対策事業計画、平田潟地区についてですが、雨水管理総合計画につきましては、全国各地で水災害が激甚化、頻発化する中、本市の浸水リスクの高い市街地や浸水被害経験のある地域、山下・水流地区における中長期的な浸水対策計画を策定する必要があったことから、浸水対策を目的として、令和4年度から雨水管理総合計画の策定に着手しました。

令和4年度は、雨水管理方針の決定を行うため、氾濫解析ソフトのシミュレーションにより、各浸水予測箇所の被害額や重要度の算定を行い、優先度の高い地区を設定し、基本計画となる段階的対策計画の地区を選定しました。

令和5年度は、浸水シミュレーションの結果により、床上浸水があり、かつ、床下浸水も多い判定となった平田潟地区を優先地区として、段階的対策計画において、雨水対策施設の計画案と概算事業費を算定しました。

令和6年度につきましては、平田潟地区の次の段階として事業計画策定を予定しておりましたが、段階的対策計画において算出された概算事業費が想定をはるかに超える数十億円の費用がかかることが判明しました。このことから、府内協議の結果、事業完了の実現性等を鑑み、令和6年度は事業計画を策定せずに、ハード事業対策として、既存排水ポンプの能力向上を伴う更新、既設水路の改修、移動式ポンプの導入など、また、ソフト対策としては、洪水浸水想定区域の周知や避難体制の推進など、浸水被害の軽減を図るために検討を進めることとしたことから、令和6年度の事業実績にはないところです。

○平田寿一総務課参事 枕崎市国土強靭化地域計画の見直しについてということですが、本市の

見直しにつきましては、国の国土強靭化基本計画や、県の国土強靭化地域計画に沿った見直しのほか、関係課において施策推進に係る事業の実施等に必要な追記を行っております。

主なものとしましては、避難所として使用する施設の耐震化や老朽化対策、トイレなど施設のバリアフリー化を行い、避難所としての機能を強化することを追記しました。

また、災害リスクの低減を図るため、所有者による適切な管理がなされていない空き家の倒壊等による被害の拡大を防止するため、所有者等に対しての指導や解体補助といった支援を行うなど、空き家対策についての追記をしております。

そのほかにも、強靭化を推進する上で必要なことについて、文言の整理を行っておりますが、今後とも大規模災害に備え、災害リスクの変化や新たな知見、技術の進歩などを踏まえ、必要に応じて見直しを行い、今後もより効果的で実用的な対策が講じられるよう努めてまいります。

そして、受援計画策定についてということで、受援計画について述べさせていただきます。

この計画につきましては、大規模災害が発生した際、他の自治体やNPO、企業などからの支援を円滑にかつ効率的に受け入れ、ほかからの支援がしっかりと機能するよう、受入側の役割分担や作業の段取りを整理するもので、災害時の対応力をさらに高めるための重要な計画となります。この計画を策定することで、災害時の混乱を最小限に抑え、被災地の早期復旧・復興につなげることができます。

現在、本市の受援計画につきましては作成途中であります、令和8年3月までに完成させる予定となっております。以上です。

○眞茅弘美議長 以上で、禰占通男議員の一般質問を終わります。

これをもって、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時45分 散会

# 本 会 議 第 4 日

(令和 7 年 9 月 25 日)

令 和 7 年  
枕崎市議会第5回定例会議事日程（第4号）

令和7年9月25日 午前9時30分開議

日程番号	議案番号	件名	付託委員会
1	63	枕崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総 文
2	64	枕崎市職員の育児休業等に関する条例及び枕崎市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"
3	65	枕崎市議會議員又は枕崎市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"
4	陳3	日米地位協定の見直しを求める意見書の議決に関する陳情書	"
5	58	令和7年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）	予 特
6	59	令和7年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	"
7	60	令和7年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	"
8	61	令和7年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）	"
9	62	令和7年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）	"
10	68	日米地位協定の見直しを求める意見書	

- 本日付議された事件は議事日程（第4号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1番 眞 茅 弘 美 議員	2番 下 竹 芳 郎 議員
3番 辻 本 貴 志 議員	4番 上 迫 正 幸 議員
5番 水 野 正 子 議員	6番 立 石 幸 徳 議員
	9番 票 占 通 男 議員
10番 平 田 るり子 議員	11番 橋 口 洋 一 議員
12番 吉 嶺 周 作 議員	

1 本日の欠席議員次のとおり

7番 豊 留 榮 子 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長	畠 野 照 文 書記
宮 下 和 也 書記	吉 井 真 子 書記
山 口 美津哉 書記	

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長	本 田 親 行 副市長
山 口 太 総務課長	籠 原 正 二 企画調整課長
鮫 島 寿 文 水産商工課長	奥 山 博 史 市民生活課長
田 代 勝 義 財政課長	平 塚 孝 三 福祉課長
中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長	神 浦 正 純 建設課長
沖 園 信 也 農政課長	鮫 島 真 一 健康・こども課長
福 永 賢 一 税務課長	川 野 優 治 長寿介護課長
今 紿 黎 仁 水道課長	山 崎 弘 人 水道課参事
西 村 祐 一 市立病院事務長	橋 口 和 洋 監査委員事務局長
水 流 敏 幸 監査委員	中 村 俊 彦 農政課参事
桑 原 英 樹 水産商工課参事	立 石 秀 和 市民生活課参事
板 敷 勝 利 会計管理者兼会計課長	中 村 浩 一 朗 企画調整課参事
木之下 浩 一 教育長	高 山 京 彦 教育総務課長兼給食センター所長
山 宗 功 学校教育課長	山 田 浩 隆 生涯学習係長
永 江 靖 博 農委事務局長兼農業振興係長	木 口 屋 和 彦 選管事務局長
宮 原 司 消防長	中 原 勝 一 消防総務課長兼消防団係長
中 原 広 次 警防課長兼消防署長	中 山 俊 吾 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○眞茅弘美議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1号から第4号までを一括議題といたします。

総務文教委員長に報告を求めます。

[平田るり子総務文教委員長 登壇]

○平田るり子総務文教委員長 ただいま議題となりました日程第1号から日程第4号までの4件について、総務文教委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第1号枕崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第2号枕崎市職員の育児休業等に関する条例及び枕崎市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、申し上げます。

これら2件は関連があるため、一括して審査しました。

日程第1号は、国家公務員に準じて、妊娠又は出産等の旨を申し出た職員等に対し、育児に関する両立支援制度の意向確認等の措置を講じるため、所要の改正をしようとするものです。

その内容は、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等として、妊娠・出産時や育児期の職員への、面談等による両立支援制度の周知や制度利用・働き方の意向聴取及び聴取した意向への配慮を任命権者に義務付け、職員が子の年齢に応じた柔軟な働き方を選択できるよう支援するための規定を新設するものであるとのことです。

日程第2号は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員の部分休業に関し必要な事項を定めるため、所要の改正をしようとするものです。

その内容は、部分休業の取得パターンの多様化等、同制度の拡充についてであり、職員の子が小学校就学の始期に達するまで、公務をしつつ子を養育することを容易にするための新たな措置として、部分休業を取得できるパターンを、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の形態に加え、1年につき10日相当を超えない範囲内の形態を設け、職員はいずれかの形態を選択可能とする制度とするほか、この制度拡充に伴い、取得期間、上限時間等の取得要件を規定する内容であるとのことです。

今回の改正は、部分休業制度の拡充が一つの大きな変更点ですが、本市職員の部分休業の取得状況は、病院職員において平成30年度から6名の職員が7回の期間にわたり取得しているとのことです。

委員から、本件に関連し、本年4月1日から見直しがなされ施行されている子の看護休暇等に係る男性職員の取得状況について質疑があり、子供が病気に罹患したときなどに病院に連れて行く例などが多く、男性職員、女性職員問わずそれぞれ取得している状況にあるとのことです。

また、委員から、労働環境の充実を図るための新たな制度改正は、市役所が先行して取り組み、地域全体をリードしていくことで、市内の民間企業でも公務員並みの様々な制度の導入が進むよう、制度の周知を図っていただくとともに、民間企業における制度面での実態等についても情報提供できるよう努めてほしいとの要望がありました。

2件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第3号枕崎市議会議員又は枕崎市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、選挙等の円滑な執行を図るため、公職選挙法施行令の一部改正に準じて、選挙運動用ビラ及び同ポスターの作成に係る経費の公費負担の限度額を引き上げによる、所要の改正をしようとするものです。

改正の内容は、選挙運動用ビラ1枚当たりの作成単価を、改正前の7円73銭から8円38銭に

改め、また、選挙運動用ポスター1枚当たりの作成単価を改正前の541円31銭から586円88銭に改めようとするものです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第4号日米地位協定の見直しを求める意見書の議決に関する陳情書について申し上げます。

本陳情は、枕崎市桜木町在住の方から提出されたものです。

委員から、1995年9月に沖縄県で発生した少女暴行事件が日米地位協定見直しの声につながってきたことや、オスプレイをはじめとする米軍機の度重なる墜落事故に加え、全国知事会が決議した米軍基地負担に対する提言の内容には賛同できるといった意見や、全国知事会の提言に、住民に直接関係のある「関係自治体や地域住民の不安の払拭」とあることから、これに沿った協定の見直しを進めていくことは賛成であるといった意見がありました。

本件は、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○眞茅弘美議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。  
お諮りいたします。

日程第1号から第4号までの4件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第63号から第65号までの3件は原案のとおり可決、陳情第3号は、採択と決定いたしました。

次に、日程第5号から第9号までの5件を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

[橋口洋一予算特別委員長 登壇]

○橋口洋一予算特別委員長 ただいま議題となりました日程第5号から第9号までの5件について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について御報告いたします。

本委員会は、議長を除く全議員で構成され、委員長に橋口洋一、副委員長に下竹芳郎委員を選出し、付託された補正予算5件について、9月5日、11日及び12日と3日間にわたり開催し、慎重に審査を行いました。

委員会における詳細な審査経過につきましては、配付のとおりでありますので、審査の結果について御報告いたします。

審査の結果といたしましては、まず、日程第5号令和7年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）については、南薩木材加工センターの損失補償にかかる債務負担行為補正は、より慎重を期して審査を行うべきとの判断から、同センター職員を参考人として出席を求めて審査を行ったところですが、その結果、同センターの経営状況や今後の経営改善の方向性等について詳細かつ有意義な説明がなされ審査を深めることができました。

とりわけ、参考人から、今回の損失補償による借り入れについては、まだ決定したわけではないが期限を設けて目標に向かって返済していく手形貸付という形になるのではないかとの説明がなされたことから、この点に関し、委員からも同センターの貸付方法が決定した際は、当局は議会へも報告をしていただきたいとの要望があり、当局からも、同センターから今回の損失補償に基づいた借り入れについてどういった方法で行うのか決定がなされ報告があった際には、議会に対し適切な機会に報告していきたいとの答弁がありました。

本件は、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第6号令和7年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、日程第7号

令和7年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第8号令和7年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）、日程第9号令和7年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）の4件も、いずれも全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○眞茅弘美議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

日程第5号から第9号までの5件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第58号から第62号までの5件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10号を議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

[平田るり子議員 登壇]

○10番平田るり子議員 ただいま議題となりました日程第10号日米地位協定の見直しを求める意見書について、提案理由の説明をいたします。

先ほど採択されました陳情第3号の趣旨のとおり、日米地位協定は、1960年に日米間で締結されて以降、一度も改定されておらず、全国知事会が2度にわたり、米軍基地負担に関する提言を決議していることや、全国市長会からも、日米地位協定の見直しに関する要望がなされている。

よって、国は、国民の生命・財産と人権・環境を守る立場から、日米地位協定の見直しをされるよう強く要望することとし、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものです。

以上で提案理由の説明を終わります。

○眞茅弘美議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行いますが、質疑については、会議規則第53条のただし書きを適用し、回数の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第10号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

なお、ただいま可決されました意見書の事後の取扱いについては、議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前9時49分 散会

# 本 会 議 第 5 日

(令和 7 年 10 月 2 日)

令 和 7 年  
枕崎市議会第5回定例会議事日程（第5号）

令和7年10月2日 午前9時30分開議

日程番号	議案番号	件名	付託委員会
1	認1	令和6年度枕崎市一般会計歳入歳出決算	決特
2	認2	令和6年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算	"
3	認3	令和6年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	"
4	認4	令和6年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算	"
5	認5	令和6年度枕崎市立病院事業決算	"
6	認6	令和6年度枕崎市水道事業決算	"
7	認7	令和6年度枕崎市公共下水道事業決算	"
8	69	令和7年度枕崎市一般会計補正予算（第4号）	
9	70	議員定数適正化及び議員報酬等調査特別委員会の設置についての決議	
10		継続審査申し出について	
11		議員派遣について	

- 本日付議された事件は議事日程（第5号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1番 真 茅 弘 美 議員	2番 下 竹 芳 郎 議員
3番 辻 本 貴 志 議員	4番 上 迫 正 幸 議員
5番 水 野 正 子 議員	6番 立 石 幸 徳 議員
	9番 票 占 通 男 議員
10番 平 田 るり子 議員	11番 橋 口 洋 一 議員
12番 吉 嶺 周 作 議員	

1 本日の欠席議員次のとおり

7番 豊 留 榮 子 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長	畠 野 照 文 書記
宮 下 和 也 書記	吉 井 真 子 書記
山 口 美津哉 書記	

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長	本 田 親 行 副市長
山 口 太 総務課長	籠 原 正 二 企画調整課長
鮫 島 寿 文 水産商工課長	奥 山 博 史 市民生活課長
田 代 勝 義 財政課長	平 塚 孝 三 福祉課長
中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長	神 浦 正 純 建設課長
沖 園 信 也 農政課長	鮫 島 真 一 健康・こども課長
福 永 賢 一 税務課長	川 野 優 治 長寿介護課長
今 給 黎 仁 水道課長	山 崎 弘 人 水道課参事
西 村 祐 一 市立病院事務長	橋 口 和 洋 監査委員事務局長
水 流 敏 幸 監査委員	森 智 賀 健康・こども課参事
中 村 俊 彦 農政課参事	桑 原 英 樹 水産商工課参事
立 石 秀 和 市民生活課参事	板 敷 勝 利 会計管理者兼会計課長
中 村 浩一朗 企画調整課参事	木 之 下 浩 一 教育長
高 山 京 彦 教育総務課長兼給食センター所長	山 宗 功 学校教育課長
山 田 浩 隆 生涯学習係長	永 江 靖 博 農委事務局長兼農業振興係長
木 口 屋 和 彦 選管事務局長	宮 原 司 消防長
中 原 勝 一 消防総務課長兼消防団係長	中 原 広 次 警防課長兼消防署長
平 田 寿 一 総務課参事	中 山 俊 吾 総務課行政係長
白 澤 浩 一 税務課課税係長	田 中 克 己 税務課管理収納係長
岩 下 慎 矢 建設課土木係長	石 場 博 和 財政課財政係長

午前9時30分 開議

○眞茅弘美議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1号から第7号までの7件を一括議題といたします。

決算特別委員長に報告を求めます。

[平田るり子決算特別委員長 登壇]

○平田るり子決算特別委員長 ただいま議題となりました、日程第1号から第7号までの7件について、決算特別委員会の審査の経過並びに結果について御報告いたします。

本委員会は、議長及び議選の監査委員を除く全議員で構成され、委員長に平田るり子、副委員長に禰占通男委員を選出し、付託された認定事項7件について、9月12日及び16日から18日までの4日間にわたり開催し、慎重に審査を行いました。

その審査経過につきましては、配付のとおりであります。

審査の結果といましましては、日程第1号令和6年度枕崎市一般会計歳入歳出決算については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

また、日程第2号令和6年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、日程第3号令和6年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、日程第4号令和6年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算、日程第5号令和6年度枕崎市立病院事業決算の4件については、いずれも全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、日程第6号中、令和6年度枕崎市水道事業剩余金処分計算書については、全会一致で原案のとおり可決すべきもの、日程第6号令和6年度枕崎市水道事業決算についても、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、日程第7号中、令和6年度枕崎市公共下水道事業剩余金処分計算書については、全会一致で原案のとおり可決すべきもの、日程第7号令和6年度枕崎市公共下水道事業決算についても、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○眞茅弘美議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

これから、順次、採決いたします。

まず、日程第1号は、起立により採決いたします。

日程第1号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○眞茅弘美議長 起立多数であります。

よって、認定事項第1号は、認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。

次に、日程第2号から第5号までの4件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、認定事項第2号から第5号までの4件は、認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。

次に、日程第6号中、令和6年度枕崎市水道事業剩余金処分計算書は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、令和6年度枕崎市水道事業剩余金処分計算書は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○真茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、認定事項第6号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第7号中、令和6年度枕崎市公共下水道事業剩余金処分計算書は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○真茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、令和6年度枕崎市公共下水道事業剩余金処分計算書は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○真茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、認定事項第7号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第8号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま上程されました議案第69号令和7年度枕崎市一般会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3億3,452万4,000円を追加し、予算総額を159億5,032万4,000円にしようとするものです。

地方債の補正は、単独災害復旧事業の追加及び補助災害復旧事業の変更によるものです。

補正予算の内容は、市税、歳出還付金、市議会議員補欠選挙費並びに台風第12号により被災した市道及び農業用施設等の災害復旧事業をお願いしております。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○真茅弘美議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○真茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行いますが、質疑については、会議規則第53条のただし書きを適用して、回数の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○5番水野正子議員 補正予算書の末尾資料の3補助災害復旧事業、公共土木施設、市道2件のうちの長谷線について質疑します。

資料に記載のございます長谷線事業費2億4,000万円という高額な費用に対し、予定されている工事期間をお聞かせください。

○神浦正純建設課長 御質疑の長谷線につきましては、今回補正予算で高額の事業費を計上、お願いしているところでございます。これにつきましては、今回の補正予算編成時におきまして、まだ正確な測量成果もない時点で、想定し得る工法で概算の事業費を積算しております。また、現時点におきましても、振興局や県の本課等と復旧工法の検討・協議を継続中であり、事業費等につきましてもまだ定まっていない、今後変わる可能性が十分あるというところでござります。

さらに、災害査定もまだ受検していないことから、工事期間についても、現時点では分からな

いところでございます。

なお、長谷線につきましては、崩壊土砂が地滑りを起こしていないか、土砂の変異観測を行っていきます。変異が確認された場合は、最低1年程度の観測を継続し、地滑り状態に区分されれば、別途、地滑り災害として取り扱う可能性があることを申し添えておきます。

今後ですね、11月中に想定されている災害査定に向けて、工法及び工事費などを精査していくこととなっております。

○5番水野正子議員 土地の購入費が210万円ですが、これについて購入面積及び平米単価をお聞かせください。

○神浦正純建設課長 御質疑の土地購入費でございますが、購入面積としましては4,200平方メートルを想定しております。また、平米単価といたしましては、500円で設定しております。よって、4,200平方メートル掛ける500円で210万円となっているところでございます。

○6番立石幸徳議員 補正4号についてですね、幾つかお尋ねをいたします。

まず、説明資料の1番に市税歳出還付金ですね、1,000万円ぐらいの還付金が出ているんですね。今度の補正4号は、この間からの説明によると、台風第12号関係の全く臨時応急的な災害復旧予算であると。そういう中で、なぜ補正4号にこういう市税還付金という税務関係の還付金が計上されているのか、この件についてお尋ねをしておきます。

それから、台風第12号の災害対応、先ほども幾つか出されましたけど、台風第12号の最初の資料、これ8月21日から22日にかけて本市に到来した台風第12号でしたので、この被害状況も台風第12号関係の資料が8月26日現在の被害状況ということで、8月28日の全員協議会で出されてまいりました。それも参考に、災害対応復旧予算が補助災害と単独災害ということで予算計上されております。

まず、今度の災害、今後どういう作業の流れで復旧をしていくか。先ほどの説明でも建設課長から幾らか出されたんですが、もう少しこの災害補助、災害部分の補助率は幾らで積算されているのかですね。現時点では激甚災害ということにはなっていないみたいですが、激甚災害の可能性という意味ではどういうふうに考えているのか。

要は復旧ということになると、できるだけ早急に着工し、復旧をするというのが大事なんですけれども、先ほどの説明では、まだ工事期間もはっきり定かじゃないということなんですね。この辺の見通しについてもう少し詳細にお尋ねをしておきます。

○福永賢一税務課長 まず最初の質問の市税の歳出還付金について御説明いたします。

今回の補正につきましては、市内の大口事業者1法人の法人住民税申告書が提出されまして、予定納税されていた税額より大幅に減額になったことにより、市税歳出還付金の予算不足が生じたものです。

この法人の事業年度は7月1日から翌年6月30日までとなっておりまして、毎年2月に予定申告による予定納税、8月に確定申告による納税という形で2回に分けて納税をしていただいております。このうち、本市の会計年度としては、2月の予定納税分が前年度分となりまして、8月納税分が現年度分となるため、それが生じます。

当該法人の令和6年8月の確定申告においては、営業外利益が大きかったため、法人税割が大きく増加しました。また、それに伴い、令和7年2月の予定申告納税では、全事業年度納付額の半分程度の納税が必要なことから、予定納税額も前年度より大きく増加いたしました。

令和7年8月の確定申告により、予定納税した額に還付が生じましたが、本市の税収納においては、令和6年度の収納額でありますので、今回過年度分の還付として、歳出還付予算の増額が必要となりました。

先ほども申しましたように、当該法人は8月に確定申告を行うため、通常の9月補正予算編成に間に合いませんでした。

税務課単独の追加補正であれば、通常は12月補正をお願いするところなのですが、金額が大きく、還付を急ぐことで、還付加算金も抑えられることを考慮し、また、今回ほかにも追加の補正がございましたので、本件も追加でお願いすることとした次第です。

○神浦正純建設課長 まず、災害復旧事業の主な流れについて御説明いたします。

災害が発生しまして、まず、補助災害については災害報告を上げることになっております。これが災害終息後の10日以内と、おおむねですね。

次に、現地調査設計図書作成ということで、今やっているところですね。

次に、国庫負担申請のほうを正式に上げまして、その後災害査定が行われます。

現時点では、姶良・伊佐関係の査定の絡みもありまして、県からは、11月中を想定していると聞いております。

その後、今度は国庫負担金の交付査定で、一応ある程度工事内容が確定しまして、国庫負担金の交付と。それから、その後、事業費の精算、それから施工認定、完了検査というふうな流れになっているところです。

次に、補助率につきましては、まず、調査設計委託につきましては、基本的には単独費になります。後の工事費、それから用地、補償費などにつきましては、国庫補助対象になりまして3分の2、66.7%が国庫負担金ということになります。

そして、残りの3分の1につきましては、充当率100%の起債対象となっておりまして、そのうちの95%は交付税措置がなされることになっております。

○6番立石幸徳議員 前段の市税還付金のほうは、できるだけ早急に対応しないと、加算金のほうが増加していくということで了解いたしました。

災害の関係で、当局から出された資料、農政課と建設課から今回の台風第12号の災害場所の資料が出されているんですけどね。その右隅のほうに、農政関係、農林関係の施設、あるいは公共土木施設関係も、いずれも説明書きで、調査設計等委託料は補助災害の分に関わる設計調査用地測量費用の業務委託、これが単独災害のほうの予算に計上してあると、こういう説明なんですね。

非常に分かりづらい、あるいは場合によっては間違った予算計上をされているのではないかと、そんな気を持つんですね。つまり、補助災害に関わる調査、設計、用地測量、その分を単独災害復旧費で計上していますと。

こういうことになりますと、市民は非常に事業全体の、例えば先ほども出された長谷線の多額のですよ、数億円のこの復旧費が、この調査設計測量費は、どこに含まれているのか、そしてその事業費全体がですよ、全体事業費が幾らになるか判別しにくい、予算計上、あるいは費目もこういった単独災害復旧費にですよ、補助災害に関わる経費をこういう形で計上できるんですか、お尋ねいたします。

○田代勝義財政課長 議員が今おっしゃられました補助災害復旧費に係る設計委託費につきましては、単独災害復旧費のほうに計上されているということでございますが、これにつきましては、災害復旧事業に係る設計委託費につきましては、激甚災害等の特別な場合を除いて、補助金がついていないことから、単費となりますので、財源的な考え方から単独事業として捉えまして、単独災害復旧費の災害復旧費に計上したところでございます。

議員がおっしゃいますとおり、事業費の見やすさにつきましては、やはり単独災害、補助災害、それぞれ関係する費目をまとめたほうが事業費が把握しやすいということは理解しております。

ですので、災害がないことを祈っておりますけれども、もし災害の予算を組まないといけない場合になったときには、公共土木施設、農林水産施設の災害復旧費につきましては、補助事業につきましては、設計委託費を含めた形で、それぞれ事業費を分けて、分かりやすいように整理をしていきたいと考えております。

○6番立石幸徳議員 分かりやすいように計上していきたいと思いますという答弁ですね。今度の予算書は分かりやすくなっているわけですよ。つまり市民はですね、細かい費目がどういう形で計上されているか、予算書なんかを見る機会というのは、よっぽどのことではないと、市民は予算書を見る機会がございません。

端的に、長谷線の被害の復旧費が、全体としてですよ、あそこの復旧は幾らかかったのと、市民から聞かれたときにですよ、調査・設計・測量費を除けば、これこれであれこれでっていう、非常に多額な経費ですので、幾らなら幾らかかったと、全ての災害復旧に関わる事業費を説明しなきゃならんのですよ。

そうしますと、非常にこの補助災害の分の経費なのにですよ、それを単独災害費用の費目に計上しておくと、こういうやり方というのは、私はもうはっきり言って間違っていると思いますよ。

だから、その補助災害のほうで、補助対象にはならないかもしれませんけどね、激甚の場合は補助対象になるっていうんでしょう。補助対象にならないかもしれないけど、委託料なり、何なり、この計上の仕方というのはできると思います。

あくまでも単独災害ではない部分の調査・設計・測量費を、単独費に計上していくという、これはもう早急にこういった予算計上の在り方は改めていただきたいと思うんです。いかがでしょうか。

○田代勝義財政課長 先ほども答弁いたしましたけれども、補助金がつかないということでの単費の事業ということで、それぞれ捉え方があるわけですけれども、先ほど答弁いたしましたように、事業費全体が見やすくなるような形での整理をしていきたいと考えております。

○6番立石幸徳議員 補助対象にならないということで単独の事業という詭弁ですよ。これは単独事業じゃないんですよ。ここに説明をちゃんと書いてあるじゃないですか、この資料のね、先ほども読みましたけど、調査設計委託料は補助災害の分なんだと。

そういうことで、これはまた今後もきちんとフォローしますけどね。予算計上の仕方を検討して、改めていただきたいと思います。

そこで、内容的なことで、数億円、これからいろいろと精査していくという建設課長の答弁もありましたけど、本当に多額の災害復旧になろうかと思うんですが、長谷線の利用頻度といいましょうか、どの程度、道路は利活用されているものなのか、ここを本当に復旧をきちんとしなければならない、場合によっては市道廃止と、もう復旧は一応、簡易的なもので済ませて、もう廃止をするということについては検討はされなかつたんですか。

○神浦正純建設課長 まず、長谷線についての利用状況についてですけれども、まず、山間部の市道であることから、利用者としましては山林を持った受益者とか、あと獣友会の方などと限られた方々の利用ということは認識しているところでございます。

しかしながら、今回、災害復旧の一番の必要性としまして、今回の被災箇所から約800メートルの位置に今、重要物流道路である国道225号があります。

被災箇所から国道に向かって沢、溪流ですね、国道を横断する暗渠までつながっておりますし、今回の崩壊土砂による、今後の土石流、それから地滑りなど、二次災害も大変懸念されることから、今回、補助災害復旧費により適正に対応しておかなければならぬと考えているところです。

○6番立石幸徳議員 最後の質疑にしますけど、今の時点ではあくまでも概算で積算していると。

今後、いろいろ工法等についても、あるいは県とのいろんな精査もしていくことでしたので、できるだけ経費削減といいましょうか、はっきり言って3億円近い事業費、これが費用対効果でどういう意味を持つのか。我々も現場を見ていないんですけどもね、写真だけで判断しますけど、今後ともその経費がかさまないようにと、それについては留意して検討していただきたいと思っております。

○眞茅弘美議長 ほかにありませんか。

○11番橋口洋一議員 補正予算の10ページ、市議会議員補欠選挙費についてお伺いします。

議員が1名辞職されたということで、この補欠選挙費が上がったと思うところなんですが、公職選挙法等を見てみると、議員の6分の1を超える人数が減少したときに、補欠選挙は実施されるというふうに書いていましたが、今回は1名減というところで、枕崎市議会で考えますと、6分の1、2名を超えるところが対象となると思うんですけども、今回、1名というところで、補欠選挙の対応になったその内容をお伺いします。

○木口屋和彦選管事務局長 ただいま質疑のありました、補欠選挙に至る経緯についてお答えを申し上げます。

議員の辞職、死亡等によりまして、議員に欠員が生じた場合は、議員の不足を補うために補欠選挙が実施されることになります。この補欠選挙が実施されるには、公職選挙法で一定の条件が規定されておりまして、その優先順位に沿って、選挙の必要性を確認することになります。この優先順位につきましては、選挙の種類によって異なるため、地方公共団体の議会の議員に限定した答弁とさせていただきます。

まず、優先順位の1番目として、公職選挙法第112条第5項に規定される繰上げ補充により、当選人を定められるかどうかを確認いたします。

繰上げ補充とは、補欠選挙は行わず、一定の資格・要件を有する者を当選人として補充する方法となります。

本条では、選挙期日後3か月以内に欠員が生じた場合と、3か月経過後に生じた場合について規定されており、選挙期日後3か月を経過している場合においては、直近の選挙結果で、得票数が同数だったものが存在し、その上でくじとなった結果、当選人とならなかつた者がいるときは、そのものを繰上げ補充することになります。しかし、本市の場合では前回選挙におきまして、該当する候補者がいなかつたため、該当しないということになります。

2番目として、公職選挙法第113条第1項第6号に規定されます、一定数以上の欠員が生じているかどうかを確認します。

補欠選挙が行われるためには、議員定数に一定数以上の欠員が生じている必要がありますが、地方公共団体の議員では、先ほど質問者がおっしゃったとおり、定数の6分の1を超える欠員が発生した場合に、補欠選挙が行われることになります。

本市の場合、現在の議員定数が12名ということで、3名以上の欠員が生じた場合となるため、これにも該当しないことになります。

3番目として、公職選挙法第113条第3項第3号に規定されます、便乗選挙の可能性を考えます。

今回のケースは、この3番目に該当し、補欠選挙が行われるものですが、補欠選挙では、先ほど申し上げた議員定数の6分の1を超える欠員に達していなくても、当該選挙区において、同一の地方公共団体の他の選挙が行われるとき、補欠選挙を行うとされ、これを通常、便乗選挙と呼んでおります。

この便乗選挙が実施されるためには、親選挙となる市長選挙の告示日の10日前までに、当選人または議員の欠員が生じていなければならぬとされており、本市でいうと、市長選挙の告示日の10日前が、今回令和8年1月1日に当たり、その前日までに欠員が生じていることで、市長選挙と合わせて市議会議員の便乗選挙が実施されることになります。

逆に、議員の辞職願が令和8年1月1日以降に受理された場合は、便乗選挙は実施されず、欠員のまま任期満了を迎えることになります。

参考までに、補欠選挙の発生事由が、任期満了前6か月以内に生じた場合は、補欠選挙は行われないことになっております。

一方で、議員の数がその定数の3分の2に達しなくなったとき、この場合は、任期満了6か月

以内であっても、必ず補欠選挙を実施しなくてはならないとされているところでございます。

○11番橋口洋一議員 分かりました。便乗選挙ということで、今回は実施されるということですね。

次に、負担金補助及び交付金というところで316万円上がっているところですけれども、こちらの算定根拠等についてお伺いします。

○木口屋和彦選管事務局長 御質疑のありました10ページの市議会議員補欠選挙の公営費について御説明をいたします。

これは、選挙運動の一部費用を市が負担する選挙公営に要する費用となります。今回の補正予算では、欠員1名に対して4名の立候補者を想定した予算額としております。

選挙公営費につきましては、先般、選挙運動用自動車以外の公営費に伴う限度額単価の改正がなされたところですが、具体的な歳出内訳について、公営費目ごとに想定する立候補予定者の4名分の総額で申し上げます。

まず、選挙運動用自動車につきましては、ハイヤー方式とレンタカー方式のいずれかを選択できることになりますが、高額となるハイヤー方式で積算をし180万6,000円、それからポスター作成費で53万9,840円、選挙運動用通常はがきで68万円、ビラ作成費で13万4,080円となり、総額で316万円となります。

これは、1候補者当たりで換算すると約79万円となり、予算編成上立候補者が想定した4名を下回ることで、支出額も抑えられることになります。

○9番禰占通男議員 先ほどの復旧工事についてですけど、進行状況について、課長から示されましたけど、12月以降ということですけど、そうなった場合、また二次災害ということもありますよね。

それまでに今資料を見ると、長谷線の山腹崩壊、これ以外はある程度軽微なものだと思いますけど、こういった軽微なものへの対応というのは、今までどのようにやってきたのか、今後どうしていくのかってそれについて示していただければと思います。

○神浦正純建設課長 現在、軽微なものといいますか、そういった単独災害に計上しているような箇所につきましては、特に大雨によってそこからあふれた水とか、そういったもので被災しているところが多いですので、現在対応している作業としましては、水が被災箇所に行かないよう、土のう等で水切りをしたり、そういった対応を取っているところです。

○9番禰占通男議員 そうするとその後に、復旧というか工事完了となると、やっぱり二、三ヶ月かかるということですか。

○神浦正純建設課長 まず、単独災害につきましても、今回の議決を経まして、その予算を活用して、工事発注をしていくわけですので、当然、発注準備、それから契約をして、業者が工事に取りかかるまでそれなりの日数はかかると考えております。

○9番禰占通男議員 災害が起きたときにですよ、各建設会社等は自分の持ち場というのが大体決まっていて、それあとポールを立てたり、ちょっと車が通れるぐらいをまた簡単に整備したりするのがいつも災害のパターンだと思うんですけど、やはりここら辺も側溝のしゅんせつ、また路肩の軽微なもの、そういうのはもう写真判定でも取り入れていると思うんですけど、迅速に災害対策をしたほうがいいんじゃないですか、どうなんでしょうか、今後についても。

○神浦正純建設課長 議員がおっしゃるとおり、今までそういった、例えば通行に支障が出ている道路とか、そういったところにつきましては応急措置を建設業組合の方々にお願いしているところもあります。

今回につきましては、現在ではちょっと建設業組合のほうには特に依頼しているところはございませんけれども、今後、またそういった早急な対応が必要なときには協力をいただいていくことになります。

○眞茅弘美議長 ほかにありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第8号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9号を議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

[吉嶺周作議員 登壇]

○12番吉嶺周作議員 ただいま議題となりました日程第9号議案第70号議員定数適正化及び議員報酬等調査特別委員会の設置についての決議について、提案理由を申し上げます。

本市議会における適正な議員定数及び議員の報酬等について調査・研究を行うことを目的に、議長を除く全議員で構成する特別委員会を設置するものであります。

なお、設置期間は令和8年3月31日までとなっております。

以上、御提案申し上げます。

○眞茅弘美議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、議長を除く全議員が提出者となっており、会議規則第36条第3項の規定を適用して、委員会付託を省略し、本会議において審議するとともに、質疑及び討論は省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第9号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10号を議題といたします。

お諮りいたします。

総務文教・産業厚生の各常任委員長から、御手元に配付のとおり、所管事務調査の継続調査の申出がありました、それぞれ申出のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、それぞれ申出のとおり決定いたしました。

次に、日程第11号を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第125条の規定を適用して、御手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

本定例会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本定例会の議事の全てが終了いたしましたので、令和7年第5回定例会を閉会いたします。

午前10時23分 閉会

# 一般質問の要旨

令和7年 第5回定例会一般質問及び要旨

質問者	質問の主題	質問の要旨	答弁者
①上迫 正幸	高血圧ゼロの街 枕崎プロジェクトについて	1 本市の脳血管疾患の標準化死亡比が、全国と比較して高く、脳卒中患者に占める高血圧症の割合が男女とも非常に高い現状にあるが、市長の見解は	市長 副市長 課長
		2 令和元年度から取り組んでいるプロジェクトの成果をどう捉えているか	
		3 市内中学校（保護者を含む）や若年層を対象とした出前講座等は開催したことがあるのか	
②辻本 貴志	枕崎市自殺対策計画について	4 市内37か所に血圧計を設置しているが、その目的と使用状況は	
		1 平成30年度に計画を策定しているが目的と内容は	市長 副市長 課長
		2 令和6年度に中間見直しを行ったが理由と内容は	
	防災について	3 本市における過去5年間の自殺者数の推移は	
		1 地震、台風、大雨等が予想される場合の市民への伝達方法は防災行政無線等があるが、耳の不自由な方々に伝える方法はあるのか	市長 副市長 課長
		2 現在の自主防災組織の結成率は	
	LD・ADHD通級指導教室について	3 自主防災組織の活動内容はどうなっているのか	
		1 新設した目的や狙いについて	市長 副市長 教育長 課長
		2 専門職の配置について	

質問者	質問の主題	質問の要旨	答弁者
	教職員の精神的負担とその軽減策について	<p>3 作業療法士や言語聴覚士といったリハビリテーション専門職を学校に配置することを検討できなか</p> <p>4 通級での学びが、児童が在籍する学級へ戻った際にどのように活かされるのか。また、支援体制についてはどのようにになっているのか</p>	
	有機農業の推進について	<p>1 直近5年間における市内小中学校の教職員の精神疾患を理由とした休職者数の推移について</p> <p>2 教職員の精神的負担が増加している現状と対策について</p>	市長 副市長 教育長 課長
	オーガニック給食の導入について	<p>1 市内における特別栽培農産物の取組の現状と農家が直面している課題について</p> <p>2 技術指導・販路開拓・補助制度など、これまでの支援策の内容と今後強化すべき取組について</p> <p>3 「枕崎ブランド」として有機農産物を発信する考えはあるか</p>	市長 副市長 課長
	認知症高齢者の見守り支援	<p>1 学校給食の安全管理体制はどうなっているか</p> <p>2 想定される課題（価格・供給体制・調理現場の負担など）について</p> <p>3 モデルの導入や一部実施など、今後の展望や具体的な検討の方向性について</p>	市長 副市長 教育長 課長
		<p>1 安心シールの登録件数や利用実態、現状の課題について</p>	市長 副市長

質問者	質問の主題	質問の要旨	答弁者
	について	2 利用者や家族の声を踏まえ、事業を改善・見直す考えはあるか  3 I C T を活用し地域全体で見守る「みまもりあいプロジェクト」など、先進的な取組を導入・検討する考えはあるか	課長
④平田るり子	産業競争力について	1 市長が目指す産業競争力の向上が、どのように市民の幸福につながるのか	市長 副市長 課長
	馬追川水系について	1 水質調査の結果と課題の認識について  2 枕崎市民の環境を守る条例について	市長 副市長 課長
	終末処理場について	1 周辺環境への悪臭調査の結果と対応について  2 P F A S (有機フッ素化合物)に関する調査の結果と啓発について	市長 副市長 課長
	鰹節製造業の団地化構想について	1 本市における鰹節製造業の課題と団地化構想の可能性について	市長 副市長 課長
	沿岸海域の調査について	1 枕崎周辺における水質改善と生態系への影響に関する調査について	市長 副市長 課長
⑤水野 正子	高校生が活躍できる場の創出について	1 まちづくり・地域活動への積極的な参加について  2 参加できるボランティア活動にはどのようなものがあるか	市長 副市長 教育長 課長

質問者	質問の主題	質問の要旨	答弁者
	LD・ADHD通級指導教室について	<p>1 枕崎小学校に新設されるが、本市に対象児童は何名いるのか</p> <p>2 LD・ADHDの診断はどういった形でなされるのか</p>	市長 副市長 教育長 課長
	お茶の振興策について	<p>1 現在価格が高騰している要因は何か</p> <p>2 価格を維持、かつ上昇させていくために、どのような努力が必要か</p> <p>3 後継者への支援はどのようなものが考えられるか</p> <p>4 不耕作の茶畠を再利用するに当たり、どのような支援が考えられるか</p>	市長 副市長 課長
	犬の白浜について	<p>1 現状と今後の整備計画について</p> <p>2 観光流動、周知はどのように考えているのか</p>	市長 副市長 課長
⑥立石 幸徳	本市の空き地対策と都市計画マスタープランについて	<p>1 空き地の実態把握について</p> <p>2 空き地の管理並びに有効活用について (空き地除草条例などの制定について)</p> <p>3 本市都市計画マスタープランの策定と用途地域の見直しについて</p> <p>4 立地適正化計画について (居住誘導区域や都市機能誘導区域について、届出制度の運用など)</p>	市長 副市長 課長

質問者	質問の主題	質問の要旨	答弁者
	枕崎漁港整備計画について	1 枕崎漁港外港への多角的アクセスの検討について	市長 副市長 課長
	持続可能な本市介護保険事業の構築について	1 介護人材の確保について 2 介護事業所への支援策について	市長 副市長 課長
⑦禰占 通男	令和6年度事業の評価について	1 子育て、少子化対策について (1) 令和6年度施政方針では、「本市若者が定住し、暮らしを成り立たせる施策は、水産業や水産加工業、その他製造業、農業等を強化する施策を実行し、少子化対策に資する取組とする」とあるが、特に成果を上げたと評価する施策は何か  (2) 若者・子育て世代への支援について (住居対策、U I Jターン、所得向上の取組について)  2 農林水産業の対策について (1) 新規就業者の確保・育成及び定着率はどのようにになったのか  (2) 経営支援や収益向上策はなされているのか  3 観光と特産品販路拡大についての取組、結果はどうようになったのか (1) 繼続的なPRの展開について  (2) 販路拡大に伴う生産・加工体制の強化について  4 企業の「稼ぐ力」の育成支援についての取組、結果はどうになったのか (DX支援、スタートアップ支援、新産業創出)  5 防災・減災についての取組、結果はどうな	市長 副市長 課長

質問者	質問の主題	質問の要旨	答弁者
		<p>ったのか</p> <p>(1) 雨水管理総合計画に基づく、浸水対策事業計画 (平田潟地区)について</p> <p>(2) 枕崎市強靭化地域計画の見直しについて</p> <p>(3) 受援計画の策定について</p>	

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 眞茅弘美

枕崎市議会議員 下竹芳郎

枕崎市議会議員 橋口洋一